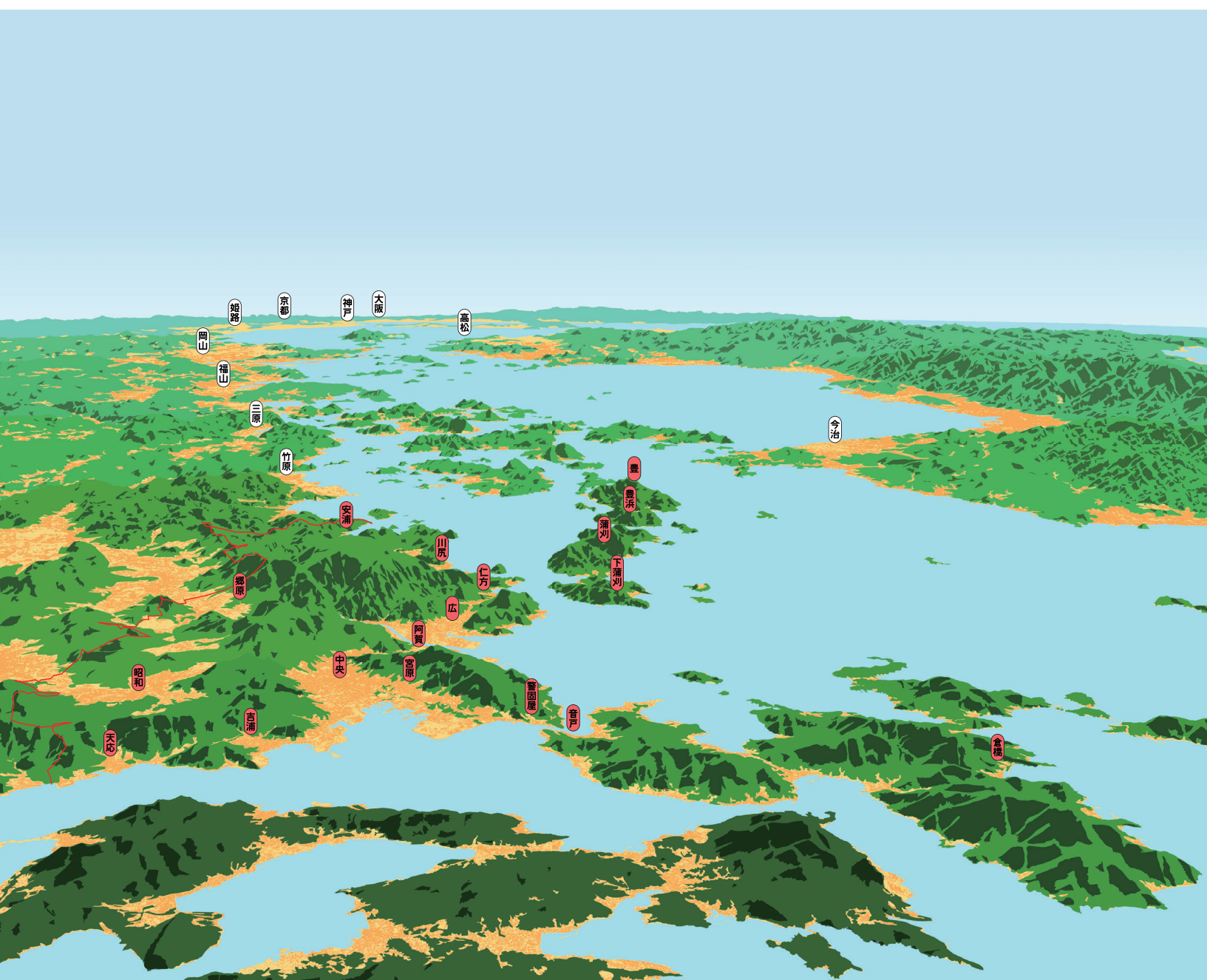


令和 6 (2024) 年 7 月
呉市



呉市文化財保存活用地域計画 目次

第1章 計画作成の目的と将来像

～呉市の未来を思い描こう～

1 将来像	2
2 計画作成の背景	2
3 計画作成の目的	3
4 基本方針	3
5 計画の対象（文化財の定義）	5
6 計画期間と進捗管理	6
7 計画の位置付け	7

第2章 呉市の概要

～呉市をいろいろな視点から見てみよう～

1 自然的・地理的環境	14
2 社会的状況	21
3 歴史的背景	28
4 地区の特徴	38

第3章 呉市の文化財の概要と特徴

～今に残る呉市の文化財を知ろう～

1 指定等文化財	42
2 日本遺産・ユネスコ「世界の記憶」	45
3 未指定文化財	47
4 呉市の文化財の特徴	48

第4章 文化財に関する調査・取組

～呉市の文化財を紐解いてみよう～

1 計画作成に係る調査	54
2 文化財の調査に関する現状と課題	61
3 文化財に対する取組の現状	65
4 文化財を活用した市民団体等による主な取組事例	71

第5章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

～呉市の文化財を継承しよう～

基本方針（１） 文化財を調べる	74
基本方針（２） 文化財を守る	76
基本方針（３） 文化財を活かす	80
基本方針（４） 文化財を伝える	83

第6章 歴史文化の特徴と関連文化財群

～歴史文化の特徴が紡ぐストーリーを楽しもう～

1 呉市の歴史文化の特徴	90
2 歴史文化の特徴と関連文化財群の設定	93
[関連文化財群①] 海と島と山が織りなす絶景	94
[関連文化財群②－１] 海の恵みを求め根付いた原始の営み	100
[関連文化財群②－２] 山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み	107
[関連文化財群②－３] 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし	113
[関連文化財群③－１] 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点	121
[関連文化財群③－２] 海の往来とともに栄えた産業と町並み	127
[関連文化財群④] 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾	134
3 関連文化財群と地区ごとの文化財の対応	142

第7章 文化財の防災・防犯

～呉市の文化財を災害や犯罪から守ろう～

1 想定される災害・犯罪	148
2 防災・防犯に関する課題	149
3 防災・防犯に関する方針と措置	150
4 防災・防犯に関する連携体制	152

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

～文化財をまちづくりの主役の1つとし、市民で守り、活かそう～

1 文化財の継承に向けて期待される各主体の役割	154
2 推進体制の構築	155
3 文化財の継承に向けた新たな推進体制	161
4 文化財の保存・活用の将来に向けて	165

第 1 章

計画作成の目的と将来像 ～呉市の未来を思い描こう～

- ・呉市では、文化財所有者や呉市だけでなく、住民や地域の団体、市内外の事業者や研究者などの多様な主体が連携し、文化財を継承することで、活力ある住みよい未来の呉市を実現するため、「呉市文化財保存活用地域計画」を作成します。
- ・文化財を活かしたまちづくりの将来像を「歴史文化を楽しみ 育て 伝えるまち 呉」とし、「調べる」、「守る」、「活かす」、「伝える」を基本方針として定めました。
- ・「呉市文化財保存活用地域計画」は、令和 6（2024）年度から 12（2030）年度の 7 年間を計画期間とします。
- ・本計画では、文化財保護法の指定の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的な遺産を広義の「文化財」として計画の対象とします。また、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境（周辺の景観や関連する活動など）」の有機的な結びつきにより生まれる総体を「歴史文化」として定義し、呉市の「歴史文化」を未来に継承していくことを目指します。

1 将来像

歴史文化を楽しむ 育て 伝えるまち 呉

呉市は、文化財を活かしたまちづくりを推進しています。

呉市には、資源に恵まれた海や山など豊かな自然環境があり、それぞれの地区では、その豊かな自然環境を土壌とし、独自の暮らしが営まれてきました。それぞれの地区には、時代ごとに築かれてきた歴史文化を現在に伝える多彩な文化財が残されています。

そうした個性豊かな地域の暮らしを楽しむ中で、新たな文化財を見だし、地域の魅力の源泉として磨き上げ、一層彩り豊かな呉市を将来に継承していきます。

2 計画作成の背景

世界における産業構造の変化や、情報化社会の到来などにより、我が国の社会情勢が大きく変化する中で、地域により異なる多様な文化財の特色をまちの基盤として活用することが求められる時代になりました。呉市を活力ある住み良い町として未来に残していくためには、地域固有の歴史文化を呉市のまちづくりの核として機能させ、それによって地域住民のシビックプライドを醸成していくことが、今まで以上に必要とされています。

現在呉市には、157 件の指定等文化財が点在し、魅力あふれる多様な歴史文化を現在に伝える貴重な資源として受け継がれています。

また、呉市では「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」、「荒波を越えた男たちが紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」という市域を越えたストーリーを持つ日本遺産や、ユネスコ「世界の記憶」に登録された「朝鮮通信使に関する記録 -17 世紀～ 19 世紀の日韓の平和構築と文化交流の歴史」等の文化財を活かしたまちづくりが進められています。

特に鎮守府開庁以降の旧呉海軍に関わる文化財は、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）による資料集積・情報発信により、近代呉市の発展の礎として、市内外を問わず多くの人々の関心を集めています。また当時の建造物などが自衛隊や民間企業等の尽力によって数多く現存していることも相まって、呉市の観光振興の主軸ともなっています。

また、これまで地域の人々が大切に守り育んできたものは、我が国を代表するような文化財だけではなく、各集落で受け継がれている祭礼行事や、暮らしの中にある田園風景、農業や漁業などの生業に関わる慣習や道具類、食生活に関する文化や自然などです。しかしながら、これら地域の豊かな歴史文化を物語る重要なものが、社会情勢の変化によって次第に忘れられ、ついには失われるものも少なくありません。

呉市は合併によって歴史的経緯、地勢、気候、風土の異なる地域が含まれるようになったことで、呉市の歴史文化は一層多様で豊かなものになりました。その一方で、それら地域固有の歴史文化に光を当て、十分に掘り下げてきたとは言いがたい状況にあります。地

域への愛着や連帯感が薄れていく中で、後継者不在や維持管理の負担の増大による歴史的建造物の減少や空き家の増加、地域活力の低下や担い手不足による伝統技術や祭礼行事の消失などの危機的状況が一層顕在化してきたと言えます。

3 計画作成の目的

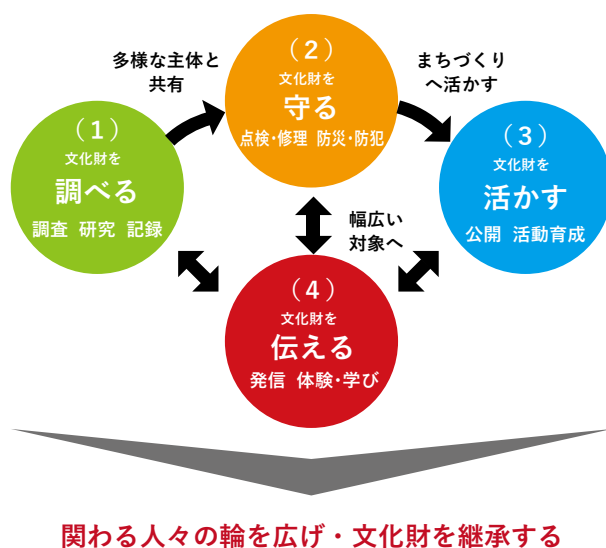
上記のような事柄を背景として、今まで以上に文化財を呉市のまちづくりの核として機能させるためには、地域の文化財を取り巻く状況を整理・分析した上で、呉市の歴史文化の特徴や保存・活用のあり方を地域社会と共有することが必要です。所有者・管理者や呉市だけでなく、地域団体や市民団体、調査研究機関などの様々な人々や組織などが参加・連携・協働し、文化財を未来へつなげ、活力ある住みよい未来の呉市を実現する原動力を創ることを目的として、本計画を作成します。

4 基本方針

本計画では、文化財が地域の人々の核となり、将来に向かって着実に継承されるよう「歴史文化を楽しむ 育て 伝えるまち呉」を将来像に設定し、多様な人々の参画を促しながら、持続的に文化財を継承できるよう、次の4つの基本方針を定めます。

まず、「文化財を調べる」ことで、文化財を掘り起こし、価値を明確にし、多様な主体と共有します。文化財に対する関心や理解の促進を図り「文化財を守る」取組を進めます。

また、多様な主体が協働し、分野を横断した取組を展開することで、文化財の持つ価値や魅力を高め、まちづくりに「文化財を活かす」取組を進めます。さらに、市内外の幅広い人々に向けて多様な手段による「文化財を伝える」取組を行い、保存・活用に関わる人々の輪を広げ、文化財を継承していきます。



基本方針（１） 文化財を調べる

文化財を掘り起こすとともに、価値を明確にします。文化財に関する研究を深め、歴史を紐解くとともに、歴史文化を記録します。

市民は、自分たちの住む地域の身近な文化財を掘り起こし、地域の誇りとして共有します。呉市は、地域の活動を支援するとともに、調査研究機関とともに、専門的視点から研究、記録を行います。

基本方針（２） 文化財を守る

文化財の点検や修理、また、現状の記録を進めるとともに、文化財および周辺の環境を把握し、確実な保存を行います。

市民は、所有者・管理者と一体となって文化財を守る活動を実施します。呉市や調査研究機関は、守るための活動支援や仕組みづくりを行います。

基本方針（３） 文化財を活かす

市民が文化財の持つ価値を享受できる機会をつくります。文化財の公開を進め、また、文化財を活かした多様な活動を育みます。

市民は、所有者・管理者の理解のもと、文化財を身近な地域のまちづくりに活かします。呉市は、市民や所有者・管理者が行う取組を支援し、情報発信などにより活動を支えます。

基本方針（４） 文化財を伝える

文化財の価値や魅力、関連する取組を広く発信します。また、文化財に関する理解や関心を高めるような学びや体験の機会をつくります。

呉市を中心に、多様な主体による情報を一元化し、多様な手法で発信します。市民は、文化財に関する様々な情報を自ら発信し、市内外に文化財の魅力を伝えます。

5 計画の対象（文化財の定義）

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（文化庁、令和5（2023）年3月）より

（本指針の対象とする文化財）

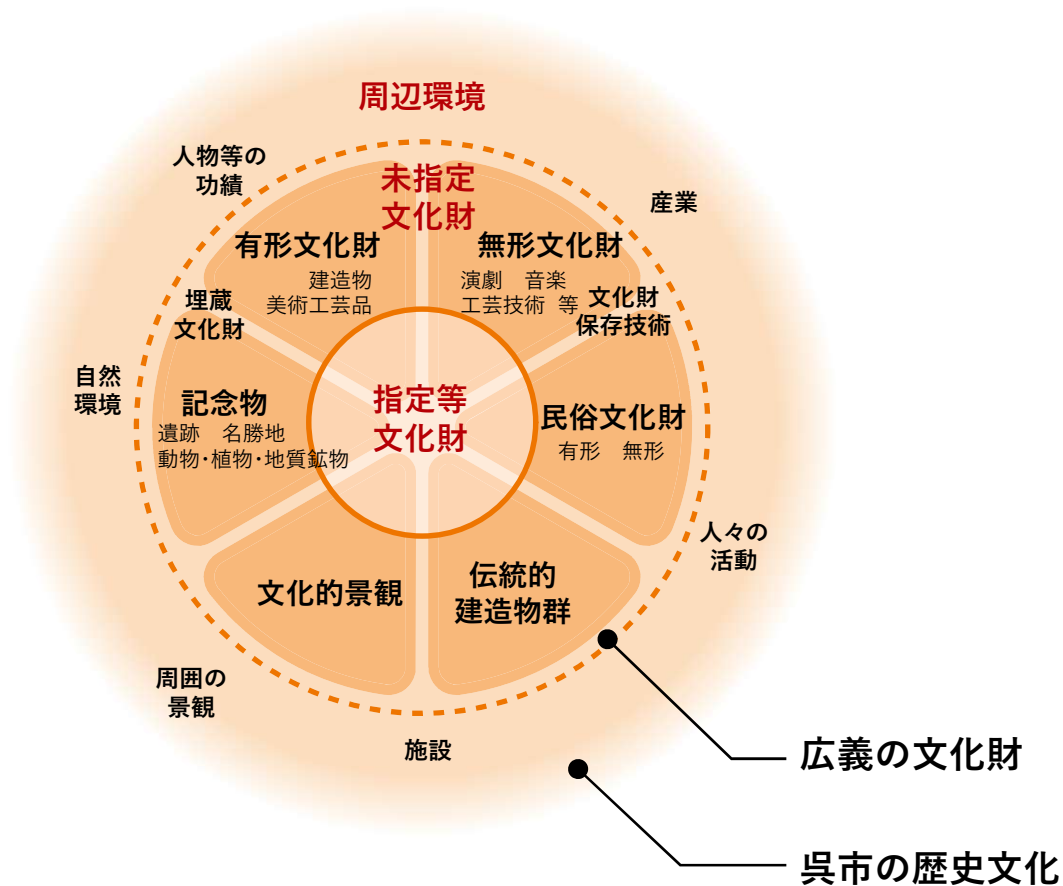
本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化財保護法においては、文化財として、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型を定め、その他、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても保護の対象としています。

これら文化財のうち、歴史上、芸術上、または学術上の価値が明確になっているものは、指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には、指定等文化財だけでなく、地域の人々が大切に守り育ててきた、地域の歴史文化、自然を物語る遺産が数多く存在しています。本計画では、文化財保護法や条例上の指定等の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的遺産を広義の文化財とします。文化財保護法で規定される6類型に含まれる対象を幅広く捉え、これまで文化財として扱っていなかった、呉市の特徴である旧呉海軍に由来する機械・工作物や戦争遺跡、景観なども対象とします。未指定ながら、呉市にとって特徴的なものや市民に身近なものを含めた幅広い遺産を、本計画で対象とする文化財として取り上げます。

また、文化財は、周囲の景観、文化財を支える人々の活動や施設、産業等の「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となっこそ、その価値を高めることができるものと考えます。

本計画では、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義します。本計画は、文化財の価値や魅力を高め、周辺環境を含めてまちづくりなどへ活かすことによって、呉市の歴史文化を未来に継承していくことを目指します。



6 計画期間と進捗管理

(1) 計画期間

呉市長期総合計画の計画期間を勘案し、令和6（2024）年度～令和12（2030）年度の7年間の計画期間とします。

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
第 5 次呉市長期総合計画	基本構想（10 年間）										
	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）					
	第 2 期					第 3 期					
	第 1 期					第 2 期					
まち・ひと・しごと創生総合戦略											
呉市国土強靱化地域計画											
呉市文化財保存活用地域計画						計画期間 7 年					

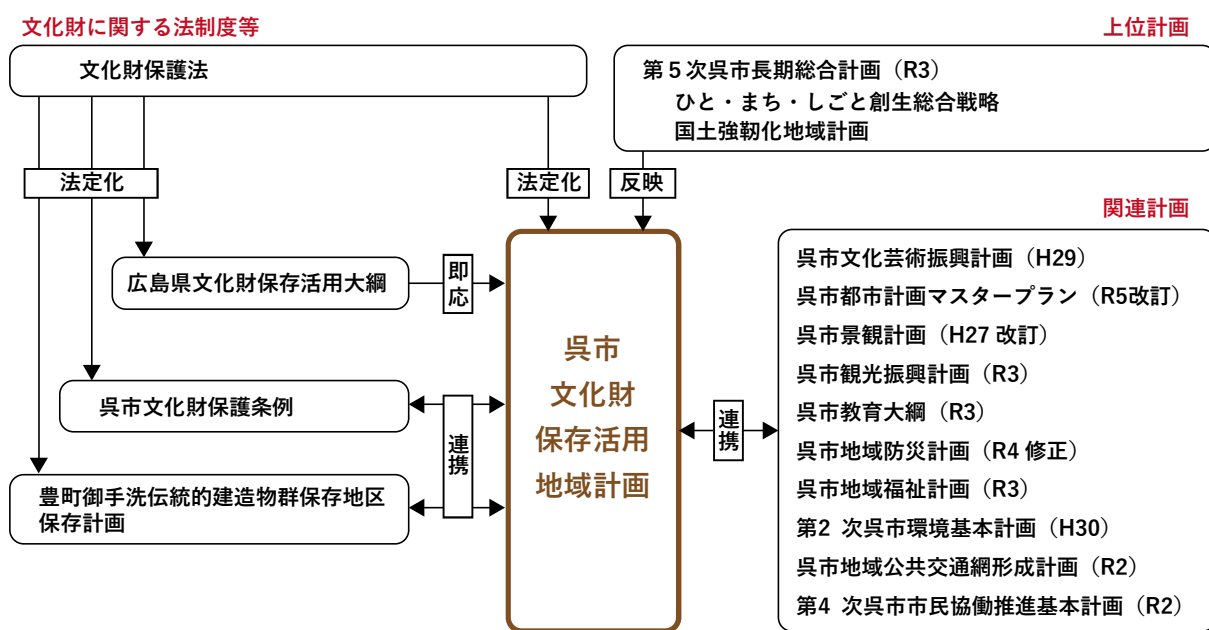
(2) 計画の進捗管理と自己評価

本計画の実施にあたっては、これまで計画作成に関する協議組織であった「呉市文化財保存活用地域計画策定協議会」を「呉市文化財保存活用地域計画推進協議会」に改編し、計画の進捗管理を行います。

関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して適宜、計画の見直しを行います。計画期間の変更、市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が生じた場合には、文化庁長官による変更の認定を受けます。上記以外の軽微な変更を行う場合は、変更の内容について広島県及び文化庁へ情報提供を行います。

7 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法にもとづく法定計画であり、広島県文化財保存活用大綱を勘案して作成しました。呉市においては、上位計画となる第5次呉市長期総合計画を反映し、また、各分野の関連計画と連携して取組を推進していきます。



(1) 文化財に関する法制度等

① 文化財保護法

昭和24(1949)年の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として昭和25(1950)年に文化財保護法が成立しました。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群(町並み)の6分野を文化財として定義し、これらの文化財のうち重要なものを指定・選定等して、国の重点的な保護の対象としています。

近年、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題と

なっており、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30(2018)年6月に文化財保護法が改正されました。

本計画は、改正された文化財保護法第183条の3に基づく計画となります。

② 広島県文化財保存活用大綱（令和3（2021）年3月策定）

文化財保護法の改正を受け、同法第182条の2の規定に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら、文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。

目指すべき将来像を「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」としています。基本方針として、「文化財の確実な保存，伝承を図る。文化財の価値の情報発信，活用を図る。市町や地域社会と連携した総合的，広域的な保存・活用の取組を推進する。」の3つを掲げ、それぞれについて県が取り組むべき施策が示されています。

③ 呉市文化財保護条例（昭和38（1963）年4月制定）

文化財保護法の規定に基づき、市の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とします。文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物）について、指定等及び解除、管理等、補助金の交付等について定めています。また、教育委員会の附属機関として、呉市文化財保護委員会の設置を定め、文化財の指定保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ意見を具申、または必要な調査研究を行うとしています。

（2）上位計画

① 第5次呉市長期総合計画

（令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

呉市の総合的な市政の計画的運営の指針であり、市が各政策分野で策定する各種計画の最上位に位置します。将来都市像の実現に向けた方向性を示す「基本構想」、方向性の実現に向けた施策である「基本計画」（前期：令和3（2021）年度～7（2025）年度、後期：令和8（2026）年度～12（2030）年度）、施策実現の具体的な事業である「構成事例集」から構成されます。

呉市の都市像を『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』としています。文化・スポーツ・生涯学習分野においては、「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を目指すべき姿としています。

また、本計画には、国土強靱化地域計画も包含しており、貴重な文化財等の喪失を防ぐため、文化財の防災対策および記録による保存と継承を掲げています。

○第5次呉市長期総合計画における「文化の振興」

【現状と課題】

文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

【施策の方向】

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。あわせて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

【主な取組】

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 文化財の保存と伝統文化の継承
- (3) 文化財を活用した地域振興
- (4) 御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- (5) 歴史資料の整理・活用の推進

(3) 関連計画

① 呉市都市計画マスタープラン（令和5（2023）年3月改訂）

おおむね20年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後10年間で取り組むまちづくりの方針を定めています。

都市づくりの基本理念として、「つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市『くれ』～人が中心・安全で持続可能な都市を目指して～」を掲げています。全体構想では、土地利用、交通体系、都市施設、防災・減災、都市環境のそれぞれの分野の都市づくり方針を定めています。

また、地域別構想では、市民生活の基本的な生活圏となる都市拠点及び地域拠点の18地域を単位として、それぞれ都市づくりの方針等を定めています。

② 呉市景観計画（平成27（2015）年改訂）

景観法に基づき、良好な景観形成を図るために定めるもので、「山と海の交わりの中で、自然、生活、歴史、文化が溶け込む景観づくり」を基本理念として掲げています。呉市の景観特性を、「自然の景観」、「営みの景観」、「広がりの景観」とし、「呉・川尻・安浦地域」、「音戸・倉橋地域」、「下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域」の3つの地域に区分して、それぞれに景観形成の目標を設定しています。

呉市全域を景観計画区域とするとともに、市の景観形成において重要な役割を果たす景観づくり区域として、呉中央、アレイからすこじま、野呂山、音戸の瀬戸、桂浜、三之瀬、御手洗の7地区を指定しています。

③ 呉市文化芸術振興計画（平成 29（2017）年 10 月策定、計画期間平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）

本計画は、今後 10 年間、市民、芸術家、文化芸術活動団体、企業などの事業者及び行政の協働により、呉市の文化芸術を振興していく基本となる指針です。

基本目標を『「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」の実現』とし、文化芸術活動の活性化と文化財の保護・活用の二つを掲げ、施策展開の方向性として下記の 6 つのテーマを整理し、それぞれ重点的な施策を示しています。

テーマ 1	感じる	質の高い文化芸術に触れる機会を拡充します。
テーマ 2	育つ	市民の文化芸術活動を支援します。
テーマ 3	集う	文化芸術活動を促進する環境をつくります。
テーマ 4	残す	有形無形文化財を保存し、担い手を育成します。
テーマ 5	継ぐ	伝統文化を継承します。
テーマ 6	活かす	文化財を活用し、地域振興を図ります。

④ 呉市観光振興計画（令和 3（2021）年 9 月策定、計画期間：令和 4（2022）年度～ 8（2026）年度）

本計画は、観光を基幹産業に成長させるための今後の方向性を明確にし、市民・事業者・行政など、観光に関わる全ての人々が共通の認識の下、観光産業を推進していくために策定しました。呉市民の使命（ミッション）を「観光客に使ってもらおうお金を年間 800 億円にすること！」、将来の姿（ビジョン）を「私たち呉市民が豊かで幸せに暮らし続けられるまち」としています。ビジョンを目指すための行動指針である「たくさんの『呉ファン』を生みだそう」の中でのリピーターを獲得するための取組方針として、呉市ならではの観光プロダクトの充実を示し、そのための具体的な取組内容として「歴史や文化・自然などの観光資源の更なる魅力向上」を示しています。

⑤ 呉市教育大綱（令和 3（2021）年 3 月策定、計画期間：令和 3（2021）年度～ 7（2025）年度）

本計画は、呉市の総合教育会議で協議・調整を行い定めた、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。第 5 次呉市長期総合計画の基本構想の政策分野である「子育て・教育分野」及び「文化・スポーツ・生涯学習分野」を呉市教育大綱として位置づけています。

⑥ 呉市地域防災計画（令和 2（2020）年 12 月修正）

本計画は、災害対策基本法に基づき、呉市防災会議によって策定しています。呉市の地域に係る防災に関し、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民

の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

文化財の保護に関しては、災害の予防として、修理や管理、記録、防災教育を記載しており、災害予防や風水害および震災発生時の応急対策として文化財の保護を定め、具体的には、被害の把握、被害の拡大防止、関係機関への情報連絡、歴史的建造物の保護を記載しています。

⑦ 呉市地域福祉計画（令和 3（2021）年 3 月策定、計画期間：令和 4（2022）年度～ 8（2026）年度）

個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図るとともに、市民・地域と行政が一体となって地域共生社会の実現を目指し策定しました。

地域共生社会の実現に向けて、「誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念としています。

⑧ 第 3 次呉市環境基本計画（令和 5（2023）年 3 月策定、計画期間：令和 5（2023）年度～ 14（2032）年度）

環境の保全に関する長期的な目標と基本的な事項を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。目指すべき姿を「豊かな環境を次の世代につなぐまち『エコポリス・呉』」とし、生物多様性の保全として生物生息環境の保全、自然資源の持続可能な利用、持続可能な社会の基盤づくりとして、環境教育・学習の推進、環境情報の提供、市民協働による取組、環境産業の振興等の施策を示しています。

⑨ 呉市地域公共交通網形成計画（令和 2（2020）年 9 月策定、計画期間：令和 2（2020）年度～ 6（2024）年度）

公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める公共交通のマスタープランです。「官民連携による都市の発展と市民の日常生活を支える持続可能な公共交通」を基本理念とし、実現するための目標と事業を定めています。

⑩ 第 4 次呉市市民協働推進基本計画（令和 2（2020）年 3 月策定、計画期間：令和 2（2020）年度～ 6（2024）年度）

市民、市民公益活動団体、事業者及び市役所が、対等な立場のパートナーとして主体的にそれぞれの責務と役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進を総合的に図ることを目的に策定しています。

市内 28 地区では、まちづくり委員会等が設置され、「地域まちづくり計画」を作成し、それぞれ地域協働事業に積極的に取り組んでいます。

（４）個別の文化財に関する計画

① 豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画（平成5（1993）年12月策定）

豊町伝統的建造物群保存条例第5条の規定に基づき、豊町御手洗伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めています。

地区内における伝統的建造物（建築物および工作物）と、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件（環境物件）を定め、それぞれ保存整備計画、助成措置を示しています。併せて、保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境についての整備計画も定めています。

第 2 章

呉市の概要

～呉市をいろいろな視点から見てみよう～

自然的・地理的環境

- ・呉市は、内陸部と瀬戸内海に面する沿岸部・島しょ部で構成されています。
- ・市域全体を通じて平坦地が少なく、標高 300 ～ 800m の山が連なっています。山と海の風光明媚な自然に囲まれ、瀬戸内の多島美や多彩な峡谷美の景観があります。
- ・温暖で多照少雨の瀬戸内海式気候で、年間を通じて暮らしやすい環境です。

社会的状況

- ・人口は平成 17（2005）年をピークに減少が続き、令和 6（2024）年は 203,549 人です。
- ・観光客数は 300 万人台を維持してきました。呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）には多くの観光客が訪れており、他施設・他地区への波及効果が期待されます。
- ・臨海部は瀬戸内の重要な工業地帯となっています。海域は広島県内有数の好漁場に恵まれ、多様な漁船漁業が営まれ、静穏な内湾域を中心に牡蠣^{かき}などの養殖業が行われています。
- ・風水害や地震等により多くの被害を受けてきました。平成 30 年 7 月豪雨では、土砂災害が発生し、道路や鉄道の寸断など大きな被害がありました。

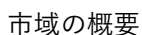
歴史的背景

- ・縄文時代には、内陸部や沿岸部で暮らしが営まれるようになり、人々が定着します。
- ・古代より沿岸部、島しょ部は海民の生活の舞台であり、航海安全を祈る祭祀遺跡や製塩土器も発見されています。
- ・鎌倉後期より海賊衆の動きが活発となり、呉衆・多賀谷氏・能美氏は、「三ヶ島衆」と称し、大内水軍の中核として活躍しました。
- ・近世には海運が活性化し、三之瀬、御手洗などの港町が発展しました。また、沿岸部や内陸部では新開築調が行われ、安定的な農業が発展しました。
- ・明治 22（1889）年、呉鎮守府が開庁し、鎮守府と海軍工廠を一体とする海軍の一大拠点地となりました。
- ・第二次世界大戦後海軍は解体され、旧呉や広の海軍工廠跡地には多くの造船や鉄鋼などの企業が進出しました。戦後の呉市の産業においては、海軍の熟練工の技術が活かされています。

地区の特徴

- ・呉市は合併の経緯もあり、多様な地域性を有した地区が集まっています。それぞれの地区で住民主体のまちづくり計画を作成し、地域性を活かした取組が行われています。

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する内陸部と沿岸部、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成されています。

[illegible]



灰ヶ峰からみた呉市の景色

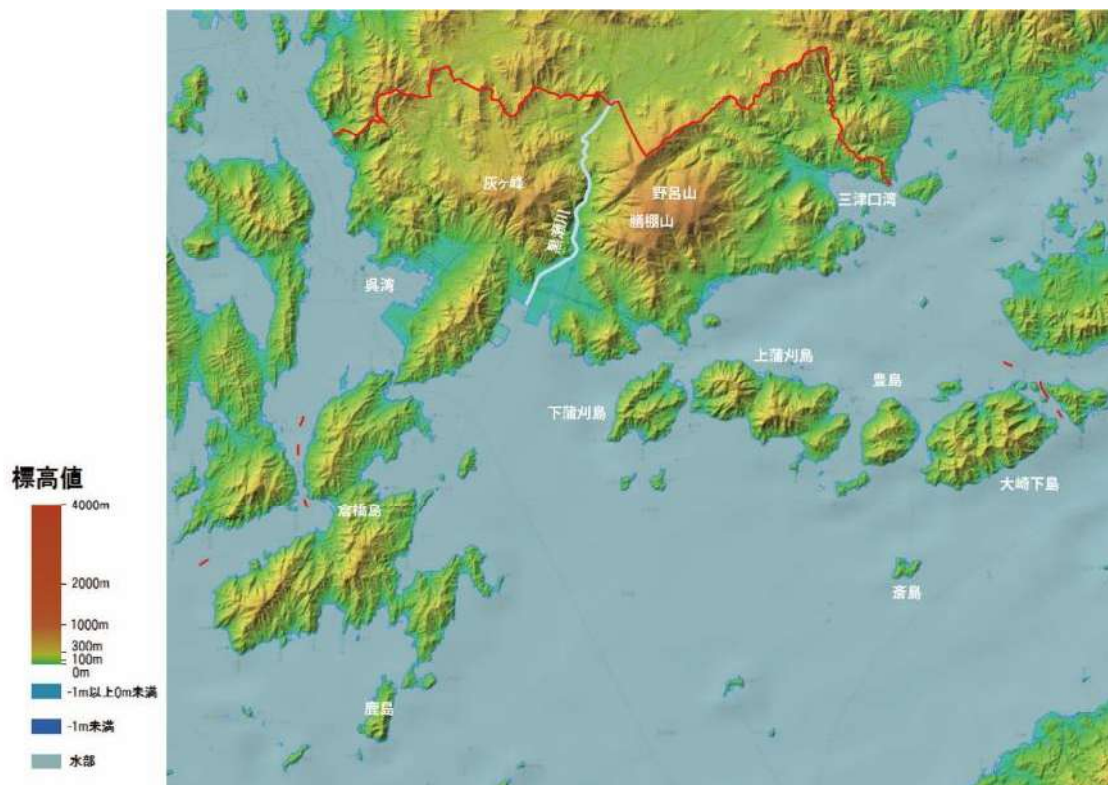
(2) 地形

市域全体で平たん地が少なく、標高 300 ～ 800 m 前後の山が連なり、市内のそれぞれの地域を分断するような地形となっています。こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の多島美や多彩な峡谷美の景観となっています。

市域の南は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしています。内陸部及び沿岸部は、東から野呂山 (839 m)、白岳山 (358 m)、灰ヶ峰 (737 m)、休山 (500 m)、鉢巻山 (399 m)、天狗城山 (292 m) などの山々によって、各地区に細分されています。これら山々の山ろくの小規模な扇状地に市街地が形成されています。

この狭あいな平たん地を貫流する主要河川は東から野呂川、黒瀬川、堺川、二河川であり、急こう配の溪谷となっており、川幅も狭く、非常に短いものとなっています。特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平たん地が極めて狭小であるため、住宅地は山の麓から中腹へと広がっています。

また、倉橋島、下蒲刈島、上蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含みます。



呉市の地質（産総研日本シームレス地質図 v2 より）

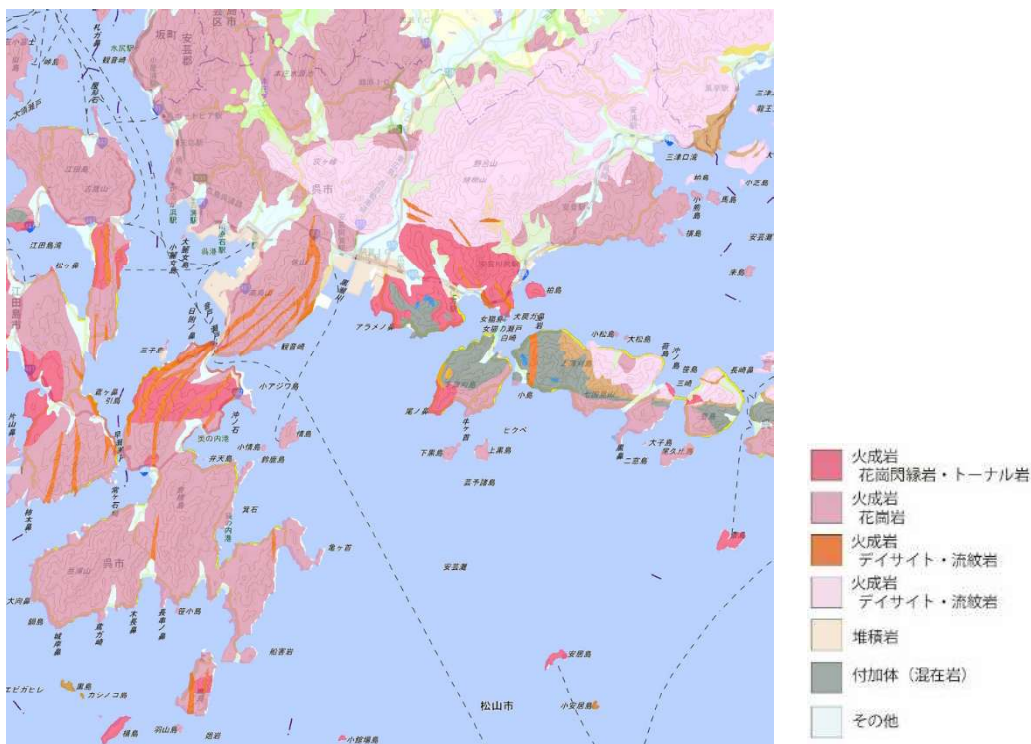


野呂山・ハチマキ展望台からの眺望

（3）地質

地質は、灰ヶ峰～野呂山にかけて一部が緻密な流紋岩系統であることを除き、そのほとんどが花崗岩系統であり、低地は沖積土によって覆われています。花崗岩系統のものは、容易に風化し、崩壊しやすいという特徴があります。この二系統によって林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林とシダ類でやせた土地が多いですが、流紋岩地帯は、かん木草類または良く生育した針葉樹林です。なお、昭和 20（1945）年 9 月及び昭和 42（1967）年 7 月の大水害による山崩れ及びがけ崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯で発生したことがわかっています。

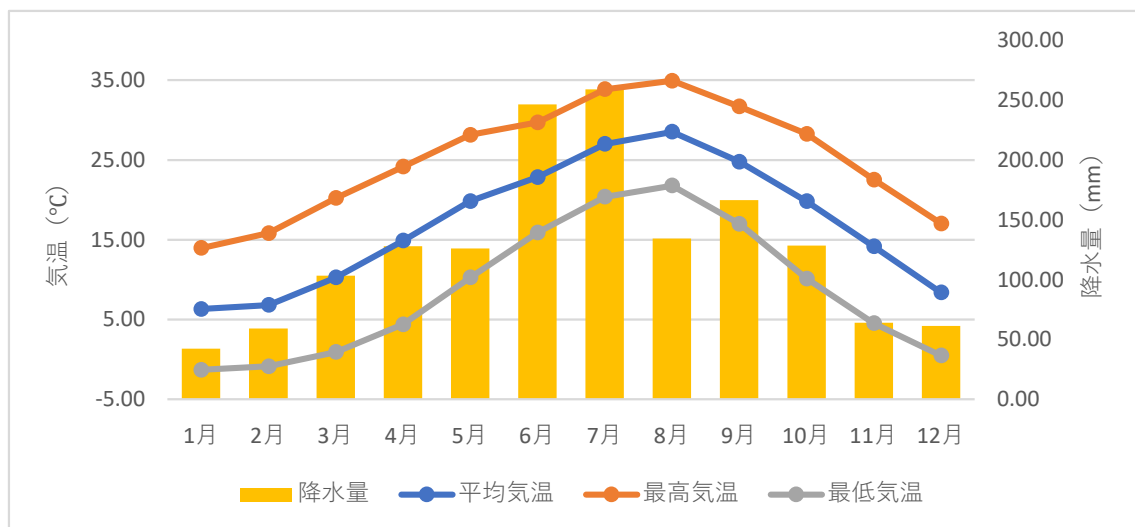
また、広地区、下蒲刈地区、蒲刈地区には石灰岩地帯があり、かつては盛んに採掘が行われ、農地の肥料として利用されていました。



呉市の地質（産総研日本シームレス地質図 v2 より）

（４）気候

呉市は、温暖で多照少雨の瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて概して暮らしやすい気候です。一年の平均気温は約 16.6℃であり、月別の平均気温は、最も高い 8 月は約 28.5℃、最も低い 1 月は約 6.3℃となっています。また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は 1,500 mm 程度で、山陰地方の 2,000 mm 程度、四国太平洋側の 2,500 mm 程度に比べるとかなり少なくなっています。しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮被害がしばしば起こっています。



平均気温と平均降水量（平成 23（2011）年～令和 2（2020）年の 10 年間平均）
（「気象庁呉特別地域気象観測所データ」より）

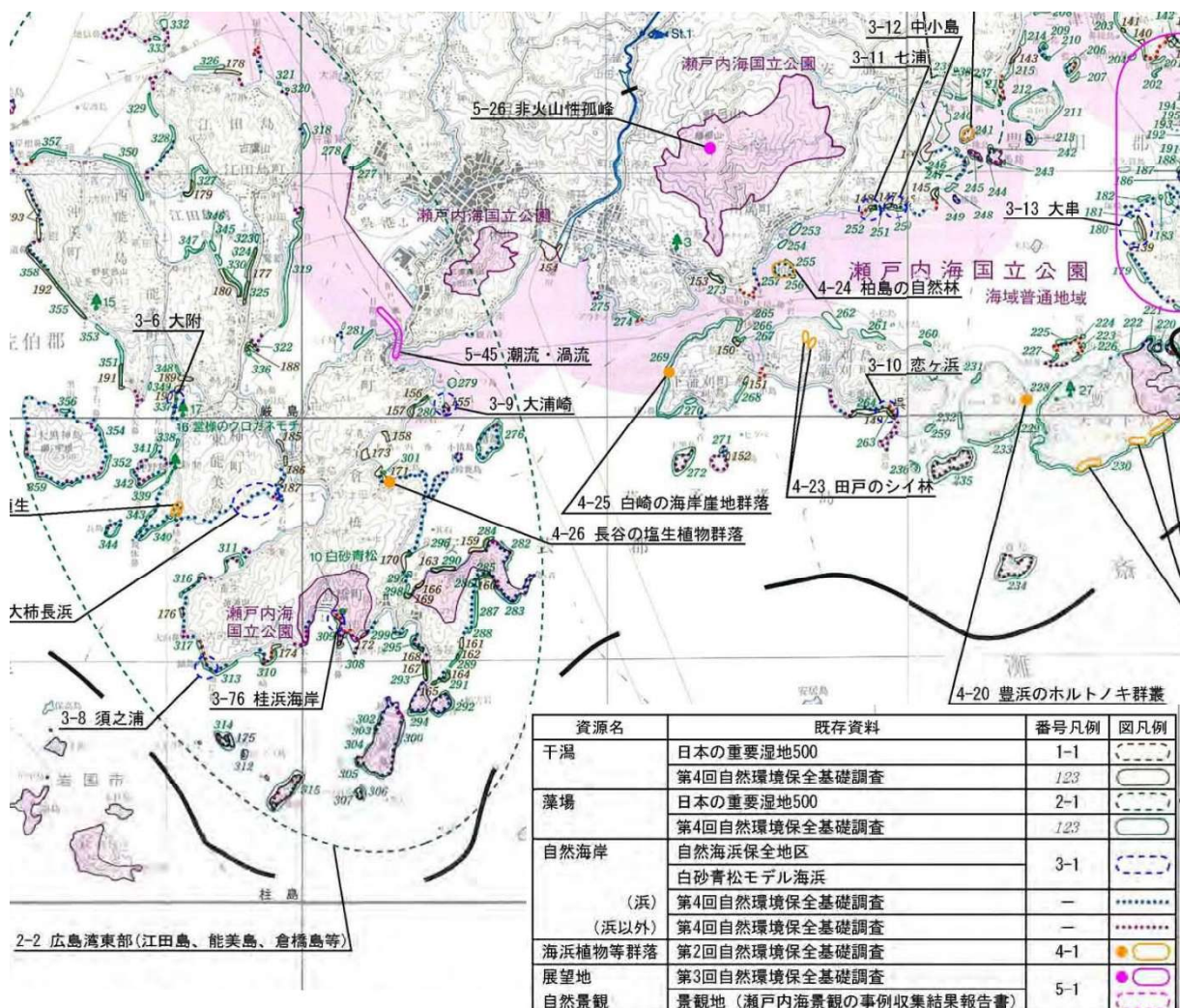
(5) 自然環境

瀬戸内海国立公園の陸地部面積（県内）の4割強を呉市域が占め、島しょ部を含めた海岸線延長は約300kmに及び、西日本有数の多島美を有する風光明媚な自然を有しています。瀬戸内海国立公園として、休山、野呂山、桂浜、火山の4か所が指定されています。

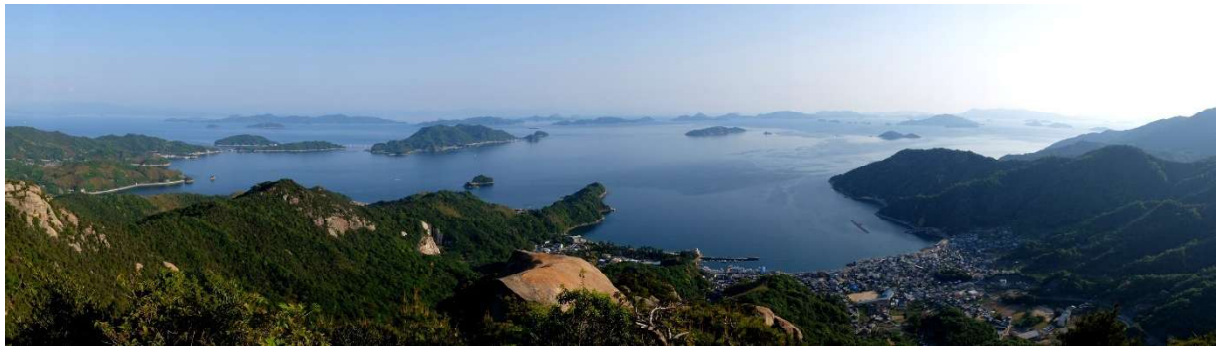
野呂山の海拔350m以高は国有林で、スギ・ヒノキの植林地帯です。西斜面には岩海が多く見られ、植林に適さないのであまり人手が加わっていません。灰ヶ峰山頂部にはオオミズゴケを主とした低層湿原があり、湿地性植物も見られます。

呉市は起伏が激しく、流れる河川は急流が多くなっています。そのため水生植物が少なくなっています。

海岸線は、自然海浜は少なくなってきましたが、広島県海浜保全地区として、七浦、中小島、恋ヶ浜、大浦崎、須之浦の5か所が指定されています。



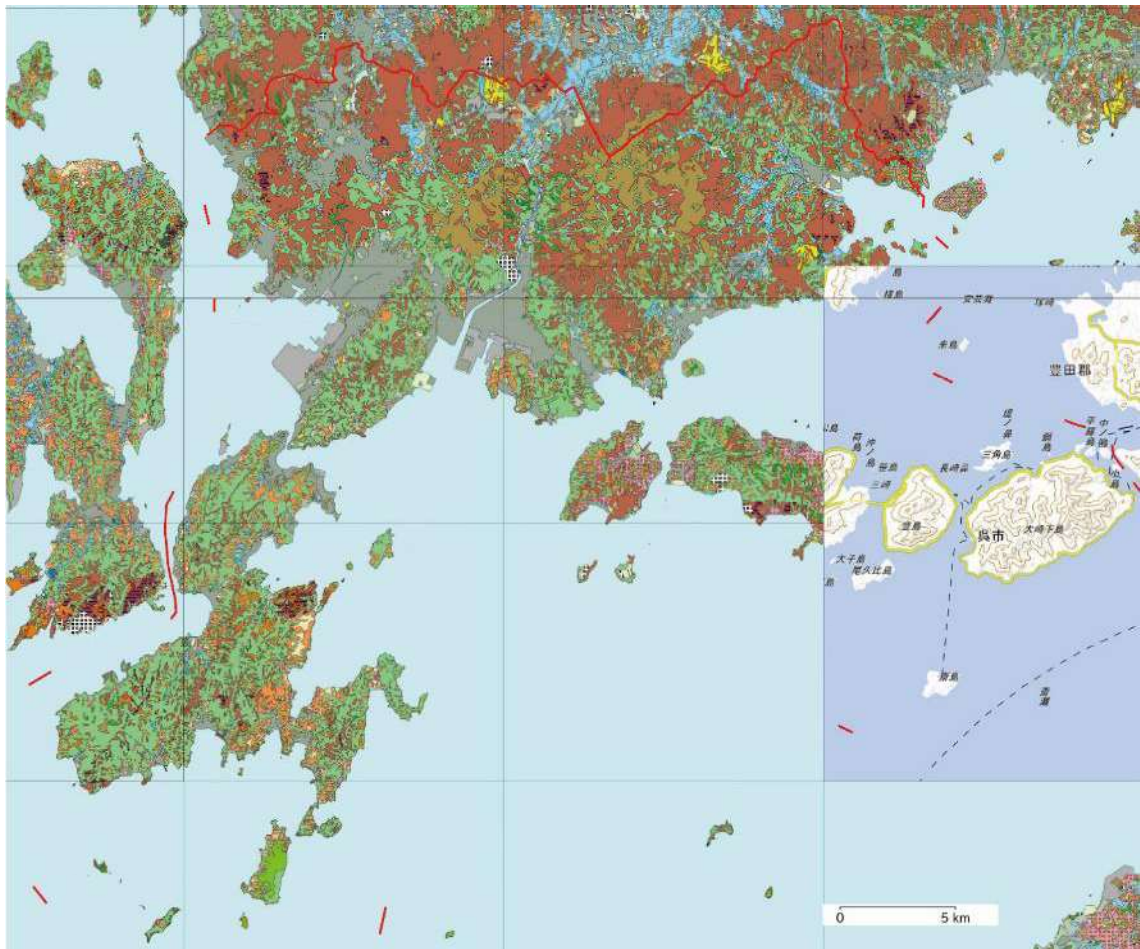
自然資源マップ（「瀬戸内国立公園資料」より）



火山山頂からの眺望



野呂山の岩海



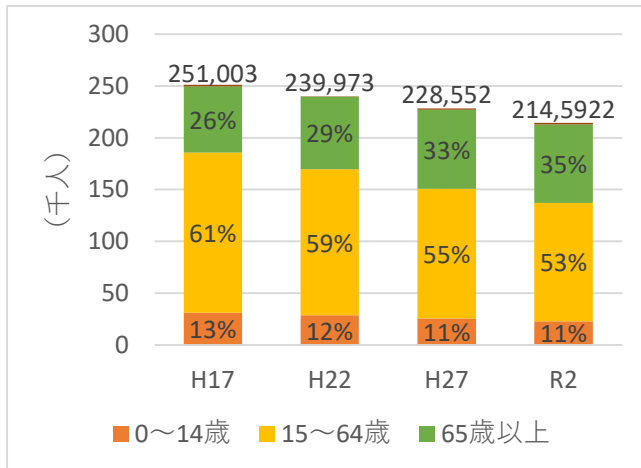
【凡例】

130106 シラキ・ブナ群集	400110 シリブカガシニ次林	510100 石灰岩地植生
130401 イヌシデ・アカシデ群落	400200 タブノキ・ヤブニッケイニ次林	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
140800 ヒノキ群落	400600 ウバメガシニ次林	540200 アカマツ植林
220100 ブナ・ミズナラ群落	410100 コナラ群落	540300 クロマツ植林
220102 クリ・ミズナラ群集	410400 アカシデ・イヌシデ群落	540900 外国産樹種植林
220700 アカシデ・イヌシデ群落	410700 アカメガシワ・カラスザンショウ群落	541000 その他植林
260000 伐採跡地群落	410900 ミズキ群落	541203 オオバヤシャブシ植林
270200 アラカシ群落	411001 アカメガシワ・エノキ群落	541301 クスノキ植林
271100 コジイ群落	411400 クサギ・アカメガシワ群落	541303 クスノキ群落
271200 スダジイ群落	420100 アカマツ群落	550000 竹林
271700 ホルトノキ群落	420200 クロマツ群落	560100 ゴルフ場・芝地
271800 カゴノキ群落	420107 ネズ・アカマツ群落	560200 牧草地
280100 モミ群落	430000 タケ・ササ群落	570100 路傍・空地雑草群落
290200 クロマツ群落	430200 メダケ群落	570101 放棄畑雑草群落
300200 ムクノキ・エノキ群落	440200 クス群落	570200 果樹園
310100 ハンノキ群落	450100 ススキ群落	570202 常緑果樹園
310101 ハンノキ群落	450300 ウラジロ・コシダ群落	570300 畑雑草群落
320100 ヤナギ高木群落	450400 ダンチク群落	570400 水田雑草群落
320200 ヤナギ低木群落	460000 伐採跡地群落	570500 放棄水田雑草群落
330700 イワシデ群落	470200 スマガヤオダー	580100 市街地
331000 イワガサ群落	470400 ヨシクラス	580101 緑の多い住宅地
340101 マサキ・トベラ群集	470501 ツルヨシ群集	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
340201 トベラ・ウバメガシ群集	470502 オギ群集	580300 工場地帯
340601 ハマヒサカキ・ビャクシン群落	470600 ヒルムシロクラス	580400 造成地
400100 シイ・カシニ次林	470602 外来水草群落	580600 開放水域
400102 アカガシニ次林	480000 塩沼地植生	580700 自然裸地
400107 アラカシニ次林	490000 砂丘植生	580800 残存・植栽樹群地

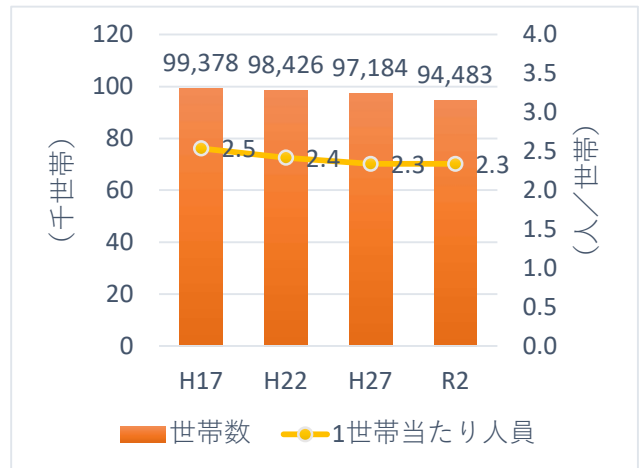
呉市の植生図(「環境省植生図」より)

の減少率が低く、島しょ部などの人口の少ない地区での減少率が高い傾向が見られます。

将来人口は、現在の傾向で減少が続けば、令和 22（2040）年には 16.2 万人まで減少すると推計されています。「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」では、市民の希望を実現するための施策を展開することにより、令和 22（2040）年には 18.4 万人の人口を展望しています。



人口の推移（「国勢調査」より）

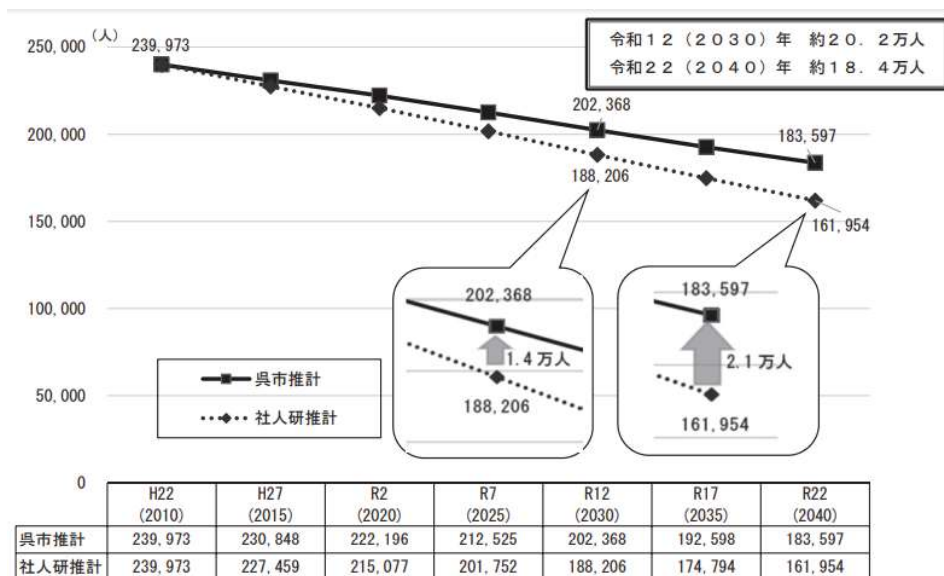


世帯数の推移（「国勢調査」より）

地区別人口の推移（「呉市統計書」より、各年3月末）

（単位：人）

地区名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/H26
中央	52,342	51,951	51,423	51,127	50,096	49,966	49,408	48,428	47,695	46,977	89.8%
吉浦	10,864	10,729	10,563	10,398	10,310	10,111	9,899	9,773	9,619	9,436	86.9%
警固屋	5,165	5,034	4,888	4,805	4,675	4,532	4,321	4,205	4,010	3,931	76.1%
阿賀	16,201	15,932	16,016	15,779	15,538	15,259	15,054	14,760	14,359	14,105	87.1%
広	46,622	46,806	46,942	46,986	46,996	46,695	46,015	45,332	44,470	43,915	96.3%
仁方	6,861	6,734	6,609	6,481	6,352	6,280	6,212	6,112	5,986	5,855	85.3%
宮原	7,909	7,740	7,607	7,420	7,312	7,156	7,197	6,984	6,769	6,638	83.9%
天応	4,372	4,305	4,256	4,169	4,087	3,874	3,807	3,798	3,761	3,672	84.0%
昭和	34,822	34,665	34,349	34,092	33,730	33,353	32,939	32,531	31,910	31,580	90.7%
郷原	4,993	5,004	4,988	4,933	4,855	4,793	4,712	4,565	4,454	4,399	88.1%
下蒲刈	1,625	1,582	1,518	1,484	1,439	1,406	1,369	1,322	1,271	1,216	74.8%
川尻	9,054	8,899	8,678	8,571	8,450	8,284	8,224	8,086	7,729	7,575	83.7%
音戸	12,645	12,453	12,204	12,008	11,789	11,505	11,236	10,970	10,603	10,464	82.4%
倉橋	6,082	5,901	5,676	5,460	5,346	5,198	5,026	4,903	4,669	4,565	75.1%
蒲刈	1,967	1,874	1,813	1,751	1,687	1,644	1,587	1,499	1,464	1,421	72.2%
安浦	11,586	11,367	11,203	11,053	10,842	10,536	10,360	10,151	9,879	9,721	83.9%
豊浜	1,619	1,565	1,513	1,458	1,394	1,323	1,276	1,223	1,163	1,133	70.0%
豊	2,127	2,072	1,984	1,893	1,827	1,770	1,702	1,631	1,548	1,493	70.2%
合計	236,856	234,613	232,230	229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	211,359	208,096	92.1%



将来人口の推計（「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」より）

（3）観光客数

呉市は、平成15（2003）年から平成17（2005）年にかけての近隣8町との合併による観光資源の拡大や、平成17（2005）年の呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）の開館により、平成18（2006）年に総観光客数が495万人に達しました。また、平成28（2016）年に「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が日本遺産の認定を受け、



呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）

平成30（2018）年には「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が、日本遺産の構成自治体に追加認定されたことなどから、総観光客数は400万人台を維持してきました。

しかし、平成30年7月豪雨による甚大な被害から総観光客数は減少し、その後は回復傾向にありましたが、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響により総観光客数は158万人へと激減しています。市内においては、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）に多くの観光客が訪れており、他の施設等への波及効果が期待されます。

周辺の市町村と比較すると、広島市や廿日市市、尾道市、福山市等に多くの観光客が訪れています。いずれも歴史が大きな観光としての魅力を形成しており、呉市内においても文化財を活用した観光コンテンツの充実により、周辺の市町村の観光客を市内に誘引することが期待されます。

施設ごとの観光入込客数（「呉市統計書」より）

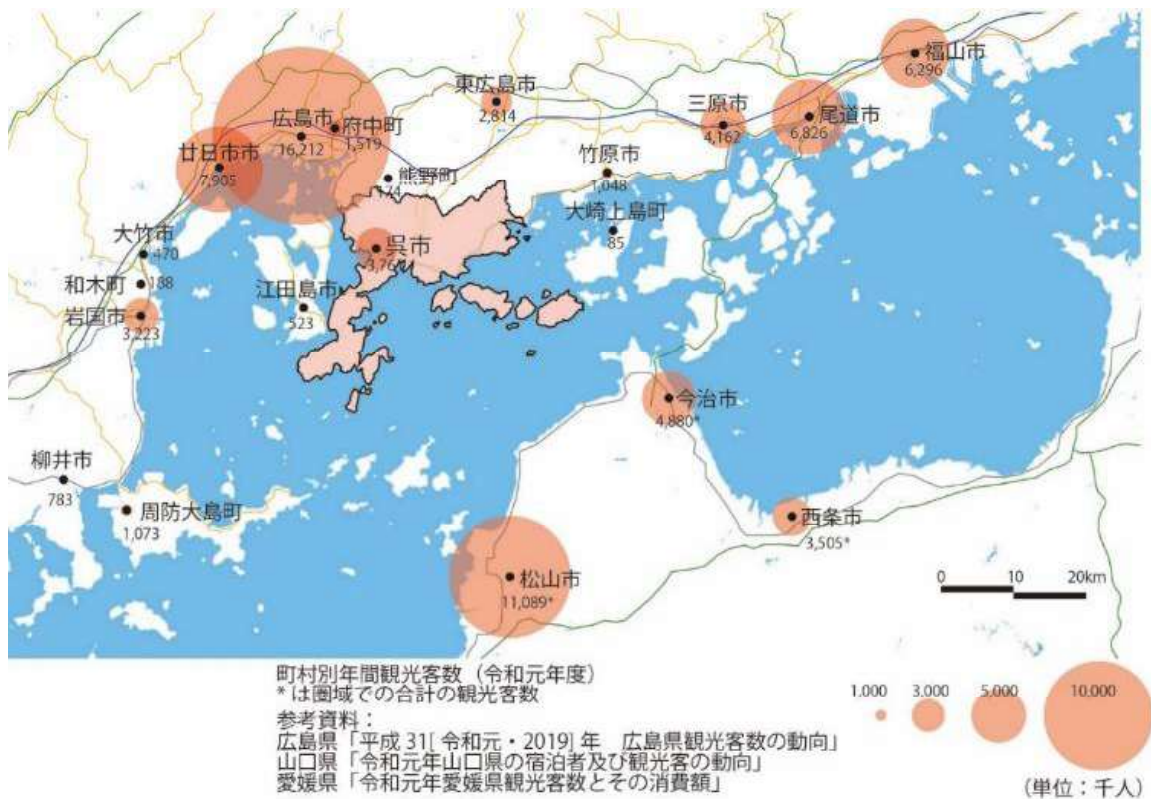
（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
松濤園	14,843	15,168	13,855	16,108	14,250	13,502	12,007	15,753	7,567	7,504
野呂山ビクターセンター	47,028	46,919	47,821	51,796	50,328	46,174	27,822	33,118	30,448	21,657
呉市川尻筆づくり資料館	6,065	5,390	4,691	5,413	5,453	4,413	3,224	3,681	2,128	1,767
おんど観光文化会館うずしお	81,127	60,710	57,268	69,979	72,305	70,701	56,679	61,499	41,301	41,498
くらはし桂浜温泉館	87,677	90,988	91,760	92,532	88,982	88,809	78,544	95,065	65,754	67,013
かまがり温泉やすらぎの館	42,527	41,643	41,906	39,879	41,305	39,659	27,983	37,623	10,557	17,278
かまがり古代製塩遺跡復元展示館	9,035	8,176	7,118	8,395	8,354	7,023	6,157	7,836	3,386	5,955
かまがり古代土器製塩体験施設	5,418	5,123	4,891	5,010	5,426	4,938	4,482	5,494	1,654	4,724
グリーンピアせとうち	151,713	143,553	109,274	113,780	115,273	57,169	131,947	102,317	27,307	29,028
御手洗地区文化施設	5,010	3,918	3,065	3,209	4,305	2,657	1,606	4,773	2,780	3,082
呉市立美術館	48,322	63,071	53,061	50,089	52,585	49,468	45,043	36,619	25,595	23,834
入船山記念館	19,189	19,472	20,478	20,661	23,056	28,604	20,974	28,678	12,135	12,511
海事歴史科学館（大和ミュージアム）	849,984	909,318	876,245	1,006,336	955,617	929,743	686,799	908,353	258,055	251,164

呉市の観光客数（「呉市統計書」より）

（単位：千人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
呉市	3,238	3,198	3,080	3,366	3,363	3,318	2,743	3,042	1,321	926



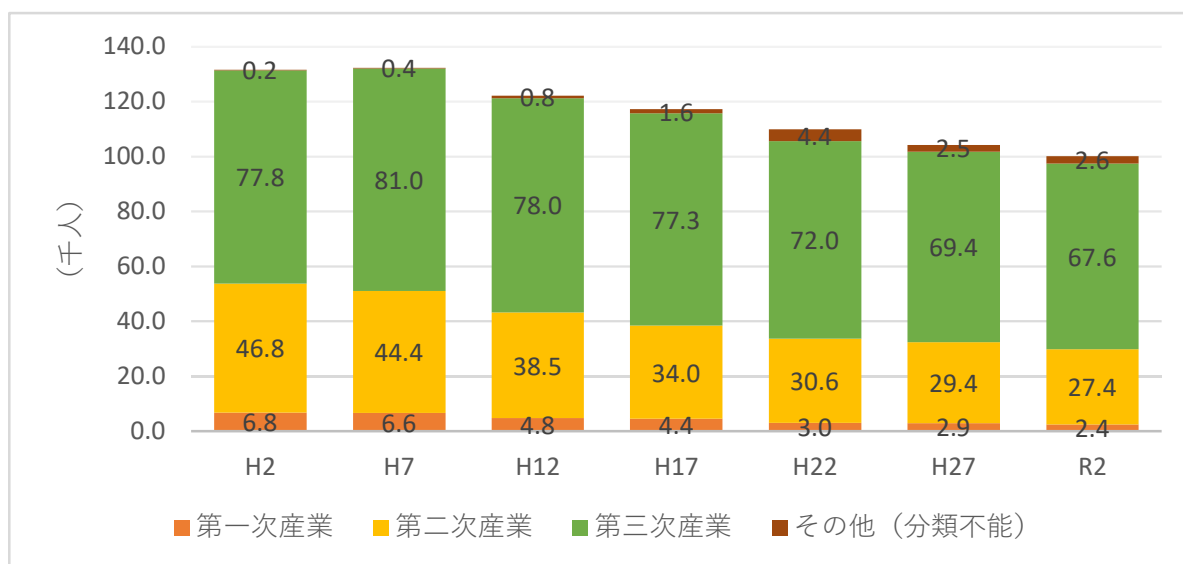
呉市および周辺市町村の観光客数

(4) 産業

昭和 25 (1950) 年の平和産業港湾都市への再生を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内の重要な臨海工業地帯としての基盤を確立した呉市は、広島県の産業をけん引してきました。

海域は狭隘ながら複雑な地形や潮流のもと県内でも有数の好漁場に恵まれ、小型底引網、刺網、釣りなどの多様な漁船漁業が営まれ、静穏な内湾域は牡蠣などの養殖業に利用されています。市内の漁業生産量及び生産額ともに県内の約 4 分の 1 を占め、広島県における漁業の中心的な位置を占めています。

令和 2 (2020) 年の産業別就業者割合を見ると、就業者の約 7 割は第三次産業に属しており、平成 2 (1990) 年から第一次産業と第二次産業は微減傾向にあります。



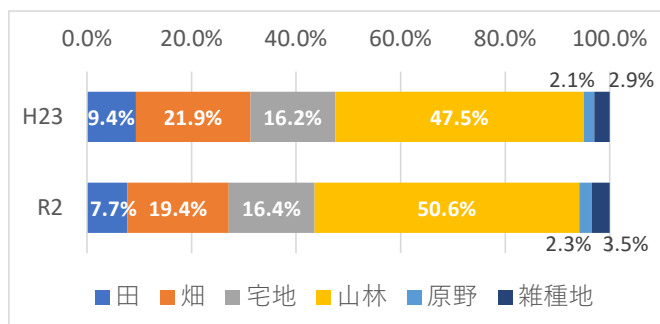
産業分類別の就業者数の推移 (「国勢調査」より)

(5) 土地利用

呉市は、市域全体を通して平たんな土地が少なく、野呂山や灰ヶ峰などの山々が地域を分断しており、明治 22 (1889) 年の呉鎮守府開庁以降、海軍の拡張に伴う人口の急増により、中央地区を始めとする斜面地に家屋が密集するといった特徴的な市街地を形成しています。

市内の土地利用について用途別に面積を見ると、山林が最も多く 50.6% を占め、次いで畑が 19.4%、宅地が 16.4% の順となっています。

10 年間の推移をみると、田・畑の割合が減少し、山林の割合が増加しています。

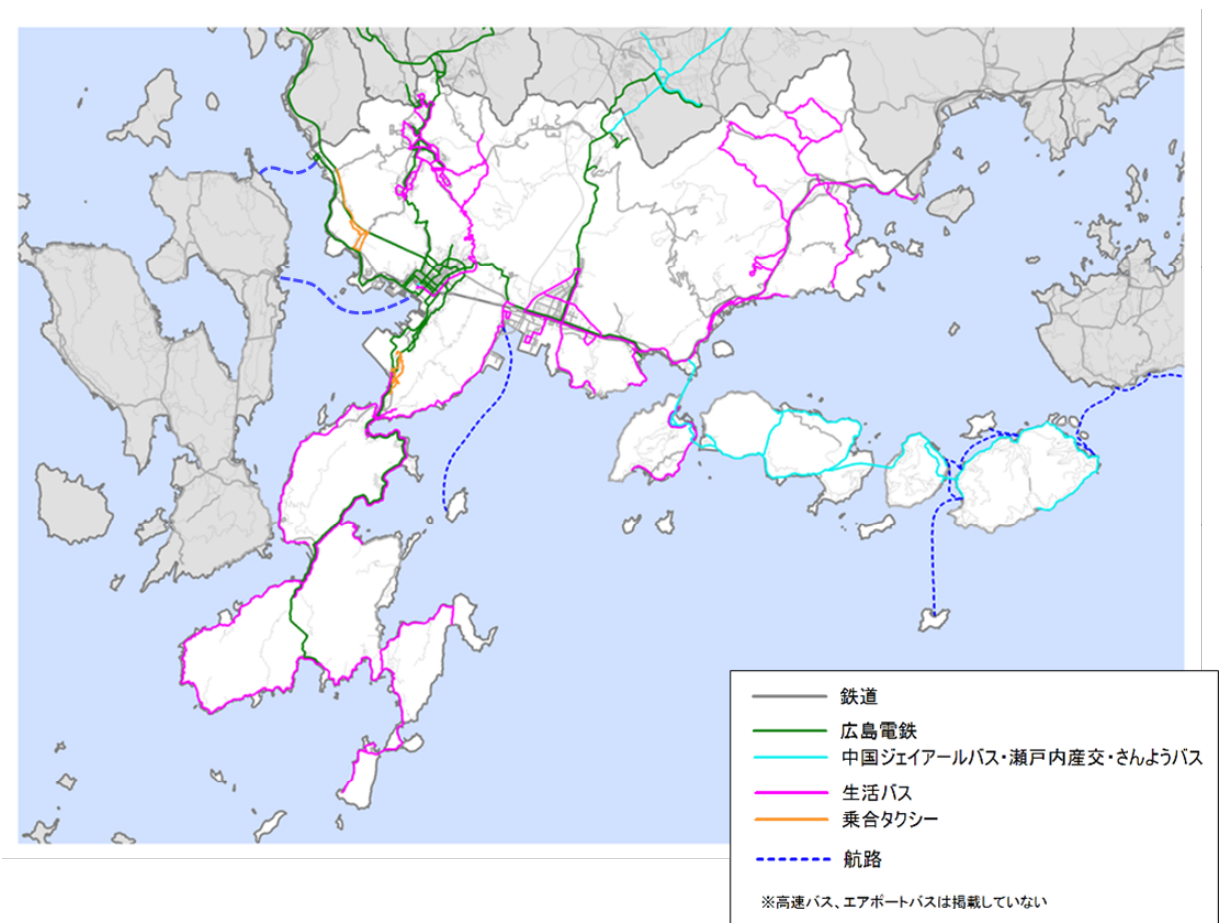


用途別土地利用面積の割合 (「呉市統計書」より)

(6) 交通

市内には、一般国道として中央地区と東部を結ぶ国道 185 号、中央地区から広島市方面を結ぶ国道 31 号、中央地区と江能倉橋地域を結ぶ国道 487 号、そして、広から郷原を通過して山陰方面へ延びる国道 375 号があり、主要地方道としては、呉環状線や呉平谷線などの幹線道路があります。また、呉市と広島市を結ぶ広島呉道路や、中央地区と東部地区を結ぶ休山新道、警固屋音戸バイパス（第二音戸大橋含む）なども整備されているほか、平成 27（2015）年 3 月 15 日には、呉市と山陽自動車道を直結する東広島・呉自動車道が全線開通しました。また、音戸大橋（昭和 36（1961）年）、蒲刈大橋（昭和 54（1979）年）、豊浜大橋（平成 4 年（1992）年）、安芸灘大橋（平成 12（2000）年）、豊島大橋（平成 20（2008）年）など、島しょ部を結ぶ橋梁が整備されました。

公共交通は、鉄道、バス及び航路の 3 つに大別でき、市域を東西に貫く JR 呉線と市域の大半をカバーする路線バスを基軸とし、これらを補完する移動手段として、生活バスや乗合タクシー、本土と離島とを結ぶ航路などで構成されています。



呉市における公共交通網（「呉市地域交通網形成計画」より）

(7) 災害

呉市では、戦後、昭和 20（1945）年 9 月の死者 1,000 人以上の大きな被害となった枕崎台風を始め、昭和 42（1967）年 7 月の豪雨、平成 11（1999）年 6 月の豪雨、平成 13（2001）年の安芸灘を震源とするマグニチュード 6.7、最大震度 6 弱の芸予地震などの風水害や地震等により多くの被害がもたらされました。

また、平成 30 年 7 月豪雨では、市内で 182 件の土砂災害が発生し、死者 30 名（関連死を含む）・負傷者 22 名（令和 5（2023）年 3 月末時点）と、近年まれにみる大きな被害を受けました。この災害では、各地で道路や鉄道など物流機能が寸断され、経済活動にも大きな影響を及ぼしました。

① 高潮・洪水による浸水被害

約 300 km に及ぶ海岸線を有しており、高潮・高波の影響を受けやすく、また、都市機能が多く集積する中央・広地区では、河川の氾濫により浸水被害が発生しています。

② 地震・津波災害の想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で震度 6 弱の揺れと高さ 3.6 m の津波が想定されており、ライフラインやインフラ施設、経済活動等へ大きく影響することが想定されます。広島県の津波に関しては、過去の古文書においても被害はほとんど報告されていません。

③ 気象災害

昭和 20（1945）年以降の主な災害は、梅雨前線の大雨によるものと、台風による暴風雨、高潮によるものが大部分を占めています。雨の災害は、台風のほかに梅雨前線に伴う局地的豪雨により発生しています。

3 歴史的背景

(1) 先史

暮らしの始まり

旧石器時代、瀬戸内海が陸地だった頃の呉市の姿を伝えるものとして、倉橋島南海域からナウマンゾウやニホンムカシジカの化石骨・歯・角が底引き網であがっています。また、平成12(2000)年には、情島旧石器時代遺跡から多数の石器が発見されました。

縄文時代には、内陸部や沿岸部で人々の暮らしが営まれていました。^{あしかむり い せき} 芦冠遺跡出土の板状土偶は、当時の精神生活の一端を垣間見ることができる県内有数の貴重な資料となっています。また、^{ごうはら い せき} 郷原遺跡では、隠岐・大分姫島産黒耀石、香川金山産サヌカイト製石器が出土しており、縄文時代の瀬戸内海文化圏・交易圏の広がりをよく示しています。

呉市域では、明治以降の開港（軍港・工場建設）による沿岸部の地形の破壊の結果、弥生・古墳時代の遺跡はほとんど失われたと考えられています。^{なさけしま ひ かまこふんぐん} 情島火の釜古墳群は、横穴式石室を持つ後期古墳です。倉橋町でも後期古墳である^{いわ や こふん} 岩屋古墳や、祭祀遺跡とみられる^{かめ がくび い せき} トロブ遺跡や^{う め じま} 亀ヶ首遺跡が陸繋砂州という特徴的な地形において見つかり、航海安全を祈って、盛大な祭祀を行ったと考えられています。入船山・吉浦・^{うる め じま} 麗女島・警固屋などでも須恵器が出土しています。また、^{おきうら い} 蒲刈町では、^{せき} 沖浦遺跡から古墳時代前半の製塩土器が発見されており、当時の生業のあり方を伺うことができます。



情島火の釜1号

(2) 古代

安満郷呉保と船木郷

広島県西部（安芸）では、弥生後期から古墳時代にかけて地域社会が発達し、やがて大和國家に属し、^{あ きのくに} 阿岐國となりました。一方で、沿岸部、島しょ部は奈良・平安時代に「^{あ ま ごう} 安満郷」と呼ばれ、漁業・製塩、そして舟運を主な生業とする海民の生活の舞台でした。海民たちは、早くから阿岐國造の支配下に入り、阿岐國造を介して大和國家に貢納・力役を行っていました。藤原宮出土木簡の「安芸国安芸郡海里倉橋部□□調塩三斗」という記載は、調として中央政府に塩を貢納していたことを示しています。

8世紀の大宝律令の制定によって完成した律令國家において、現在の呉市域には、安芸郡域に「^{ふな き ごう} 安満郷」・「^{か が つ ごう} 船木郷」、賀茂郡域に「香津郷」がありました。船木郷は、安芸郡域において造船用材である^{くれ} 櫓の製材を生業とする山民を編戸して設定されました。遣唐使船が建造されたとされる安芸國は倉橋島と比定されています。

皇室領安摩荘呉浦と石清水八幡宮領呉保

安満郷の海民は、奈良・平安時代に徐々に各浦・島へ定住していったと考えられています。海民の定住化によって安満郷は行政単位としての統一性を次第に失い、平安後期には、それぞれ開発領主を徴税請負人とする国衙領内の独立した行政単位になっていたと思われます。また、船木郷・養隈郷やのこうも行政単位としてのまとまりを失い、沿岸地域に定住した安満郷海民との結びつきを強め、呉浦・矢野浦として新たな行政単位に再編されます。

呉浦では開発領主が荒野を開発する見返りに、国衙から独立させた新しい徴税区である「呉別符」を設立し、その雑工事分を石清水八幡宮に寄進し、石清水八幡宮領呉別符としました。

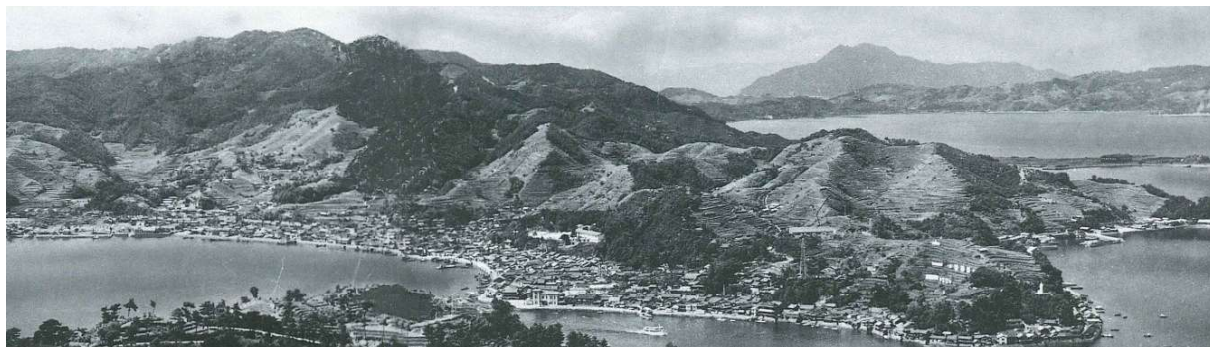
その後荘園化の波が押し寄せると、倉橋島は摂関家領倉橋荘、蒲刈島は興福寺領日高荘、波多見島・江田島・呉浦・矢野浦は皇室領安摩荘として立荘され、呉浦の収取関係は複雑化していきます。この問題を解消するため、石清水八幡宮による一円的領有として石清水八幡宮領呉保になります。

音戸瀬戸と平清盛

古代以来、近辺の東西航路には倉橋島沖ルートと音戸瀬戸おんどのせとルートがありました。天平8(736)年、遣新羅使が立ち寄った長門島は倉橋島のことであり、亀ヶ首遺跡から出土した和同開珎の枝銭は、倉橋島沖ルートの航海の安全を祈願してお供えしたものと考えられます。

一方、調庸などの貢納物を都に運ぶ船などは、音戸瀬戸ルートをとったものと考えられています。音戸瀬戸は海運の要衝であり、狭あいでの潮流の激しい海峡でした。西国からの貢納物運京などの航行の多くが音戸瀬戸を通過し、安芸守をつとめた平清盛は、このルートで頻繁に厳島に参詣しています。

また、平清盛は、瀬戸内の海上交通の掌握につとめました。警固屋という地名は、音戸瀬戸を通過する見張り小屋に起源を持つともいわれ、地元では、音戸瀬戸は平清盛により開削されたという伝承も残されています。



音戸町展望（昭和 33（1958）年）

(3) 中世

伊予衆の北上と呉衆の形成

鎌倉後期、呉をはじめ芸南沿岸島しょ部の諸荘園では、在来の小領主層が伊予衆と結んで現地支配権を握ろうとする動きが盛んになり、海域を勢力基盤とする海の領主たちの支配下に入っていました。

もともと伊予国周敷郡北条郷地頭であった多賀谷氏は、鎌倉幕府倒壊の混乱の中で、蒲刈・倉橋を支配下におきます。その多賀谷氏も、観応2（1351）年、南朝方海賊勢力に推戴された懐良親王によって蒲刈島を没収されるなど、混乱がしばらく続きます。

一方、貞治2（1363）年、防長二国（山口県）の守護に任じられた大内氏は、東西条を中心とする安芸国国衙領から武田・小早川両氏の勢力を駆逐しました。安芸国東西条の領国化に成功した大内氏は、伊予への帰還を目指していた河野氏を援助する代償として、占拠していた屋代島・波多見島・呉・矢野・倉橋・蒲刈を割譲させ、河野氏によって伊予から放逐された野間氏・多賀谷氏・山本氏らを被官として受け入れました。

呉保とその近隣地域には、山本氏、檜垣氏、警固屋氏らによる「呉衆」という小領主連合が形成されました。

戦国の争乱 呉衆の活躍と没落

1370年代までには、室町・戦国期の芸南沿岸島しょ部の勢力配置図はほぼ確定し、呉保の領域を支配した山本氏の和庄杉迫城、阿賀を支配した檜垣氏の竜王山城、警固屋氏の堀城などが築かれました。矢野・吉浦・天応・昭和地区は、野間氏が占拠し、吉浦堀城を野間水軍の本拠地とし、苗代に掃部城、押込に古塁、焼山に城平山、天応に塔ノ岡・天狗城など領域内に城砦網を張り巡らせました。多賀谷氏は倉橋・蒲刈を領有し、倉橋多賀谷氏は倉橋に丸子山城を、蒲刈多賀谷氏は下蒲刈に丸屋城を築きました。



丸屋城跡

呉衆・多賀谷氏・能美氏は、緊密な連合を形成し「三ヶ島衆」と称し、大内直属海賊衆として、応仁・文明の乱以降、大内水軍の中核として活躍します。

大永3（1523）年の尼子氏の安芸侵攻に際しては、瀬戸城（音戸）は乃美賢勝を守将とし、「三ヶ島衆」は小早川氏と乃美氏の指揮下で行動しています。

天文23（1554）年、毛利元就は、陶晴賢と決裂し、佐東の諸城と厳島を占領します。このとき「三ヶ島衆」は陶氏の石見攻めに参加していました。山本氏は、陶（大内）方にとどまり、能美・多賀谷の両氏もこれに同調します。一方、小早川隆景は、呉地方を接収して呉・瀬戸に要害を建設し、このため呉衆は帰るところを失うこととなりました。

「三ヶ島衆」は陶方の白井賢胤指揮下で活動し、各地を転戦します。弘治元（1555）年、

倉橋多賀谷氏を支援しようと白井水軍は倉橋島で小早川軍と戦いますが大敗し、倉橋多賀谷氏はこの時滅亡します。

小早川氏支配下の呉

呉地方の大半は小早川隆景の領地となり、小早川氏の家臣に給与されました。呉・瀬戸（音戸）は、小早川水軍の基地となり、旧呉衆の生き残りなどは小早川水軍の一部に編成され、数多くの戦闘に動員されました。

なお、旧野間領の吉浦は吉川元春の領地となり、野間氏の旧臣は吉川氏に召抱えられ吉川水軍の水夫に編制されます。関ヶ原の合戦後は、主家吉川氏の岩国への転封に従い、岩国藩船手組（水軍）となっています。

（４）近世

近世村落の成立

関ヶ原の戦いの後、広島城には福島正則が尾張清洲から入り新しい領主となりました。慶長6（1601）年には全領地で検地を実施しました。呉衆の系譜を引く者もそのほとんどが自らの旧所領の名請人（耕作者）として百姓身分となり、庄屋や年寄となりました。

港町の発展

福島正則は下蒲刈地区三之瀬に海駅を設け、長雁木を築きました。三之瀬を公の繫船場として番所や本陣の御茶屋を常備し、参勤交代をする西国大名の船をはじめ各国の使節もここに立寄りました。朝鮮通信使は、慶長12（1607）年に第一回目の寄港をして以来、宝暦14（1764）年まで計11回三之瀬に寄港しました。

豊地区御手洗では寛文6（1666）年、屋敷地町割りの許可を得て町場が形成されました。西廻り航路が確立されたことで、沖乗り航路の潮待ち・風待ちの港として、北前船などの廻船が寄港するようになり、18世紀に入って急速に発展しました。



長雁木（福島雁木）



御手洗の町並み

新開の築調と安定的な農業の発達

現在の呉市域の宅地や耕作地の大半は、江戸時代の新開築調によって形成されました。大部分が干潟であった広湾では、江戸時代を通じて新開が造成されました。その他、宮原村や庄山田村、和庄村、阿賀村等でも大規模な新開築調が行われ、現在の呉市の礎が形成されています。

農業生産の安定のため灌漑施設の整備が行われました。庄山田村の庄屋熊崎新左衛門は、享保9（1724）年に二河川下流を取水口とした井手の工事に着手し、村民総出で二河下井手を完成させました。寛保元（1741）年には、新左衛門の子の弥七が新たに流路を掘削し、二河上井手を構築しました。宮原村では宮原の長渠と呼ばれる灌漑施設（約180mのトンネル状の放水路）が、文化14（1817）年に完成しています。

また、広島藩は経済的に困窮する御家人や農民を救済するため、関係する村々の庄屋などと協議し、野呂山開拓を決定しました。入植した村民は、ため池を掘り水路を設け、農地を拓き、獣害防止の石柵や道路を造りました。



長渠の碑

漁業の発展

17世紀後期、豊島の漁師徳右衛門らが尾久比二窓の鳥持網代（アビ漁場）を発見しました。この頃齋島の漁夫又右衛門が齋島鳥付網代を、元禄8（1895）年頃、大浜の漁夫久松らが「馬乗」・「雀」の網代を発見するなど、漁業が盛んになります。

江戸時代には干鰯（イワシを乾燥させて農作物の肥料としたもの）が主要な産物として取引されました。江戸時代末には、漁網が地元で作られるようになりました。



アビ渡来群游海面
（昭和58（1983）年頃のアビ漁の風景）

（5）近代

鎮守府の開庁

明治政府は、近代的軍制を進め、明治5（1872）年に陸軍省と海軍省を創設し、明治9（1876）年には軍港の整備として、東海及び西海鎮守府を設置することを決定しました。

西海鎮守府の候補地の調査として、明治16（1883）年に東京を出発した肝付兼行少佐一行は、呉湾は理想的であると判断し、その後も調査が続けられます。明治19（1886）

年4月には海軍条例が制定され、全国を五海軍区とし、各海軍区の軍港に鎮守府を置くこととなりました。造船所と鎮守府を一体とする海軍の一大拠点地を設立するという考えで、同年5月には海軍一の造船所を有する第二海軍区鎮守府の位置として呉港が決定しました。

明治19(1886)年10月には土木工事が、11月には建築工事が起工されました。明治22(1889)年に呉鎮守府が開庁します。明治23(1890)年4月には、明治天皇の行幸を得て、開庁式が行われました。

呉浦の変化

鎮守府が設立されることで、宮原村の呉町を中心に約77町歩(約77ha)が海軍用地として買収され、1,023戸の住民が立ち退きを命ぜられました。移転は、住宅ばかりではなく、呉浦総氏神の亀山神社や宮原村の正円寺にまで及んでいます。

鎮守府工事とあわせて、呉鎮守府建築委員は、一面の水田に碁盤目の市街化計画を作成し、市街地の形成を進めました。海軍用地より灰ヶ峰に向かい真っすぐに伸びる景観の優れた10間道路は、広く並木が整備された「一種の模範的道路^{*}」でした。周辺の村へ延びる道路が開通され、家屋の建築が促進され都市化が進んでいきました。一方で、農業や漁業などは衰退していくこととなりました。

※出典：『呉市水道史』第2巻



呉浦の風景(明治19(1886)年頃)

呉海軍工廠の成立と発展

明治22(1889)年の造船部・兵器部を含む呉鎮守府が開庁し、呉には軍人および艦艇が配備され、急速に軍港としての性格を強めていきます。

造船部では、明治24(1891)年4月には第1船渠、同9月には製図工場、明治25(1892)年3月には第1船台と造船工場、明治26(1893)年に第2船台と船具工場というように次々と関係施設が完成しました。日清戦争を経て、拡張が本格化し、明治30(1897)年10月には造船部が造船廠に改組され、呉における最初の軍艦「宮古」が進水しました。さらに明治31(1898)年12月には、1万トン以上の艦艇が改修できる東洋一の第2船渠が完成しました。その後、明治35(1902)年には巡洋艦「対馬」、明治36(1903)



海軍病院(手前)と建設中の呉鎮守府(奥)

年には砲艦「宇治」進水します。

一方、造兵部門では兵器部とは別に明治23(1890)年、呉兵器製造所計画が認可され、工事が進められました。明治29(1896)年4月には仮設呉兵器製造所を設立し、本格的な兵器の生産が開始されます。明治30(1897)年には呉海軍造兵廠を設立し、大砲などの特殊鋼を生産する施設を整備する第1期拡張計画(明治33(1900)～36(1903)年度)、装甲板などの製鉄施設を整備する第2期拡張計画(明治35(1902)～38(1905)年度)により、大砲などの兵器とその素材である特殊鋼を生産する施設が整備されることになりました。

明治36(1903)年には、事業の統一を目的に、呉海軍造船廠と呉海軍造兵廠は呉海軍工廠に統合され、初代呉工廠長に山内万寿治が就任しました。

日露戦争後も明治39(1906)年に第3船台の建設と第2船台の拡張、第3船渠と造船船渠開渠(明治45(1912)年3月)と巨大施設の完成が続きました。明治42(1909)年4月には兵器庫・火薬試験所を設立し、明治43(1910)年1月には造兵部が砲煩部と水雷部に発展的に分立するなど、造兵部門の拡充が相次ぎました。こうした造船・造兵部門の充実によって、呉工廠では明治38(1905)年に日本海軍最初の主力艦の「筑波」と、明治39(1906)年に姉妹艦の「生駒」が進水し、名実ともに「帝国海軍第一ノ製造所」となりました。



レンガ造などの工場が次々と誕生する
呉海軍造兵廠(明治30(1897)年)

呉市制の実施と市街地の形成

呉港の発展は、呉湾をのぞむ町村の合併の実現を促進しました。明治35(1902)年に、4町村が合併し、呉市が誕生、市制が施行されました。呉鎮守府開庁にともない急増した呉港の人口は、日清戦争時の明治27(1894)年には27,717人でしたが、同35(1902)年には60,113人を数え、明治42(1909)年には102,072人となり、10万人を突破しました。

明治28(1895)年8月に和庄町字元町に中央勸商場が開設されたことを契機に、商業の近代化が進みました。明治36(1903)年には呉線(呉～海田)が開通し、明治42(1909)年には広島県内初の市街電車が開通します。本通には、銀行や海軍に物品を納入する商事会社が軒を並べ、中通には劇場や飲食店、小売店舗などが集まり、繁華街が形成されていきました。

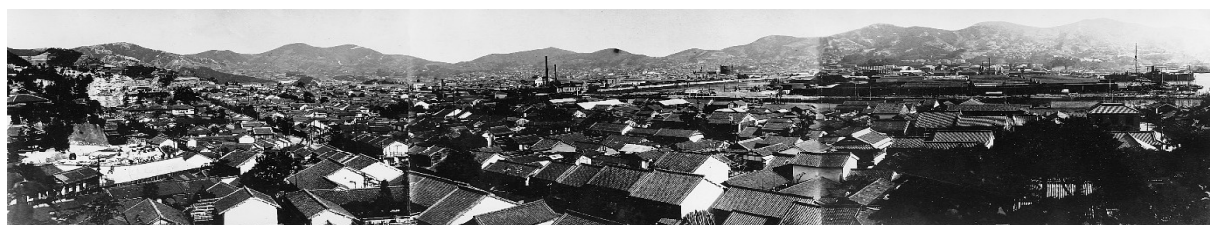
明治30(1897)年、広島・呉と渋沢栄一など中央の財界人の協力により広島水力電気(株)が設立され、明治32(1899)年には広発電所が完成し、広から呉さらには広島まで送電され、呉市内にも電灯が灯りました。これは日本最初の高圧・長距離送電でした。阿賀町では、明治43(1910)年に中国電気(株)が設立され、ガス火力による発電所を設置し、

阿賀・音戸・警固屋町を供給区域として、明治 45（1912）年に電燈の供給が開始されました。また、呉鎮守府・呉海軍を医療面で支えるため、呉鎮守府とともに明治 22（1889）年に呉海軍病院が開設され、明治 37（1904）年には呉海軍工廠職工共済会病院が開設されました。

一方、明治 22（1889）年 3 月、広島県で最も早く呉鎮守府水道が開通しました。その後、水道の需要が増大し、本庄水源地を中心とする呉軍港水道拡張計画が作成され、大正 7（1918）年に竣工しました。当時東洋一といわれた規模で、一部は呉市水道に分水され、残る大部分は海軍構内（宮原）の浄水場に送られました。

呉海軍工廠と広海軍工廠の形成

日本海軍における最初の主力艦を建造後も呉海軍工廠においては、明治 40（1907）年に当時世界最大級の戦艦「安芸」、明治 44（1911）年に 2 万トンを超える戦艦「摂津」、大正 3（1914）年に世界最初の 3 万トン台の戦艦「扶桑」などが進水しました。そして大正 8（1919）年には、世界で最初の 16 インチ（約 40 センチ）主砲を積んだ戦艦「長門」（33,800 トン）が進水するなど、多年の努力が実り世界水準を超える艦艇を建造することができるようになりました。また、大正 10（1921）年には、呉海軍工廠広支廠が開庁します。大正 12（1923）年 4 月には分離独立し、広海軍工廠となりました。広海軍工廠では、機関・航空機の技術の開発に取り組みました。その後、昭和 16（1941）年 10 月に広海軍工廠の航空機部が独立し、広に第 11 海軍航空廠が設置されることとなります。



大正後期の呉市街（大正 13（1924）年頃）

産業の発展

川尻町では、安政 6（1859）年、上野八十吉が出雲・熊野から筆職人を雇い、川尻筆の製造を始め、昭和初期に全盛期を迎えました。野呂山山頂にある大小の池では、明治 20（1887）年頃から天然氷が作られ、高値で取引されました。

また、日清戦争を契機に、近代産業が発展していきます。酒造業は海軍という大口需要者を得たことなどにより大きく発展します。仁方やすりは呉工廠出身の上松筆助等により目切機が考案され、急成長していきました。艦船・兵器の製造に関わる造船業、研削砥石などの技術も発達しました。また、明治 44（1911）年に国内で初めて国産万年筆（14 金ペン）が製造されました。

良質な石材が多く採れる倉橋では採石場が作られ、豊町では明治時代中頃より、急斜面に農地を開拓し、みかんなどの柑橘類の栽培が盛んになりました。

戦時下の呉市

昭和6（1931）年の満州事変をきっかけに、上海で日本海軍陸戦隊と中国軍の間で戦闘が開始されると、呉海軍工廠は繁忙となりました。こうした中で、呉市は「消費都市より産業都市へ」を目指し、昭和10（1935）年に呉～三原間の鉄道開通を記念して、同年には「国防と産業大博覧会」を行い、約70万人の入場者数を記録しました。

日中戦争の開始とほぼ時を同じくして、昭和12（1937）年には、呉海軍工廠において、日本海軍の技術を結集した戦艦「大和」（69,100トン、46センチ砲搭載）が起工され、多くの新技術と新技法を取り入れて昭和16（1941）年に竣工しました。

「大和」の建造に際しては、世紀の巨艦を造るために造船船渠の拡張、秘密保持のための大屋根の建設、46センチ砲製造のため砲塔工場の増設、大型ピットや起重機の大型旋盤の導入などが行われました。

呉海軍工廠・広島海軍工廠の工員数は、それぞれ最大で99,285人（昭和19（1944）年）・43,726人（昭和18（1943）年）となり、人口は40万人を超えていたと言われています。

第二次世界大戦において、アメリカ軍艦載機が呉軍港内戦艦と呉と広の軍事施設を空襲、さらに深夜から未明におよぶB29による市街地への焼夷弾攻撃も行われ、市街地の大半が焼失しました。

（6）現代

戦災からの復興

敗戦から1か月後の昭和20（1945）年9月には、枕崎台風が来襲し、空前の被害を受けました。さらに、同年11月には海軍が解体され、多くの熟練工などが解雇されました。

旧軍用財産の平和産業への転換を目指し、昭和23（1948）年には呉港は開港場の指定を受けました。昭和25（1950）年には「旧軍港市転換法」が制定されます。旧海軍工廠跡地へ相次いで企業が進出しました。海軍の熟練工も活躍し、造船と鉄鋼を中心とする産業港湾都市として復興していきます。



三角兵舎と占領軍テントの目立つ呉市街（昭和21（1946）年頃）

一方、昭和 27（1952）年 8 月には、警備隊西部航路啓開隊本部と呉航路啓開隊が開隊され、昭和 29（1954）年 6 月の「自衛隊法」の公布に伴い、同年 7 月には海上自衛隊呉地方隊・呉地方総監部が発足しました。



基幹産業の集まる旧呉海軍工廠地区の現況

市町村合併による呉市の発展

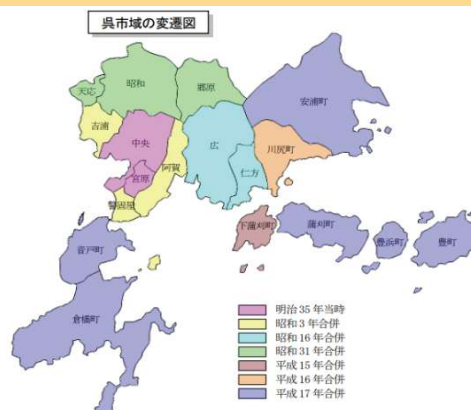
明治 35（1902）年 10 月 1 日に、全国で 55 番目に市制を施行し、その後、近隣町・村との複数回の合併により市域を広げ、平成 12（2000）年には特例市の指定を受けました。平成 15（2003）年から平成 17（2005）年にかけての近隣 8 町との合併により現在の呉市の姿となりました。平成 28（2016）年には中核市へ移行しました。

音戸大橋（昭和 36（1961）年）、蒲刈大橋（昭和 54（1979）年）、豊浜大橋（平成 4（1992）年）、安芸灘大橋（平成 12（2000）年）、豊島大橋（平成 20（2008）年）など、島しょ部を結ぶ橋梁が整備され、それぞれの地区間の往来や交流も円滑・活発になり、市内各地区間の連携も図られています。

4 地区の特徴

呉市は、合併の経緯もあり、多様な地域性を有した地区が集まってできています。それぞれの地区では住民が主体となって地区ごとのまちづくり計画を作成するなど、地域性を活かした取組が行われています。

以下にそれぞれの地区ごとの特徴を整理します。



呉市を構成する各地区

各地区の特徴

地区名	特徴
1 中央地区	①南を瀬戸内海に面し、三方を灰ヶ峰や休山などの丘陵に囲まれたすり鉢状の地形となっている。灰ヶ峰を源流とする二河川が流れ、豊かな自然環境を有する。 ②近世の新開築調により、呉浦が埋め立てられ、平坦な地形が拡充された。呉鎮守府の設置により道路や港湾の整備、斜面地への住宅開発など、市街地が急速に発展した。 ③呉湾を中心に産業都市として海軍から繋がる企業等が集積しており、旧呉海軍関連の建物の一部が現在も残されている。また、海軍の進出によって階段住宅と呼ばれる密集住宅地が特徴的な景観が形成されている。
2 宮原地区	①休山の西側中腹から裾部にかけての傾斜地となっている。休山は神武東遷にまつわる八咫鳥伝説が残されており、山中に八咫鳥神社奥の院が鎮座している。 ②近世には宮原村沿岸部で定期的に市が開かれたことから、「呉町」と称され賑わうが、海軍用地として買収されたことから、川原石方面、和庄新開地、宮原村高地部などに地域住民が移転した。 ③呉湾一帯に広がる旧呉海軍工廠のエリアを展望することができる歴史の見える丘には、造船船渠記念碑や旧呉海軍工廠礎石記念塔などが残されている。
3 吉浦地区	①南を瀬戸内海に面し、三方を丘陵に囲まれた地形となっており、中心部は住宅が密集しているが、吉浦八幡神社の社叢には古くからの植生が残されている。 ②中腹から裾部にかけて、複数の貝塚や野間氏屋敷跡などが残されている。海上保安大学校が位置する池濱では、海軍工廠施設が設置された。 ③吉浦八幡神社や酒蔵などの歴史的建造物が残されている。海軍工廠施設が設置された池濱には、現在海上保安大学校が置かれ、当時の施設の一部が保存されている。
4 警固屋地区	①休山から連なる山系の先端部に位置しており、対岸に倉橋島を臨む。山が沿岸部まで迫り、起伏の激しい地形となっている。 ②平清盛による音戸の瀬戸開削にまつわる地名起源の伝承が数多く残されている。また海上交通の要衝であった音戸の瀬戸を見晴らす立地であったことから、中世には堀城や小浜城が、近代には高鳥砲台が築かれた。 ③住宅地の中に山城跡が残されているほか、高鳥砲台跡は音戸の瀬戸公園として整備され、砲座や兵舎などの様々な遺構が良好に残されている。
5 阿賀地区	①南を瀬戸内海に面し、三方を休山、灰ヶ峰、大空山に囲まれた地形となっている。海に面する平野部は、近世の新開築調により形成されたものである。 ②沖合の情島では情島旧石器時代遺跡が確認されており、古くから人々が暮らしていたとみられる。近世においては漁網製造を主な産業として発展した。 ③近世に形成された雁木が残されている。また大空山砲台跡は大空山公園として整備され、砲座や火薬庫などの様々な遺構が良好に残されている。
6 広地区	①黒瀬川の河口部に広がる三角州であり、上流部では二級峽や白糸の滝といった名勝地が形成されている。広小坪では地殻変動により曲がった地層や断層が露頭している。 ②丘陵裾部に立地する芦冠遺跡からは、縄文時代の板状土偶が出土している。近世において大規模な新開築調が行われたほか、郷原へとつながる黒瀬街道や岩樋水門などの灌漑施設が整備された。近代においては広海軍工廠（後の第11海軍航空廠）が設置された。 ③民間企業や在日米陸軍管理本部が所有する敷地内において、非常に多くの海軍関連遺構が残されている。
7 仁方地区	①南を瀬戸内海に面し、三方を山に囲まれた地形である。海に面する平野部は、近世から近代に塩田が形成されていたが、昭和40年代に埋め立てられ、やすり団地が整備された。 ②近世から近代にかけて塩田による製塩が行われた。また近代以降は、やすり産業や清酒、醤油の醸造業が盛んに行われた。 ③住宅地の中に河川沿いに整備された雁木や酒蔵など、歴史的建造物が多く残されている。また神楽や權踊りなど近世から近代に伝わった伝統行事が継承されている。

地区名	特徴
8 天応地区	①市域の西端に位置する。西を瀬戸内海に面し、残る三方を烏帽子岩山などの切り立つ岩山によって囲まれた地形である。地区の中央を流れる大屋川の河口部に平野部が広がる。 ②中世の山城が残されており、毛利氏に滅ぼされた野間隆則の墓及び切腹したという伝説が残る腹切岩がある。 ③野間氏ゆかりの天狗城山や深山の滝など、歴史的な景観を留めている。
9 昭和地区	①市域の北西部に位置し、灰ヶ峰山麓の盆地となっている。灰ヶ峰を源流とする二河川が地区の中央を貫流している。 ②中世には野間氏の勢力下にあり、掃部城などの山城が築かれる。近代には旧呉海軍により本庄水源地堰堤水道施設が築造される。 ③昭和 30 年代後半から急速に宅地開発が進み、呉市最大の郊外住宅地を形成している。本庄水源地堰堤水道施設は現役施設として稼働している。
10 郷原地区	①市域の北東部に位置し、中央を黒瀬川が貫流し、黒瀬盆地の南端にあたる。 ②郷原遺跡からは、縄文時代の土器や打製石器が多量に出土している。中世には黒瀬村の国人新居氏が郷原の岩山城を築いたとされる。戦時中には岩山山頂に砲台が設置された。 ③地域の歴史文化のシンボルとして岩山が活用されている。
11 下蒲刈地区	①安芸灘とびしま海道によって結ばれた安芸灘諸島のうちの一つ。川尻地区との間の海峡は航行の難所であり、女猫の瀬戸と呼ばれる。 ②中世に勢力を誇った多賀谷水軍が丸屋城を築くなど、往来船舶の停泊地として栄えた。近世には広島藩により三之瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、朝鮮通信使も立ち寄った。 ③松濤園を中心として、三之瀬の町並みや雁木などの遺構が残されている。
12 川尻地区	①野呂山の南麓に広がり、瀬戸内海に面する。野呂山に由来する岩海や奇岩など多彩な自然環境を持つ。 ②柏島西の浜遺跡からは製塩遺構が見つかっており、古くから生産活動が行われていた。近世から野呂山頂の開拓が行われ、終戦後には入植や川尻小学校野呂分校が設置された。 ③伝統的な産業として川尻筆が製作されている。
13 音戸地区	①倉橋島の北部にあたる。警固屋地区との間の海峡は音戸瀬戸と呼ばれ、平清盛が厳島神社参詣航路の整備のため開削したとされる。 ②音戸瀬戸に面して安芸地乗航路の発達に伴って港町が形成された。木綿受引方が設けられるなど安芸郡南部の経済・交通の要地として繁栄した。 ③近世から近代に形成された町並みが残されており、「音戸の舟唄」や「音戸清盛祭り」などの民俗芸能や風俗慣習が継承されている。
14 倉橋地区	①倉橋島の中部および南部にあたる。火山を中心とする丘陵地帯が沿岸部まで迫り、狭小な平野部に集落が形成されている。鹿島の段々畑など、急傾斜地を利用した耕作地が独特の景観を形成している。 ②古くから海上交通の要衝であり、岩屋古墳や海辺の祭祀遺跡である亀ヶ首遺跡、中世には倉橋多賀谷氏が丸子山城を築き拠点とした。近世においては漁業や造船業を主要産業として栄えた。 ③瀬戸内海国立公園の指定地域であり、渚百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜をはじめとする海岸などの美しい自然環境や室尾の町並みなど古くからの町並みが残る。
15 蒲刈地区	①安芸灘とびしま海道によって結ばれた安芸灘諸島のうちの一つ。七国見山を中心とする山稜により海岸線まで急峻な地形が迫り、平坦地が少ない。 ②沖浦遺跡から多量の製塩土器が出土しており、古くから生産活動が行われていた。 ③かまがり古代製塩遺跡復元展示館では、沖浦遺跡の製塩土器に由来する藻塩づくり体験が行われている。

地区名	特徴
16 安浦地区	①市域の東端に位置し、野呂山の北東側山麓から沿岸部にかけて広がる自然環境に恵まれた地域。山と川で作られた狭小な盆地の中に棚田が形成されている。 ②近世には沿岸部の内海・三津口を中心に新開築調が行われたほか、野呂山頂（勸農坂・立小路）の開拓が行われる。近代には呉鎮守府管内に編成された安浦海兵団が置かれた。 ③近代画家である南薫造の生家とアトリエが、安浦歴史民俗資料館として活用されている。安浦港には、コンクリート輸送船武智丸が防波堤として利用されている。
17 豊浜地区	①安芸灘とびしま海道によって結ばれた安芸灘諸島のうちの一つ。高雄山を中心とする山稜により海岸線まで急峻な地形が迫り、平坦地が少ない。 ②瀬戸内海有数の好漁場に面し、アビ渡来群游海面では伝統漁法であるアビ漁が行われていた。また近代においては「家船」と呼ばれる漁船による県外出漁も行われていた。 ③豊浜のホルトノキ群叢に見られるように、瀬戸内海特有の自然環境とともに古くからの漁村集落の町並みが残されている。
18 豊地区	①安芸灘とびしま海道によって結ばれた安芸灘諸島のうちの一つ。柑橘栽培が盛んであり、急傾斜地を利用した耕作地が独特の景観を形成している。 ②御手洗は沖乗り航路の港として栄え、北前船などの廻船が寄港した。古くから島外に耕作地を求めて出かける「出作」が行われ、島外の畑への行き来や収穫物の運搬には、「農船」という木造船が使われた。 ③御手洗には近世以降の町並みが残されているほか、大長など多くの歴史的建造物が残される地区がある。

第 3 章

呉市の文化財の概要と特徴 ～今に残る呉市の文化財を知ろう～

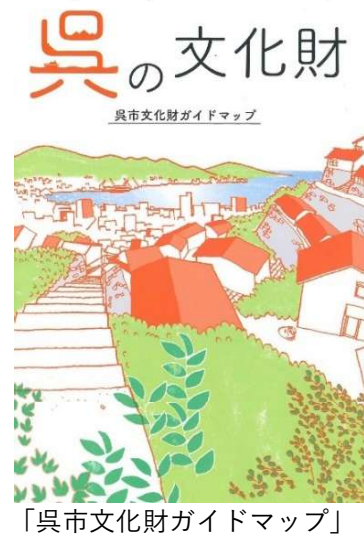
- ・呉市には、令和 6（2024）年 3 月現在、157 件の指定等文化財が所在しており、市域全体に分布しています。
- ・日本遺産として、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」(平成 28（2016）年認定)、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(平成 30（2018）年に追加認定)があります。また、朝鮮通信使資料「朝鮮人來朝覚備前御馳走船行烈図」が朝鮮通信使関連資料の 1 つとして、ユネスコ「世界の記憶」に登録されています。
- ・本計画作成にあたり、未指定文化財として既存文献資料やアンケート調査により、612 件が抽出されました。

1 指定等文化財

呉市内には157件の指定等文化財が所在しています。国指定・選定10件、県指定22件、市指定113件、国登録12件です。

文化財は市全域に分布しています。種別ごとにみると、最も多いのは美術工芸品50件、次いで建造物38件、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）28件、遺跡（史跡）25件となっています。時代ごとにみると、近世以降のものが多数を占め、旧呉海軍に関連するものなど、近代の文化財が多いのが特徴です。

呉市では、「呉の文化財 呉市文化財ガイドマップ」を作成・配布し、写真と地図でわかりやすく紹介しています。

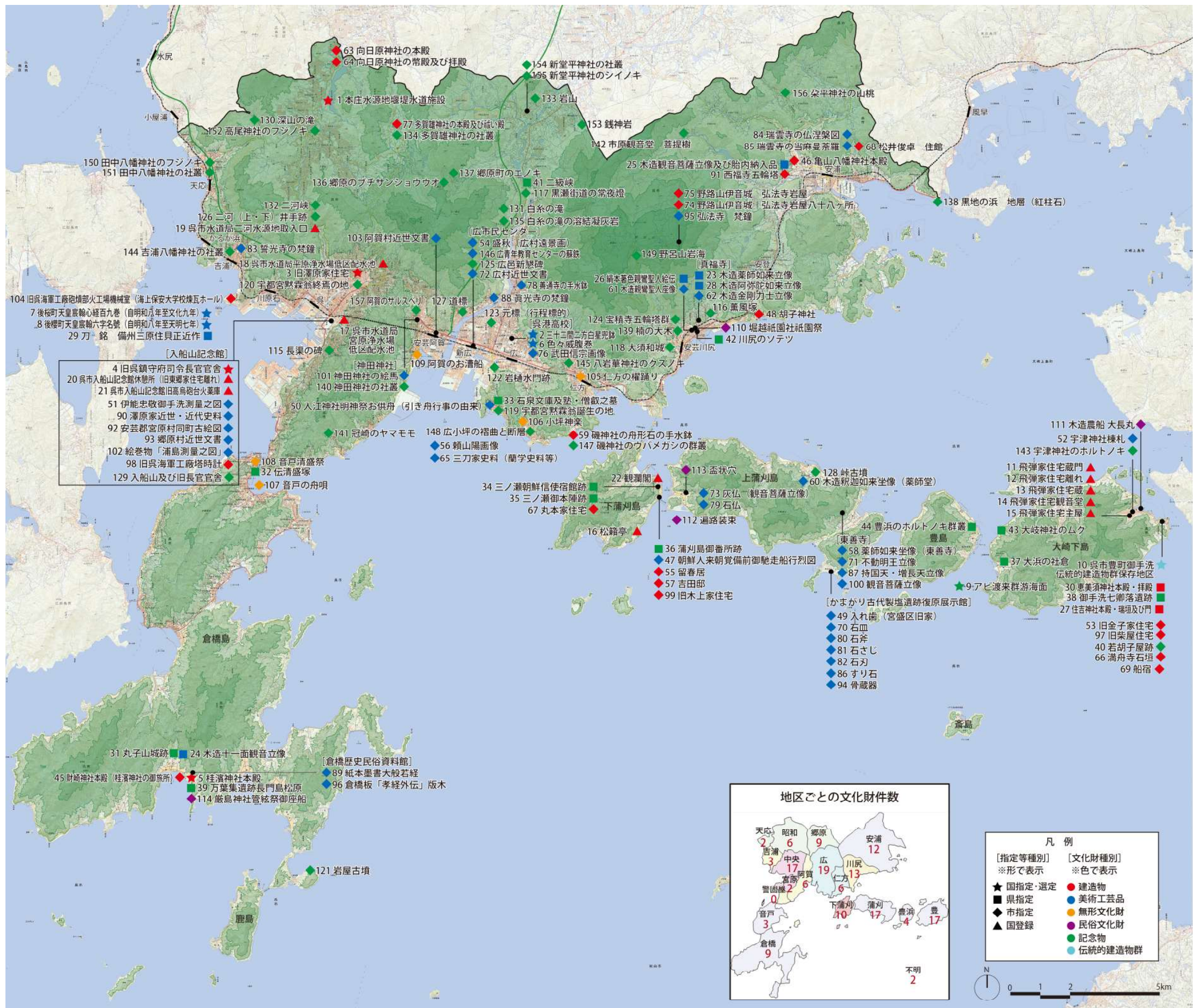


「呉市文化財ガイドマップ」

指定等文化財の一覧

令和6（2024）年3月現在

分類	種別		国指定等	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		4	2	20	12	38
	美術工芸品	絵画	0	1	7	0	8
		彫刻	0	4	9	0	13
		工芸品	2	1	9	0	12
		書跡・典籍	2	0	1	0	3
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	6	0	6
		歴史資料	0	0	8	0	8
無形文化財			0	0	5	0	5
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	4	0	4
	無形の民俗文化財		0	0	1	0	1
記念物	遺跡（史跡）		0	10	15	0	25
	名勝地（名勝）		0	1	4	0	5
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）		1	3	24	0	28
文化的景観			0	-	-	-	0
伝統的建造物群			1	-	-	-	1
※文化財の保存技術（合計に含まない）			0	-	-	-	(0)
※埋蔵文化財（合計に含まない）			-	-	-	-	(247)
			10	22	113	12	157



呉市内の指定等文化財の分布

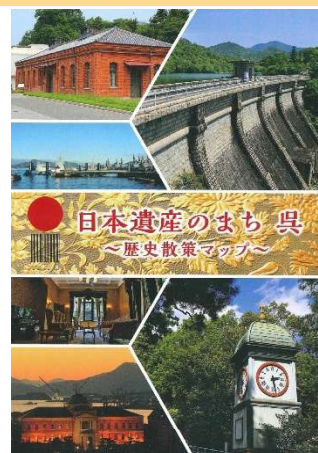
2 日本遺産・ユネスコ「世界の記憶」

(1) 日本遺産

①「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」(平成 28 (2016) 年認定)

旧軍港四市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）が共同申請した「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が、平成 28 (2016) 年 4 月 25 日、文化庁から日本遺産の認定を受けました。

「日本遺産のまち呉
～歴史散策マップ～」



[ストーリーの概要]

明治期の日本は、近代国家として西欧列強に渡り合うための海防力を備えることが急務でした。このため、国家プロジェクトにより天然の良港を四つ選び軍港を築きました。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた四つの軍港都市が誕生しました。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市は、どこか懐かしくも逞しく、今も訪れる人々を惹きつけてやみません。

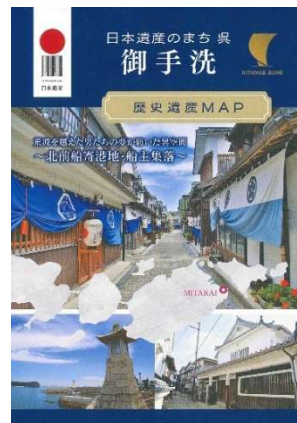
[市内の構成文化財]

名称	種別	指定等
旧呉鎮守府司令長官官舎	建造物	国指定
呉市入船山記念館休憩所（旧東郷家住宅離れ）	建造物	国登録
海上自衛隊呉地方総監部第一庁舎（旧呉鎮守府庁舎）、地区内のれんが建物群及び呉鎮守府地下施設群	建造物	未指定
呉市水道局二河水源取水口	建造物	国登録
本庄水源地堰堤水道施設（堰堤、丸井戸、第一量水井、階段）	建造物	国指定
呉市水道局宮原浄水場低区配水池	建造物	国登録
アレイからすこじま（旧呉海軍工廠本部前護岸及び関連施設）	建造物	未指定
旧呉海軍工廠塔時計（呉市入船山記念館内）	建造物	市指定
昭和町れんが倉庫群（株）ダイクレ呉第二工場垂鉛メッキ工場（旧呉海軍工廠砲煩部精密兵器工場）	建造物	未指定
昭和町れんが倉庫群 呉貨倉庫運輸（株）8号倉庫ほか（旧呉海軍工廠造兵部大砲庫など）	建造物	未指定
呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫	建造物	国登録
呉湾（広湾）を守る砲台群 高鳥砲台跡	建造物	未指定
呉湾（広湾）を守る砲台群 大空山砲台跡	建造物	未指定
旧軍港全図（呉市入船山記念館所蔵）	美術工芸品	未指定
ジャパンマリンユナイテッド（株）呉事業所大屋根（旧呉海軍工廠造船部造船船渠大屋根）	建造物	未指定
呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）の所蔵資料	美術工芸品	未指定
旧呉海軍工廠海軍技手養成所跡と周辺の海軍遺構	遺跡	未指定
長迫公園（旧海軍墓地）	遺跡	未指定
歴史の見える丘	遺跡	未指定
亀ヶ首発射場跡	遺跡	未指定
海上保安大学校煉瓦ホール（旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室）	建造物	市指定

②「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(平成 29 (2017) 年認定、呉市は平成 30 (2018) 年に追加認定)

呉市は、平成 29 (2017) 年 4 月に日本海沿岸の 7 道県 11 市町で日本遺産認定を受けた「北前船寄港地・船主集落」の新たな構成自治体として全国 27 自治体とともに、平成 30 (2018) 年 5 月 24 日、文化庁から日本遺産の追加認定を受けました。

「日本遺産のまち呉御手洗
歴史遺産マップ」



[ストーリーの概要]

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

[市内の構成文化財]

名称	種別	指定等
呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	国選定
若胡子屋跡	建造物	県史跡
恵美須神社	建造物	県重文
住吉神社	建造物	県重文
千砂子波止と高燈籠	建造物	未指定

(2) ユネスコ「世界の記憶」

「朝鮮通信使に関する記録 -17 世紀～ 19 世紀の日韓の平和構築と文化交流の歴史」(平成 29 (2017) 年登録)

日本と韓国で共同申請していた朝鮮通信使関連資料が、平成 29 (2017) 年 10 月 31 日にユネスコ「世界の記憶」に登録されました。呉市では松濤園御馳走一番館の所蔵する瀬戸内海を行く朝鮮通信使の船団を記録した約 8 m の絵巻(呉市有形文化財「朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図」)が、その中の 1 つとして登録されています。



朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図

3 未指定文化財

本計画の作成にあたり、既存の文献や調査、市民アンケートをもとに、令和6（2024）年3月現在、未指定文化財として612件をリスト化しました。類型ごとの件数の内訳は下記のとおりです。

未指定文化財の一覧

文化財分類			合 計
有形文化財	建造物	寺院	31
		神社	63
		住宅等	11
		近代建築物	130
		土木構造物	24
		石造物	5
		[合計]	264
	美術 工芸品	歴史資料	2
		考古資料	2
		機械工作物	2
		彫刻	1
		絵画	1
		[合計]	8
無形文化財	伝統技術（工芸、工業）		9
	[合計]		9
民俗文化財	有形の民俗文化財		3
	無形の民俗文化財	祭礼・行事	67
		民話・伝説	11
		芸能	2
		慣習	1
		民謡・唄	1
		郷土食	8
		生業	5
		[合計]	95
	[合計]		98
記念物	遺跡	包含地	43
		集落跡	1
		貝塚	13
		古墳	31
		祭祀遺跡	2
		製塩遺跡	1
		寺院跡	2
		城館跡	47
		墓所	26
		記念碑・慰霊碑	7
		街道跡・施設跡	2
		海軍・戦争跡	9
		[合計]	184
	[合計]		282

（令和6（2024）年3月現在）

文化財分類			合 計
記念物	名勝地	河川・滝	2
		山岳・丘陵	7
		岩石	1
		海峡	1
		港湾	1
		海浜	4
		伝承地	3
		[合計]	19
	動物・ 植物・ 地質 鉱物	動物	1
		植物(植生、樹木、社叢)	18
[合計]		19	
文化的 景観	町並み景観		1
	農業景観(段々畑、石垣)		5
	産業景観(工場、採石場)		2
	[合計]		8
伝統的建造物群			3
文化財の保存技術			0
埋蔵文化財			-
合 計			612

4 呉市の文化財の特徴

市域の文化財について類型ごとに特徴を下記に整理します。

なお、呉市の特徴として、海軍関連遺構をはじめとする近代に形成された様々な文化財が挙げられますが、これまでの文化財保護行政を踏襲し、建造物は有形文化財の建造物、機械工作物や資料館の展示物等の動産のものについては美術工芸品、機能的に集積されているものについては、状況に応じて建造物または遺跡に分類しています。

(1) 有形文化財

① 建造物

国指定文化財が4件、県指定文化財が2件、市指定文化財が20件、国登録文化財が12件、合計38件が指定等文化財となっています。

社寺建築に関する文化財として、倉橋地区の桂濱神社本殿（国指定）は、前室付き三間社流造で、文明12（1480）年の棟札を有しています。また、豊地区の住吉神社本殿・瑞垣及び門（県指定）は波止の鎮主として文政13（1830）年に寄進されたもので、本殿は大阪の住吉神社を二分の一に写し、大阪で造らせてここで組み立てたとされ、同じく豊地区の恵美須神社本殿・拝殿（県指定）は、御手洗が成立した頃に合わせて祀られた社で、現在の本殿は享保8（1723）年、拝殿は明和元（1764）年に建設されたとされています。

近世の建造物として、中央地区に位置する旧澤原家住宅（国指定）は、近世に莊山田村の庄屋等をつとめた澤原家が居住した建造物があります。現在残っている主屋は宝暦6（1756）年に瓦葺で建設されたものです。旧長ノ木街道に面した前蔵（三ツ蔵）は文化6（1809）年に建設されたもので、江戸時代中期から現在まで活用されながら保存されています。

また豊地区では、大長村庄屋役及び御手洗町年寄役を代々勤めた高橋家（屋号柴屋）の別宅である旧柴屋住宅（市指定）のほか、江戸時代に御手洗の庄屋役であった金子家が様々な要人を接待するために建設した茶室を含む数寄屋座敷と長屋門からなる旧金子家住宅（市指定）など江戸中期から幕末までの貴重な歴史的建造物が残されています。

その他、沿岸部や島しょ部の港を中心とする古い町並みの中には近世以前の建造物が未指定のまま残されており、倉橋地区における宮林家住宅は寛政年間に潮待ち・風待ちの港町として整備された町並みの面影を残す建物として注目されます。

近代の建造物として、中央地区の入船山公園内にある旧呉鎮守府司令長官官舎（国指定）は、呉鎮守府開設に伴い明治23（1890）年に軍政会議所として建てられ、明治25（1892）年に呉鎮守府司令長官官舎に転用されました。しかし、明治38（1905）年の芸予地震によって倒壊したため、正面のハーフティンバー様式の洋館部と和館部を持つ平屋建てとして再建されたものが現在の旧呉鎮守府司令長官官舎となります。同建造物が立地する入船山は、呉浦の総氏神の八幡社（現在の亀山神社）が位置するなだらかな丘陵で、ここは、入船山及び旧長官官舎（市指定）として史跡指定されており、呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫（国登録）、入船山記念館休憩所（旧東郷家住宅離れ）（国登録）など、旧呉海軍に関連

する多数の歴史的建造物等が残されています。

市内には、旧呉海軍に由来する建造物が数多く現存しています。本庄水源地堰堤水道施設（国指定）は呉軍港水道増設工事によって大正7（1918）年に築造されました。呉市水道局宮原浄水場低区配水池（国登録）は、呉軍港水道の配水池として明治23（1890）年に建造されました。また呉市水道局平原浄水道低区配水池（国登録）は同工事の際に呉軍港水道の余水を受け、呉市水道を開設する際に呉市が独自に建設したものです。

この他、未指定にも関わらず旧呉鎮守府・海軍工廠施設、砲台跡、官舎や病院施設など多くの歴史的建造物が市内には現存しており、主要なものは日本遺産構成文化財として活用が図られています。特に、海上自衛隊呉地方総監部や在日米陸軍基地管理本部の敷地内は、戦後の開発を逃れたことから、旧呉鎮守府庁舎を中心とする当時の建造物群や広海軍工廠、第11海軍航空廠関連の飛行機格納庫や水上飛行艇倉庫などの建造物群が、非常に良好に保存されています。

また中央地区には、海軍の進出によって急傾斜地を切り開いて階段状の密集住宅地が形成されており、その中には和洋折衷様式を持つ海軍士官邸宅が数多く残されています。

②美術工芸品

国指定文化財が4件、県指定文化財が6件、市指定文化財が40件、合計50件が指定等文化財となっています。

絵画については、寛文3（1663）年に東本願寺から光明寺へ送られたとされる絹本着色親鸞聖人絵伝（県指定）や瑞雲寺の当曼荼羅（市指定）、瑞雲寺の仏涅槃図（市指定）などの仏教絵画が指定されているほか、延享5（1748）年に来日した第10次朝鮮通信使が日比港から牛窓に向かって進む船団の様子を描いた朝鮮人來朝覺備前御馳走船行烈図（市指定）、伊能忠敬が市内各地で海岸線の測量を行っている様子を描いた伊能忠敬御手洗測量之図（市指定）や絵巻物「浦島測量之図」（市指定）などが指定を受けています。

彫刻については、川尻地区の木造阿弥陀如来立像（県指定）および木造薬師如来立像（県指定）、安浦地区の木造観音菩薩立像及び胎内納入品（県指定）、倉橋地区の木造十一面観音立像（県指定）が、いずれも鎌倉から室町時代の作で、地域における中世の様相を知る上で貴重な文化財として指定されています。市指定文化財としては、蒲刈地区の灰仏（観音菩薩立像）（市指定）や石仏（市指定）など、地域の特徴を表す文化財として指定されています。

工芸品については、室町時代末期の色々威腹巻（国指定）、鎌倉時代末期の三十二間二方白星兜鉢（国指定）の2件の国指定文化財のほか、武田信宗画像（市指定）がいずれも呉港高等学校の所蔵として校内の歴史展示室で展示されているほか、桃山時代の備州三原住良正近作の刀（県指定）などが指定されています。

書跡・典籍については、江戸時代の女性天皇である後櫻町天皇によって書写された紙本墨書後櫻町天皇宸翰心経百九卷（国指定）および紙本墨書後櫻町天皇宸翰六字名號（国指定）のほか、倉橋板「孝教外伝」版木（市指定）などが指定されています。

考古資料については、蒲刈地区から出土した石刃（市指定）などの旧石器時代～縄文時

代の出土品が指定されており、かまがり古代製塩遺跡復元展示館が所蔵しています。

歴史資料については、澤原家近世・近代史料（市指定）や郷原村近世文書（市指定）、阿賀村近世文書（市指定）、広村近世文書（市指定）などが指定されています。

上記のほか、未指定文化財として、倉橋沖の海底から引き揚げられたナウマンゾウやニホンムカシジカの化石、海揚がり陶磁器類も、当時の瀬戸内海的环境や海上交通の様相を探る上で、貴重な資料として注目されます。また考古資料として、芦冠遺跡出土の板状土偶は希少な事例であり、縄文時代の精神生活の一端を研究する上で、非常に重要な資料として挙げるすることができます。

また、旧呉海軍に由来する資料も非常に多く残されており、入船山記念館所蔵の呉軍港全図は、日本遺産構成文化財として活用が図られているほか、クラウドファンディングによって保存が実現した旧呉海軍工廠大型旋盤など、旧呉海軍に関連する機械工作物についても関心が高まっています。さらに、そうした資料が地中から発見される事例もあり、在日米軍基地管理本部の敷地内から出土した「紫電改」にも搭載されたエンジン「誉」は、貴重な資料として大和ミュージアムにおいて展示され注目を集めており、呉市の文化財として挙げるすることができます。

（２）無形文化財

市指定文化財が５件あります。音戸の舟唄（市指定）、音戸清盛祭（市指定）、阿賀のお漕船（市指定）は、瀬戸内海に関連する生業や伝説、信仰によるものです。仁方の櫓踊り（市指定）は、明治時代の初めに伊勢方面からもたらされたものであり、小坪神楽（市指定）の起源は愛媛県大三島の大山祇神社であるといわれ、市外からもたらされた伝統文化が各地に根付いています。

未指定文化財として、伝統技術として、ヤスリ製作技術や川尻筆製作技術、漁網製作技術などを挙げるすることができます。

（３）民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財として、市指定文化財が４件あります。木造農船大長丸（市指定）は、みかん運搬のための独自の構造を持った船であり、船を使った出作は全国的にも稀有なものです。また厳島神社管弦祭御座船（市指定）は、厳島信仰を表すとともに、倉橋地区における伝統的な木造船建造技術を伝えるものとして指定されています。

その他、未指定文化財として倉橋の造船業に関する用具類や採石業に関する用具類、柑橘栽培に関する用具類なども各地の資料館に集約されており、呉市において特徴的な生業を知る上で貴重な資料として挙げるすることができます。

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として、市指定文化財が１件あります。堀越祇園社祇園祭（市指定）

は江戸時代より続く祭礼です。

その他、未指定文化財として、各地区の神社において執り行われている例大祭などを挙げるができます。また、市内各地の神社において、様々な鬼の面や派手な衣装をつけて秋祭りに登場する鬼は「ヤブ」と呼ばれ、呉特有の呼び方といわれています。また、とんどや盆踊りは各地で行われ、それぞれ独自の特徴を有しています。阿賀地区や安浦地区、倉橋地区に残る八十八ヶ所巡りも地域の習俗を表しているといえます。

生業に関するものとして牡蠣養殖やちりめん漁、柑橘栽培があり、食に関する物として酒や味噌、醤油などの醸造技術や郷土食を挙げるができます。

（４）記念物

①遺跡（史跡）

県指定文化財が 10 件、市指定文化財が 15 件、合計 25 件が指定されています。

音戸地区では、音戸瀬戸を切り開いたと言われる平清盛を供養するため、元暦元（1184）年に建立された伝清盛塚（県指定）、広島藩の海駅として栄えた下蒲刈地区三之瀬では、三ノ瀬朝鮮信使宿館跡（県指定）、三ノ瀬御本陣跡（県指定）、蒲刈島御番所跡（県指定）、豊地区御手洗では、御手洗七卿落遺跡（県指定）、若胡子屋跡（県指定）などの海上交通の要衝として栄えた歴史と関連する文化財が残されています。

また、南北朝期に築かれた水軍城である丸子山城跡（県指定）、遣新羅使が旅の途中に立ち寄り歌を遺したという万葉集遺跡長門島松原（県指定）、江戸時代の学僧として名高い僧叡に関する石泉文庫及塾・僧叡之墓（県指定）、安永 8（1779）年に広島藩が設置した大浜の社倉（県指定）などが指定されています。

このほか未指定ながら、沿岸部や島しょ部の地形を利用して築かれた山城跡が数多く残されており、特に下蒲刈地区の丸屋城跡は、中世の多賀谷水軍が築城した山城跡であり、下蒲刈から勢力を広げ倉橋を支配下においた多賀谷氏の歴史を物語る上で重要な遺構として挙げるができます。

また、下蒲刈地区の福島雁木のような近世の港湾施設や野呂山開拓之碑のように、新開築調・灌漑施設の整備の痕跡なども、今後、近世以降の開拓の歴史を物語る遺跡として挙げるができます。

さらに、近代の海軍に関連する遺跡として、倉橋地区の亀ヶ首発射場跡は砲座跡やガントリークレーン基礎、検速所など複合的な遺構が残されている他、広島湾要塞の一部である高鳥砲台跡や早瀬砲台跡などにおいても、砲台や火薬庫を中心とする多様な遺構が一括して残されています。

②名勝地（名勝）

県指定文化財が 1 件、市指定文化財が 4 件、合計 5 件が指定されています。

呉市の地形の特徴を表す二級峡（県指定）、二河峡（市指定）、深山の滝（市指定）、白糸の滝（市指定）、岩山（市指定）など、呉市の特徴である急峻な地形と豊かな自然環境

がつくり出す景勝地が指定を受けています。

未指定文化財として灰ヶ峰、野呂山、火山、七国見山などの山岳・丘陵、二河川などの溪谷や滝、三津口湾など、市域を特徴づける山・川・海、自然海浜保全地区として指定されている大崎浦自然海浜保全地区・須ノ浦自然海浜保全地区などを挙げることができます。

③動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

国指定文化財が1件、県指定文化財が3件、市指定文化財が24件、合計28件が指定等されています。

アビ渡来群游海面（国指定）では、冬に南下し瀬戸内海にみられる渡り鳥であるアビを利用して鯛などを釣り上げるアビ漁が行われていました。豊浜のホルトノキ群叢（県指定）は、ホルトノキを中心とする瀬戸内海島しょ部特有の樹種に富み、この地方本来の植生を示す点で特徴的です。広小坪の褶曲と断層（市指定）では、地殻変動で屈曲・断裂した地層や断層の様子を観察することができます。

その他の未指定文化財としては、各地区の神社の社叢や大木、岩海、地層などが所在しています。

（5）文化的景観

選定されている文化財はありません。

未指定文化財として、呉市の特徴的な地形である傾斜地を利用した倉橋地区の鹿島の段々畑や安浦地区の棚田、猪鹿垣などの農業に関する景観、倉橋の採石場跡や中央地区の両城の階段住宅などを挙げることができます。

（6）伝統的建造物群

呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区が国選定文化財となっています。同地区は、江戸時代に潮待ち・風待ちの港町として栄えた町並みや港の痕跡が現在も残っており、北前船の寄港地であったことから、日本遺産の構成文化財としても認定されています。

その他にも、近世の港町として発展した下蒲刈地区の三之瀬の町並み、音戸の町並みや倉橋地区の室尾の町並みを挙げることができます。

（7）保存技術

選定されている文化財はありません。

（8）埋蔵文化財

広島県遺跡地図において、市内247カ所の埋蔵文化財包蔵地が把握されています。なお、呉市においてはその歴史的特徴を踏まえ、近代の海軍関連遺構を埋蔵文化財として取り扱うこととしており、近年、灰ヶ峰砲台跡や旧呉海軍工廠火工品機械工場跡の発掘調査が行われています。

第 4 章

文化財に関する調査・取組 ～呉市の文化財を紐解いてみよう～

- ・合併前の市町単位で市史・町史（誌）がまとめられており、その他、文化財類型ごとに様々な調査が行われています。
- ・本計画作成にあたり、市民アンケート（市内 28 地区、各 5 名）、ワークショップ（9 回・箇所）、ヒアリング調査（60 団体・事業者・近隣市町）を実施しました。
- ・文化財類型、地区ごとに^{しっかいちょうさ}悉皆調査の実施状況は異なります。
- ・文化財に関する施設、小中学校の教育、高等教育機関の教育・課外活動、地域団体、民間事業者によりそれぞれ関連する活動が行われています。
- ・呉市では、養成講座を修了し、文化財に関する専門的な知識を有する市民を「くれ文化遺産コンシェルジュ」として認定し、保存・活用の担い手となることを目指して活動を行っています。

1 計画作成に係る調査

(1) 文化財の既往調査の整理

文化財に関する主な調査、文献資料の一覧を下記にまとめます。

市史編纂事業による町市史（誌）

文献名	編集／発行	発行年
呉市史 1～8 巻	呉市史編さん委員会／呉市役所	昭和 31・34・39・51・62・63・平成 5・7 年
呉市史 資料編（近世・近代 1・海軍 1）	呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 11・30・令和 4 年
倉橋町史 資料編 1・2・3	倉橋町	平成 4・3・9 年
倉橋町史 海と人々の暮らし	倉橋町	平成 12 年
倉橋町史 通史編	倉橋町	平成 13 年
倉橋の建築	倉橋町	昭和 64 年
倉橋の奉納額と石造物	倉橋町	平成 2 年
倉橋多賀谷氏と丸子山城跡	丸子山城跡調査団／倉橋町	昭和 61 年
豊町史 資料編	豊町教育委員会	平成 5 年
豊町史 本文編	豊町教育委員会	平成 12 年
蒲刈町誌 民俗編	蒲刈町誌編集委員会・蒲刈町教育委員会／蒲刈町	平成 7 年
蒲刈町誌 自然編	蒲刈町誌編集委員会・蒲刈町教育委員会／蒲刈町	平成 10 年
蒲刈町誌 通史編	蒲刈町誌編集委員会・蒲刈町教育委員会／蒲刈町	平成 12 年
安浦町史 地誌・民俗編	安浦町史編さん委員会／安浦町	平成 12 年
安浦町史 通史編	安浦町史編さん委員会／安浦町	平成 16 年
音戸町誌	音戸町誌編纂検討委員会／音戸町	平成 17 年
川尻町誌 自然編	川尻町・川尻町教育委員会／川尻町	平成 16 年
川尻町誌 民俗編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 17 年
川尻町誌 資料編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 19 年
川尻町誌 通史編	川尻町史編さん委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 20 年
下蒲刈町史 資料編	下蒲刈町史編纂委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 19 年
下蒲刈町史 民俗編	下蒲刈町史編纂委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 17 年
下蒲刈町史 図説通史編	下蒲刈町史編纂委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 19 年
下蒲刈町史 自然編	下蒲刈町史編纂委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 18 年
豊浜町史 資料編	豊浜町史編さん委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 25 年
豊浜町史 通史編	豊浜町史編さん委員会・呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 27 年
呉 戦災と復興－旧軍港市転換法から平和産業軍港都市へ－	呉市史編さん委員会／呉市役所	平成 9 年
呉市制 100 周年記念版 呉の歩み	呉市史編纂委員会／呉市役所	平成 14 年
呉市制 100 周年記念 体験手記集『呉を語る』	呉市企画部呉市史編纂室／呉市役所	平成 15 年
増補改訂版 呉の歩みⅡ－英連邦軍の見た呉－	呉市総務部市史文書課／呉市役所	平成 18 年

文化財類型ごとの調査、文献資料

類型	文献名	編集／発行	発行年
有形文化財	広島県の民家（広島県民家緊急調査報告書）	広島県教育委員会	昭和 53 年
	広島県の近世社寺建築	広島県教育委員会	昭和 57 年
	広島県重要文化財呉鎮守府司令長官官舎修繕工事報告書	呉市	平成 8 年
	呉市指定重要文化財（建造物）向日原八幡宮本殿・幣殿・拝殿保存修理工事報告書	呉市	平成 9 年
	広島県の近代化遺産：広島県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	広島県教育委員会	平成 10 年
	街のいろはレンガ色	呉レンガ建造物研究会	平成 12 年
	呉市指定有形文化財 旧澤原家住宅調査報告書	呉市	平成 16 年
	近代遺跡調査報告書－交通・運輸・通信業－	文化庁	平成 30 年
	呉市指定有形文化財（建造物）旧金子家住宅離れ棟及び伝統的建造物台所等修理工事報告書	呉市	平成 31 年
無形文化財	広島県の諸職：広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	広島県教育委員会	平成 6 年
民俗文化財	呉及び其の近郊の史実と伝説	呉郷土史研究会	昭和 5 年
	呉市の神楽	中松一夫／仁方文化財協会	昭和 36 年
	広島県の民俗芸能	広島県教育委員会	昭和 53 年
	広島県民俗地図：広島県緊急民俗文化財分布調査報告書	広島県教育委員会	昭和 58 年
	広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	広島県教育委員会	平成元年
記念物	広島県遺跡地図	広島県教育委員会	昭和 58 年
	呉市の古代 中世遺跡分布	古文化の会	昭和 60 年
	呉地域の地質 地域地質研究報告（5 万分の 1）図幅	通商産業省工業技術院地質調査所	昭和 60 年
	呉市の盃状穴	原田 敏明	平成 3 年
	広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第 2 集	広島県教育委員会	平成 6 年
	呉の地質と岩石	寺岡明文	平成 8 年
	広島県の巨樹	滝口進	平成 9 年
	広島県呉市植物誌	太刀掛優	平成 11 年
	呉市の生物	ひろしま自然の会	平成 12 年
	レッドデータブックくれ	ひろしま自然の会／くれ環境市民の会	平成 30 年
伝統的建造物群	灰ヶ峰砲台跡（呉市教育委員会発掘調査報告書第 1 集）	呉市	令和 3 年
	広島県豊田郡豊町御手洗地区保存再開発調査報告書	広島県豊田郡豊町	平成 4 年
その他	広島県神社誌	広島県神社誌編纂委員会／広島県神社庁	平成 6 年
	呉市の 42 年災害	広島県	昭和 50 年
	呉市の火災と水災の記録	呉市消防局／呉市防災協会	昭和 52 年
	広島県方言緊急調査報告書	広島県教育委員会	昭和 56 年
	広島県砂防災害史	広島県	平成 9 年

その他	呉の魅力・お宝 90 選 第1巻 文化財・建物・橋・海軍遺構編	呉市	平成 25 年
	呉の魅力・お宝 90 選 第2巻 イベント・祭り・風習編	呉市	平成 26 年
	呉の魅力・お宝 90 選 第3巻 自然・景観・動植物編	呉市	平成 27 年
	呉の魅力・お宝 90 選 第4巻 先人・民話・技術編	呉市	平成 29 年
	呉の魅力・お宝 90 選 第5巻 総集編～海と海軍の香り～	呉市	平成 30 年

(2) 市民等を対象とした調査

① アンケート

市内の各地区で活動されている方々を対象として、市民意識の把握、活動実態の把握、地域のお宝発掘を目的にアンケート調査を実施しました。

実施時期：令和 4（2022）年 2 月 1 日～18 日

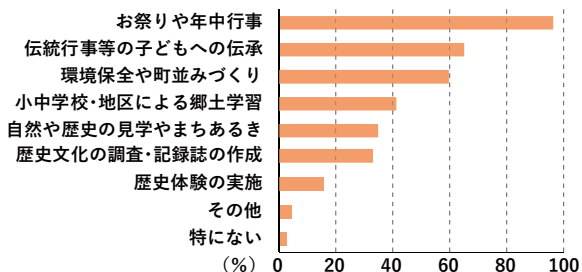
実施方法：呉市地域協働課及び各市民センターへ依頼し、まちづくり委員会・協議会等より対象者を抽出（28 地区、各地区 5 名）

回答数・配布数：112 件・140 件

[結果の概要]

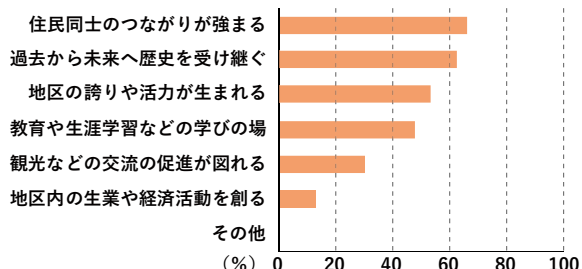
○地域で行っている歴史文化の取組

最も多いのがお祭りや年中行事で、次いで伝統行事等の伝承、環境保全・町並みづくりでした。一方で、回答は少ないですが、まち歩き・歴史体験、調査・記録誌作成を行っている地区もあり、継続していけるような環境づくりに取り組む必要があります。



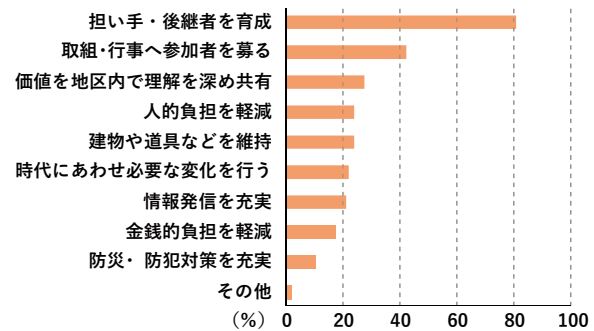
○歴史文化が地域へもたらす効果

住民同士のつながり、歴史の継承、地区の誇り・活力に約半数以上の回答がありました。地区のコミュニティづくりへの効果が大きく意識されています。一方で、生業・経済活動の効果は回答が低く、今後、活用を図っていくためには重要な視点です。



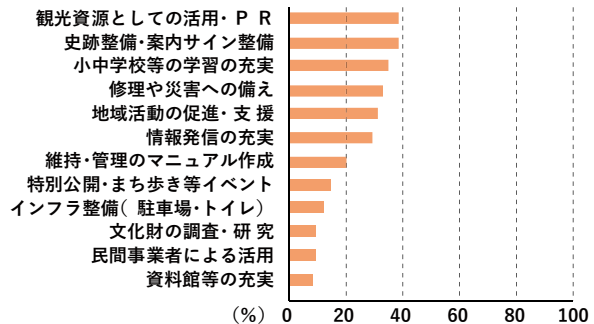
○地域で取り組むにあたっての課題

担い手・後継者が最も多くなっています。人材育成について、地区だけでなく、市全域で取り組んでいく必要があります。



○今後、力を入れるべき取組

観光、情報発信、学び・教育、災害、地域活動など、様々な項目に回答が分散しています。多様な分野での取組を検討していく必要があります。



②市民ワークショップ

市内の身近な文化財に対する理解を深めるとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイデアを計画に反映することを目的に、参加者公募によるワークショップを実施しました。なお、ワークショップの実施にあたっては、それぞれ関連する地域の団体等の協力のもと企画・運営を行いました。

ワークショップ開催一覧

テーマ	日時・会場	内容	講師・連携団体	参加者
日本遺産を巡る 北前船編 御手洗地区	令和4年 3月5日 港町交流館	ボランティアガイドによる案内でまち歩きを行い、その後、グループごとにまち歩きを楽しむ場所やキーワードを集めて、地図を作製した。	重伝建を考える会	16人
日本遺産を巡る 鎮守府編 アレイからすこじま	3月12日 大和ミュージアム	グループでまち歩きを行った後、新たな発見を共有し、点在する遺構をPRするためのアイデアについて意見交換を行った。	呉市海事歴史科学館学芸課	28人
まちづくり×学生	6月18日 大和ミュージアム	高校生を対象に実施。南川智子氏、福岡陸央氏、福島大悟氏による活動事例紹介の後、グループに分かれて、参加者がそれぞれ考える・実践している活動について意見交換。	ぐるぐる海友舎プロジェクト理事長・南川智子氏 まめな・学育プロジェクト担当・福岡陸央氏、福島大悟氏	13人
考古学チャレンジ教室	7月24日・28日 野外活動センター	土器作り・勾玉作り・火起こし体験など、古代の文化の体験を通じて関心を高め、今後どのような取組が求められるのか意見を聴取した。	広島県立歴史民俗資料館	59人

テーマ	日時・会場	内容	講師・連携団体	参加者
自然とふれあう昆虫観察会「夏の森で昆虫を探そう」	7月30日 灰ヶ峰公園	ひろしま自然の会の引率による観察会、および採取した昆虫についての解説の後、保護者と自然に関する学びについてなどを意見交換した。	ひろしま自然の会	9人
まちづくり×祭り	10月2日 呉市立美術館別館	入船山秋祭りに併せて実施。呉市観光未来塾塾長・丁野朗氏及びヤブ女代表・久米ゆき氏による祭礼やヤブの解説の後、ヤブをモチーフにしたポストカードづくり、ヤブについての意見交換を行った。	丁野朗氏 ヤブ女代表・久米ゆき氏	16人
写真で切り取る地域の魅力 in 音戸町	10月29日 法専寺	地元の方と一緒にまち歩きを行い、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	音戸町地域おこし協力隊・久保田義明氏ほか	4人
写真で切り取る地域の魅力 in 倉橋町	10月30日 シーサイド桂ヶ浜荘	地元の方と一緒にまち歩きを行い、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	倉橋町地域おこし協力隊・前中詩織氏ほか	6人
写真で切り取る地域の魅力 in 下蒲刈町	11月23日 弘願寺	ボランティアガイドによる案内でまち歩きを行いながら、「魅力的な場所」を撮影し、その場所や風景について、グループで共有し、地図に落として、意見交換を行った。	下蒲刈町地域おこし協力隊・鶴田和人氏 下蒲刈観光ガイドの会	12人

③ヒアリング調査

市内では、市民や企業、専門家による多様な取組が行われています。文化財に関連して多様な分野で活動している団体や事業者等を対象として、現状の取組内容や課題等についてヒアリングを行いました。ヒアリングは60団体・事業者・近隣市町に実施しました。ヒアリングで得られた主な意見を下記にまとめます。なお、団体の一覧は資料編に記載しています。

ヒアリングでの主な意見

団体等	文化財の保存・活用に対する主な意見
有形の指定等文化財所有者・管理者 市、団体、企業、市民など多様な主体による。	・ 昔の建物なので、空調設備が設置できない。老朽化が進み過ぎて、維持が大変。 ・ お金の負担が最も大きな課題。 ・ 文化財指定のお墨付きがあることで、企業価値も上がると考えている。 ・ 施設の管理、安全のために、公開する場合は警備員などをつける必要がある。 ・ 施設を公開することで、市民に身近に感じてもらい、企業活動への理解を深めることが目的。効果が見えにくい、意義はある。 ・ 公開等が所有者（企業・事業者等）のPRにつながれば良い。 ・ 日本遺産になってから、見学を受け入れるようになった。公開を通して、地域に企業名が浸透してきたことを実感している。 ・ 現役で使っているため、機密性の高い情報もある。建物内部は公開できない部分もある。写真撮影を禁止したり、SNSなどで発信しないようお願いしている。 ・ 修復しないと見学や公開などの活用まではいかない。現状のままでは難しい。 ・ 体制として、自主的にということは難しいが、公開、イベントなど、市などから提案があれば、検討可能。

団体等	文化財の保存・活用に対する主な意見
無形の指定等文化財所有者 自治会等の組織と連携して保存会が組織化されている。	・ 周辺地域の力を借りるしかない。 ・ 在住者でない方の参加で祭りを盛大にできた。にぎやかになれば地元の参拝も増えて来る。 ・ 普段から神社周辺に遊びに来てもらい、お祭りの認知度を上げていく取組を行っている。 ・ 自分たちの代で終わらせるわけにはいかない。 ・ 担い手である子どもの数が減ってきた。こどもが忙しい。 ・ 人数が少なくなると負担が増えて、これまで通りにやるにはしんどい。 ・ 道具の保存継承が大変。 ・ 伝統的な行事はどこもすたれてきている。がんばろうという地区が少なくなっている。 ・ 補助金などもあるが、申請作業まではいかない。
教育機関（小・中・義務教育学校、高等教育機関） それぞれの地域性を活かし、学校ごとに地域団体等と協働して学びのプログラムをつくっている。	・ 探究学習のテーマの設定などの早い段階から、外部の助けをもらいたい。 ・ 教員だけでは限界がある。継続してアドバイザー的な立場で専門的知識を有する人材に関わってもらいたい。 ・ 地域のなかで、歴史を教えられる人が少なくなっている。 ・ 出前授業など手軽にできる方法があることを知らなかった。新たなプログラムを検討する余裕がない。 ・ 地区の歴史を紹介する冊子などにまとめられていると教えやすい。 ・ 教員が生徒・児童と一緒に学ぶ機会があると良い。 ・ 小学校・中学校のつながりがあると良い。 ・ 小・中学校、高校をひっぱりだす大学生という仕組みはつくれないか。
郷土史等の歴史研究団体 地区の歴史を独自に調査・研究・情報発信している。	・ 全国でも郷土史研究会は徐々に減少している。市内でも、消滅してしまった団体もある。 ・ 高齢化が進んでいる。担い手が不足。 ・ 郷土史を学校の教材として使って欲しい。 ・ 市民が古い写真などの資料を沢山持っている。集めて保管する場所があると良い。 ・ 古文書の読解など、活動している方々の勉強の成果を活かして、市のお手伝いをするような仕組みをつくれないか。 ・ 新建材が使われるなど文化財的な価値は低くても、地元の子どもなどにも興味がある歴史的な建物などがある。 ・ 団体として発信力を強めていきたい。 ・ 子どもは興味を持つ。大人になっても続けられるようにしたい。
まちづくり協議会・自治会 組織の活動の中に歴史文化に関わる活動が位置づけられている団体もある。	・ 地区の中にはいろいろな団体があり、それぞれ個別に活動、相談している状況。 ・ 地域全体の活動をコーディネートするという視点が弱い。 ・ 大きな財産を知ってもらいたい。まちの活性化につながる。 ・ 構想はたくさんあるが、資金面で前に進まない。 ・ 声をかければ、地区内のいろいろな団体が協力してくれる。 ・ 建物を守りたかったが、文化財として認知されていなかったため宅地開発で取り壊されてしまった。 ・ 歴史に興味・関心がある人は少ない。 ・ 呉市全体のマップには地域の方々は興味がないように感じているが、地区のマップをつくったら反応があった。 ・ 世代交代、人材育成がうまくいかない。

団体等	文化財の保存・活用に対する主な意見
市民団体・ボランティア団体 観光、自然などをテーマに、ボランティアガイドやイベント等を実施している。	・地元住民、移住者、地域おこし協力隊などが一緒になって組織を作っている。 ・点として観光客が来る場所はあるが、広がりがない。コンテンツをつくらないといけない。 ・地域のお金を落とすためのプログラムが必要。 ・同じ地区、テーマで活動している人がつながる機会があると良い。 ・定年後に参加する人がほとんど。若い人の参加は難しい。 ・続けられる活動内容としている。しんどくならないペースで行っている。 ・市で持っている市史編さんなどの情報を提供してほしい。 ・市で困っていることなど相談してもらえれば、民間として動くこともできる。 ・地区ごとにばらばらにガイドなどはしているが、全体の大きなストーリー、歴史の流れや関係性を紹介できていない。 ・単独でやっていくのは限界がある。市や他の団体の協力を得ながら進めたい。 ・映画の効果は大きい。住民もそれを見て地元の良さを再認識する。 ・ヤブについての文献も情報もなかった。 ・呉にしかないものでも、地元の人は意識していない。それぞれの特徴がある。 ・参加するよう声をかけてもらって興味がもち、実感して好きになった。
地域団体、地域おこし協力隊 まちづくり協議会等と連携し、文化財等を活かした地域の取組である。各地区では地域おこし協力隊や移住者なども参加して活動している。	・地区の中には魅力的な歴史文化がたくさんある。発信していきたい。外の人に紹介したい。 ・もともと古いところはあるが、見せ方を工夫したい。 ・呉市は、あまり観光地になっていないところが魅力。 ・市内外の地域おこし協力隊などのネットワークがある。情報交換や連携して活動もしている。 ・地域の人が主役。地域の人と話して、成功体験を重ねていく。 ・地域の中には感動する歴史がある。 ・地域の方とコミュニケーションするためには、歴史は共通言語となる。 ・地域には記録されていない歴史がたくさんある。 ・歴史をテーマにすると、地元の方は盛り上がる。強い結びつきができて、他の活動にも結びつく。 ・自分が発見した魅力を紹介している。案内されないとわからないところが多い。 ・子供達が参加できる地域の祭りが少なくなってきたので、小さくても良いので自分たちで始めようと始めた。 ・歴史文化を新しい文化と混ぜながら活かしていきたい。興味をもってもらうきっかけになる。 ・移住者から見たらこれだけきれいな景色も地元の人は特別なものと思っていない。 ・言い伝えはたくさんあるが、現状だと継承する人がいなくなってしまう。
施設運営者 施設の運営を通して、地区の文化財等に関わる。イベント等の取組も実施している。	・建設から時間がたって建物が古くて使いづらい。 ・コロナ禍で自然体験などのニーズが増えている。景観、自然など、歴史とからめて魅力的に紹介できると良い。 ・歴史に詳しい人材がいない。職員の研鑽が必要。 ・体験などの指導員、ガイドの数が少ない。人員不足。技術の伝承には時間がかかる。 ・もっといろいろな人に知ってもらうための情報発信が必要。 ・収益性のあるプログラムづくりをしていく必要もある。 ・様々なプログラムを実施しているが、ハード面が付いてきていない面もある。
専門家・学識経験者 文化財保存活用地域計画策定協議会や文化財保護委員会等、各分野の専門家が呉市に関わっている。	・市と連携することで、公的な立場を与えてもらえると活動がしやすい。地域や所有者との関わり。 ・活動を進めていくことで、団体としてノウハウを蓄積していきたい。 ・呉ならではの文化財を活かして研究・教育フィールドとして位置づけてもらえれば、有益な活動ができる。

2 文化財の調査に関する現状と課題

類型ごとの調査の実施状況を地区ごとに下表に整理します。現在の呉市の合併以前にそれぞれの町単位で調査等が行われてきているため、実施状況について種別や地区で偏りがあります。

分類	種別	中央	宮原	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	天応	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	—	○	○	○	—	△
	美術工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	—	○	○	○	—	△
無形文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	—	○	○	○	△
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	—	○	○	○	○	△
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△
記念物	遺跡（史跡）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	△
	名勝地（名勝）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	—	○	○	○	—	△
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△
文化的景観		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
文化財の保存技術		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋蔵文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	△

（凡例）○：概ね調査ができている

△：さらに調査が必要

—：未調査

■用語の整理

悉皆調査：文化財の所在について、全体にわたって、漏れなく把握するための調査

詳細調査：既に把握されている文化財を対象に、その詳細の内容を調査し、文化財としての価値を明らかにするための調査

現況調査：既に悉皆調査や詳細調査が行われた文化財について、毀損や保存環境などの状況を確認する調査

（１）有形文化財

① 建造物

近世から近代の繁栄を物語る町並みに残る歴史的建造物や呉鎮守府開庁以降の歴史を物語る旧呉海軍関連の建造物が残されており、広島県により、民家、近世社寺建築、近代化遺産（建造物）について、県域での悉皆調査が行われています。ただし、これらの悉皆調査は実施時期が古く、対象としている時代に偏りがあることから、現況調査による内容の更新が必要です。

沿岸部や島しょ部においては、近世から近代にかけて形成された町並みの中に当時の様相を示す歴史的建造物が残されており、市史編さん事業において、島しょ部では網羅的な悉皆調査が行われていますが、近年、空き家化や老朽化、相続問題などの課題が顕在化しており、正確な現況調査と全市的な悉皆調査が急務となっています。

また旧呉海軍関係の建造物の多くは、大戦中の空襲により被災しましたが、戦災を免れた庁舎、工場、倉庫などの施設は、海上自衛隊や民間企業などに引き継がれていることから悉皆調査が必要です。

さらに、海上自衛隊呉地方総監部や在日米陸軍基地管理本部の敷地内においては、旧呉鎮守府庁舎を中心とする呉鎮守府関連の建造物群や広海軍工廠、第11海軍航空廠関連の飛行機格納庫や水上飛行艇倉庫などの建造物群が戦後の開発を逃れたことで、拠点的かつ非常に良好に残されていることから、詳細調査の実施に向けた検討を積極的に行っていく必要があります。

② 美術工芸品

美術工芸品は、社寺や個人で所蔵している場合が多く、市史編さん事業で地区ごとに網羅的な調査が行われている川尻町、安浦町、島しょ部の地域を除いて、各地区の特徴的な文化財が十分に把握できていません。今後、文化財の防災・防犯の観点からも、市内の美術工芸品について悉皆調査を進める必要があります。また、市内の歴史民俗資料館などにおいて収蔵されている化石資料や海揚げりの土器のほか、すでに指定文化財となっている歴史資料などについても、収蔵状況を把握する必要があります。

さらに、海軍関連の機械工作物も、現在の工場内などに稼働資産として残されており、呉市の歴史文化の特徴に鑑みて、悉皆調査を進めていく必要があります。

（２）無形文化財

市史編さん事業で地区ごとに網羅的な調査が行われている川尻町、安浦町、島しょ部の地域を除いて、各地区の特徴的な文化財が十分に把握できていません。伝統的な産業に係る製作技術など、呉市にとって特徴的な無形の文化財を対象とした悉皆調査が必要です。また、無形文化財を継承してくための個別の詳細調査や記録の作成も行う必要があります。

（３）民俗文化財

① 有形の民俗文化財

倉橋歴史民俗資料館や安浦歴史民俗資料館では、地域の農具、漁具、民具など収集・展示されていますが、市史編さん事業で地区ごとに網羅的な調査が行われている川尻町、安浦町、島しょ部の地域を除いて、各地区の特徴的な文化財が十分に把握できていません。

合併後の呉市として体系的な整理が行われていないことから、倉橋地区の造船業や採石業、豊地区の柑橘栽培など各地区の特徴を示す資料を明確にし、調査を実施していく必要があります。

② 無形の民俗文化財

広島県による悉皆調査として、広島県諸職関係民俗文化財調査や広島県民俗芸能緊急調査が行われています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受けていることから、当該調査成果及び本計画において抽出した各地区の祭礼行事等を基礎資料として、現況調査の実施が望まれます。地域にとっての重要度や消滅の危険性などに応じて、優先的に後継者の育成や映像記録を作成するなど、措置を講じることが急務となっています。

（４）記念物

① 遺跡（史跡）

これまで遺跡として注目されてこなかった近世から近代にかけての新開や港湾施設、灌漑施設の痕跡などを、悉皆調査により把握していく必要があります。

また、情島旧石器時代遺跡や製塩遺構を伴う沖浦遺跡など、各地区の特徴的な遺跡については詳細調査を行い、歴史的価値を再検討する必要があります。また近代の遺構についても、亀ヶ首発射場跡や高鳥砲台跡など、多様な遺構が一括して残されている場合は、詳細な調査を実施し、保存・活用に向けた検討を行っていく必要があります。

② 名勝地（名勝）

島しょ部を除いて、名勝地に関する調査が行われていないため、音戸の「七勝」のように、各地区の歴史資料に基づいた抽出作業や地域住民と連携した悉皆調査を進めて行く必要があります。

③ 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

絶滅のおそれのある動植物については、くれ環境市民の会が「レッドデータブックくれ」としてまとめ、現況調査も継続して行っています。また、植物に関しては、「広島県呉市植物誌」に詳細にまとめられています。地質鉱物に関しては、「呉の地質と岩石」にまとめられていますが、上記に含まれない文化財について、調査研究機関と連携した悉皆調査が必要です。

（５）文化的景観

両城の階段住宅に代表される斜面に形成された特徴的な住宅地、島しょ部における漁業や農業の生業が作り出す景観、現在も採掘が行われている石切場など、市内の歴史と結びついた特徴的な文化的景観がありますが、悉皆調査は行われていません。地域の歴史文化に密接に結びつく景観として評価し、調査を行う必要があります。

（６）伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区である豊地区の御手洗については、町並み調査が行われ、保存・活用が図られていますが、島しょ部を中心として歴史的な町並みが残るその他の地区については調査が行われておらず、現状を把握できていないため、今後町並みや歴史的建造物の悉皆調査が必要です。

（７）文化財の保存技術

今後、ヒアリングや各地域へのアンケート調査を継続し、引き続き抽出していく必要があります。

（８）埋蔵文化財

現在、呉市では、現地踏査を踏まえ 247 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地が周知されていますが、開発事業に伴う試掘調査等により、新たな埋蔵文化財包蔵地が随時確認されています。しかし当初の悉皆調査から長い年月が経過し、開発により失われたものも多くあることが想定されるため、改めて現況調査を実施する必要があります。

3 文化財に対する取組の現状

(1) 文化財を「調べる」取組

① 文化財の指定・登録に向けた調査（文化振興課）

呉市では、文化財保護条例を制定し、文化財保護委員会を設置して、文化財の保護に取り組んできました。指定等文化財候補物件について検討するため、文化財保護委員会や調査研究機関と連携し、随時調査を実施しています。

② 文化財建造物の修理事業に伴う調査（文化振興課）

文化財建造物について、劣化や毀損によって大規模な修理事業を実施する際に、修理事業と併せて建物の痕跡調査や資料調査を実施しています。また、調査成果を修理事業報告書に掲載し刊行することで、広く周知しています。近年では、市有形文化財「旧金子家住宅」の修理事業に伴う建物調査を実施しました。



試掘調査の実施状況

③ 市内埋蔵文化財調査（文化振興課）

開発事業の実施に伴い、埋蔵文化財包蔵地の有無を確認するため年間 120 件程度の現地踏査を行い、必要に応じて試掘調査や確認調査を実施しています。また、やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合は、事前に発掘調査を行い、遺跡の記録を残しています。

特に、呉市においては歴史文化の特徴を踏まえ、海軍関連遺構を発掘調査の対象としており、近年では「灰ヶ峰砲台跡」、「旧呉海軍工廠火工品機械工場跡」の発掘調査を実施しています。

また、例年実施している市内埋蔵文化財調査事業について集約した「市内埋蔵文化財発掘調査報告書」を刊行し、市民や全国の調査研究機関に対して周知を図っています。

④ 市史編さん事業（文化振興課）

呉市への理解と愛着を深め、市民意識の向上に寄与するため、市域の歴史文化を網羅的に調査し^{へんさん}編纂することで、市史を刊行しています。近年では令和 3（2021）年度に、呉市史（資料編）のうち海軍Ⅰ（明治編）を発行しており、今後、海軍Ⅱ（大正・昭和前期編）の発行を予定しています。

⑤ 呉市海事歴史科学館における調査研究（海事歴史科学館学芸課）

呉市海事歴史科学館所蔵の資料について調査研究を実施し、「呉市海事歴史科学館研究紀要」を刊行しており、調査研究成果を踏まえた展示の更新や企画展示を実施しています。また、収蔵資料データベースや学芸員講座の実施など、積極的な情報発信も行っています。

(2) 文化財を「守る」取組

① 文化財保存事業費補助金（文化振興課）

文化財建造物の修繕や天然記念物の樹勢回復事業など、所有者・管理者が行う文化財の保存事業に対して、国・県・市の区分に基づき補助を行い、保存事業の促進を図っています。

近年では、県史跡「石泉文庫及塾・僧叡之墓」の主屋の経年劣化が進行していたことから、大規模な修理事業を実施しています。

② 文化財の現状変更に係る許可手続き（文化振興課）

指定等文化財を保護するため、文化財の指定地内における建築や工作物の設置や掘削、樹木の伐採などの文化財の現状を変更する行為について、文化財保護委員会や調査研究機関と連携し、変更行為の内容を精査し、許可手続きを行っています。

特に県史跡「万葉集遺跡長門島松原」は、海水浴場と一体化しており、イベント会場としても使用されることが多いことから、仮工作物の設置等について許可手続きを行い文化財の保護を図っています。

③ 旧澤原家住宅保存事業（文化振興課）

江戸時代後期の建造物である国重要文化財「旧澤原家住宅」について、劣化や毀損が生じた場合に速やかに保存修理を行っています。

④ 伝統的建造物群保存地区保存事業（文化振興課）

御手洗伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観の維持を目的として、一般民家の修理・修景事業（年間7件程度）に対して補助を行い、保存地区の規定に沿った建物修理の促進を図っています。

また、呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、補助を行う修理・修景事業の選定及び事業内容について審議を行い、専門的な見地を踏まえた事業の実施を行っています。

⑤ 広島県史跡若胡子屋跡保存修理事業（文化振興課）

老朽化による建物倒壊が危惧される県史跡「若胡子屋跡」について、広島県史跡「若胡子屋跡」保存活用検討委員会を設置し、建物調査による復元案や修理方針の検討を踏まえた修理事業を実施しています。

⑥ 文化財防火デーの取組（消防局、文化振興課）

呉市消防局と連携し、文化財防火デーに併せた、消防訓練等の取り組みを実施しています。また、広島県史跡「石泉文庫及塾・僧叡之墓」では地域の小学校が文化財防火デーの取り組みに積極的に関わる仕組みを構築しています。



文化財防火デーの取組

⑦ 出土文化財の保存処理（文化振興課）

埋蔵文化財発掘調査によって出土した出土文化財のうち、材質により劣化や腐食しやすい金属製品や木製品について保存処理を行い、適切な保管に努めています。

近年では、「灰ヶ峰砲台跡」から出土した木製品、金属製品について保存処理を実施しています。

（3）文化財を「活かす」取組

① 文化財訪ね歩き講座「旧澤原家住宅見学会」（文化振興課）

国重要文化財「旧澤原家住宅」について、年6回の公開事業を実施し、浅野藩主が宿泊・休憩した御成の間で、呉市の歴史についてガイダンスを行っています。

近年では、見学会の開催に併せて、一般ボランティアによる旧澤原家住宅のお掃除会も実施しています。



旧澤原家住宅見学会の様子

② 日本遺産構成文化財の公開活用「日本遺産 MONTH」（観光振興課、文化振興課）

例年11月、日本遺産（鎮守府 呉・横須賀・佐世保・舞鶴）の四市が連携し、期間限定で構成文化財を特別公開しています。また、日本遺産と関連したまち歩きイベント等の実施も行っております。

近年では広島県内を対象として開催される「ひろしまたてものがたりフェスタ」と連携し、市内の特徴的な近代化遺産や町並みを巡るツアーを開催しています。



日本遺産 MONTH の様子

③ 旧呉鎮守府司令長官官舎の公開活用（海事歴史科学館学芸課）

入船山公園内に所在する国重要文化財「旧呉鎮守府司令長官官舎」の常時公開を行っています。また、くれ観光ボランティアガイドによる入船山公園一帯の観光ガイドも行われています。

④ 呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区内の文化財建造物の公開活用（文化振興課）

広島県史跡「若胡子屋跡」、呉市有形文化財「旧柴屋住宅」や「旧金子家住宅」など、重要伝統的建造物群保存地区内の史跡や文化財建造物の公開活用が行われています。

特に江戸時代後期の茶室を持つ「旧金子家住宅」は、御手洗地区で行われるイベントなどにおいて、お茶会の会場としても積極的な活用がなされています。



旧金子家住宅における茶会の実施

(4) 文化財を「伝える」取組

① パンフレットの配布、市史・呉の魅力お宝 90 選の販売（文化振興課、観光振興課、企画課）

文化財に関連するパンフレットとして「呉の文化財」、「日本遺産ガイドマップ」を作成し、市役所や観光施設等において無料配布を行っています。また、呉市史や呉の魅力お宝 90 選を作成し、市役所等において販売しています。

② くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座（文化振興課）

呉市では、行政と地域住民が円滑に連携しながら、市域の文化財の保存・活用に取り組んでいくため、「くれ文化遺産コンシェルジュ」として人材育成と組織化に取り組んでいます。

呉市で実施した「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を受講し、文化財や日本遺産等に関する専門知識を有する修了生を「くれ文化遺産コンシェルジュ」として認定しています。コンシェルジュは現在約 70 名が登録されており、市内の文化財の保存・活用の担い手となることを目指して、活動を行っています。

文化財に関する講座のほか、町並み調査や歴史的建造物に係る見学会の実施、文化財の継承活動にも積極的に参加しています。



くれ文化遺産コンシェルジュの活動

③ ふるさと文化探訪事業（学校教育課、海事歴史科学館学芸課、文化振興課）

呉市教育委員会学校教育課と連携し、「ふるさと文化探訪事業」として豊町御手洗や下蒲刈町三之瀬、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）や入船山記念館の見学をとおして、地域の歴史文化に触れるプログラムを実施しているほか、学校独自に社会科・総合的な学習で、文化振興課と連携した出前講座や地域住民と連携した郷土学習などの取組を行っています。

④ 出前トーク（秘書広報課、海事歴史科学館学芸課、文化振興課）

秘書広報課が実施している出前トーク事業において、文化財に関連するメニューとして、海事歴史科学館学芸課では「大和ミュージアムのコレクション」、「入船山記念館のコレクション」というメニュー、文化振興課では「呉市の歴史」、「呉市の文化財」、「埋蔵文化財からみた呉市」という 3 つのメニューを整備し、要請に応じて実施を行っています。また出前トークとは別に、市内小中学校からの要望に応じて、授業と連携した形での出前講座も実施しています。



市内小学校における出前授業の様子

⑤ 指定等文化財説明看板の設置（文化振興課）

指定等文化財について、統一された様式で説明看板を設置し、文化財の概要と価値を解説しています。また、老朽化した説明看板についても、再度記載内容や設置場所を検討し、整備しています。

⑥ 考古学チャレンジ教室（文化振興課）

広島県立歴史民俗資料館と連携し、土器づくりや勾玉づくり、火起こし体験など考古資料や民俗資料を活用した普及啓発プログラムを実施しています。

また、倉橋歴史民俗資料館において、和同開珎の枝銭が出土した亀ヶ首遺跡をテーマにした和同開珎の铸造体験など、地域固有の文化財を活かしたプログラムも実施しています。



考古学チャレンジ教室の様子

⑦ 発掘調査に伴う遺跡見学会（文化振興課）

市内の埋蔵文化財を市民へ周知するため、発掘調査の実施に伴う遺跡見学会を実施しています。

近年では、海上保安大学校内で実施された旧呉海軍工廠火工品機械工場跡の発掘調査において、遺跡見学会を実施しています。

また、出前トークや市内小中学校の地域学習の場において、発掘調査成果を報告し、普及啓発に努めることとしています。



旧呉海軍工廠火工品機械工場跡の
遺跡見学会の様子

⑧ 各展示施設における普及啓発（文化振興課、海事歴史科学館学芸課、観光振興課）

地域の歴史文化を集約し、展示する施設として呉市歴史民俗資料館、倉橋歴史民俗資料館、長門の造船歴史館や安浦歴史民俗資料館があります。

また、呉鎮守府及び海軍と共に発展してきた近代呉の歴史や科学技術を紹介する施設として呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）があり、県内外から多くの来館者が訪れています。

その他、松濤園やかまがり古代製塩遺跡復元展示館、みかんメッセージ館など、地域の歴史文化の特色に応じて多様な施設が設置されています。

文化財に関連する展示施設

名称	所在地	施設概要	運営主体
倉橋歴史民俗資料館	倉橋町 字 前 宮 の 浦	倉橋島の歴史資料の収集・保存・公開を目指して、昭和 58 (1983) 年に開館。ナウマンゾウなどの化石や古代から近世までの土器などの考古資料とともに、長門島と万葉コーナーや、農業と石材業など島の産業資料や生活・民芸・文芸関係の資料を展示している。	文化振興課
長門の造船歴史館	倉橋町 字 先 前 宮 の浦川東	平成 4 (1992) 年に開館。古代から現代までの木造船模型をはじめ、造船と海運業に関する資料などが数多く展示されている。館の中央には、平成元 (1989) 年に、1200 年以上前の姿に復元された遣唐使船が展示され、船内を見学することができる。	文化振興課
安浦歴史民俗資料館 (南薫造記念館)	安浦町 内海南	南薫造画伯の生家とアトリエを改修し、特別展示室を設置し、昭和 60 (1985) 年に開館。南薫造の作品だけでなく、使用した画材や愛用の品々なども展示されている。母屋は江戸時代後期の建築と推定されている。昔の農具や民具も展示されており、当時の暮らしぶりをうかがい知ることができる。	文化振興課
松濤園	下 蒲 刈 町 下 島	朝鮮通信使関連資料を紹介する「朝鮮通信使資料館御馳走一番館」など 4 つの資料館がある。それぞれの建物は日本各地から移築、または復元した日本家屋を活用している。	文化振興課
呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)	宝町	海軍のまちとして栄え、戦後はタンカーを数多く建造する明治以降の「呉の歴史」と造船・製鋼を始めとした各種の「科学技術」を紹介する博物館。零式艦上戦闘機六二型などの貴重な実物資料の他、船を中心とした科学技術の原理を体験・体感を通して紹介する展示室がある。	海事歴史科学館学芸課
呉市歴史民俗資料館 (近世文書館) 郷土館	幸町	入船山公園内にある。呉市歴史民俗資料館では、呉市に関する歴史的資料や古い芸備日日新聞、旧海軍関係の資料など幅広い分野の資料を集めている。郷土館は、海軍関係の資料を収集・展示している。	海事歴史科学館学芸課
おんど観光文化会館 うずしお	音戸町 鰯浜	おんど観光文化会館「うずしお」には「清盛祭」を紹介するフロアがあり、歴史資料や大名行列の道具・衣装、動く大名行列の模型を展示している。	観光振興課
かまがり古代製塩遺跡 復元展示館	蒲刈町 大浦	古代土器製塩遺跡を発掘したままの状態で見学できるように復元した展示館。敷石炉で、炉の大きさは 110cm × 180cm、中には 20cm 前後で厚さ 5 cm くらいの角の丸い平石が敷かれていたと考えられている。石はところどころに残っており、赤く焼け、表面が剥離した跡がある。	観光振興課
みかんメッセージ館	豊町大長	豊町におけるみかんづくりの歴史、先人達がみかんに込めた情熱や努力を紹介している。館内には、豊町で栽培されている主な柑橘 8 種類の実物大レプリカや「耕して天に至る」といわれるほど、山頂までみかん畑が広がっていた昭和 40 年頃の大長地区を再現したジオラマ模型などを展示している。	観光振興課
あび資料展示室	豊浜町 大字豊島	豊浜の伝統漁法「アビ漁」を紹介する施設として、豊島まちづくりセンター 1 階に平成 29 (2017) 年開館。アビ漁に関する漁具や木造漁船等の資料、写真を展示している。	観光振興課

4 文化財を活用した市民団体等による主な取組事例

(1) 自然の魅力を体験する取組

実施団体 ひろしま自然の会

取組内容 市内に残る自然環境や生物の調査・研究を実施しているほか、灰ヶ峰公園や二河公園などを中心として、自然観察会を開催しています。自然に触れ合う体験を通じて、身近な自然に対する関心の芽を育てています。



「自然観察会」
(ひろしま自然の会)

(2) 歴史的建造物を活かす取組

実施団体 重伝建を考える会

取組内容 御手洗伝統的建造物群保存地区に関わる活動を通じて、御手洗の「町おこし」を牽引しています。町家を活かしたイベントの開催や町家の軒先に花を飾る一輪挿し活動、御手洗観光マップの作成などを行っています。



「一輪挿し活動」
(重伝建を考える会)

(3) 祭りの魅力を発信する取組

実施団体 ヤブ女（呉秋祭り文化普及実行委員会）

取組内容 秋祭りを中心に登場する呉独特の鬼「ヤブ」の文化に注目し、その魅力を SNS などを通じて様々な世代に対して情報発信やグッズの制作・販売などを行っています。



「ヤブの魅力を伝えるワークショップ」(ヤブ女)

(4) 歴史の営みを体験する取組

実施団体 藻塩の会

取組内容 県民の浜（蒲刈）造成工事の最中に出土した製塩遺跡（沖浦遺跡）の調査をきっかけとして、古代の塩づくりを解明する藻塩の会が発足し、解明された土器製塩方法は藻塩づくり体験となりました。古代製塩遺跡復元展示館を活動拠点としながら、藻塩づくり体験を実施しています。



「藻塩づくり体験」
(藻塩の会)

(5) 地域の魅力を発信する取組

実施団体 安浦まちづくり協議会

取組内容 安浦町の風物を書き残した画家・山本譲氏の絵画を活用した「やすうら まちしるべ ウォーキングマップ」などの地域の歴史文化を紹介する冊子を作成しています。また安浦まちづくり協議会ホームページで文化財の紹介や関連するイベント情報を積極的に発信しています。



「まち歩きマップの製作」
(安浦町まちづくり協議会)

第 5 章

文化財の保存と活用に関する方針と措置 ～呉市の文化財を継承しよう～

- ・下記の4つの基本方針に沿って、文化財の保存・活用の課題、方針、措置を整理します。
 - (1) 文化財を調べる
 - (2) 文化財を守る
 - (3) 文化財を活かす
 - (4) 文化財を伝える
- ・上記の4つの基本方針ごとに、令和6(2024)～12(2030)年度の7年間で取組む措置として、29の事業を設定しました。
- ・7年間の計画期間内に十分な取組が行うことが難しい事業については、次期計画(令和13(2031)年度～)での実施に向けて検討を行うものとします。
- ・それぞれの事業は、取組主体、実施期間を記載しており、進捗管理を行っていきます。
- ・なお、本章以降に記載する措置については、市費、県費、国費(文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等)、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

基本方針（１） 文化財を調べる

文化財を掘り起こすとともに、価値を明確にします。文化財に関する研究を深め、歴史文化を解明するとともに、文化財を記録し、継承します。

（１）課題

① 文化財の把握が不十分である

市内全域を対象とした悉皆調査が実施できていない

海軍関係遺構をはじめとする近代化遺産や近世の町並みに残る歴史的建造物、美術工芸品、民俗文化財、水中遺跡など呉市の歴史文化の特徴を示す文化財がありますが、現存している状況が具体的に把握できていないため、保存・活用につなげることができていません。

市内の資料館等で収蔵展示されている資料の把握ができていない

市内の各小学校や歴史民俗資料館、まちづくりセンターなどに分散して収蔵されている古文書、民俗資料、考古資料等について把握できていないため、資料の保存・活用につなげることができていません。

② 文化財の調査研究が不十分である

歴史文化の特徴や関連文化財群のテーマに則した調査研究が集約されていない

呉市や調査研究機関、市民団体など様々な主体者が行ってきた調査研究成果が、特定のテーマに即して集約されていません。

個別の文化財に関する詳細調査が不十分である

これまで個別の文化財に関する詳細調査は、主に文化財指定や修繕等に伴って実施してきましたが、指定時の調査が十分ではない場合や指定後の調査が行われていない事例もあります。文化財の価値を高め、保存・活用を促進するためにも、指定後も継続して詳細調査を進めていく必要があります。

（２）方針と措置

① 文化財を把握する

方針 市内全域を対象とした悉皆調査を推進します

呉市の歴史文化の特徴を示す文化財について、未把握のまま滅失することを防ぐため、各分野に応じて市民や調査研究機関と連携しながら悉皆調査を実施します。また、今後の保存・活用施策を検討する上での基礎資料とします。

→ 事業１ 市内文化財悉皆調査

- ・ **近代化遺産**：旧呉海軍に関連する戦争遺跡や歴史的建造物、当時稼働していた機械工作物について調査を行います。
- ・ **歴史的建造物**：島しょ部や沿岸部を中心とする近世から近代の町並みに残る歴史的建造物について調査を行います。

- ・ **美術工芸品**：一般的に公開されていない仏像や歴史資料などの美術工芸品について広く情報を集め、調査を行います。
- ・ **民俗文化財**：地域住民を対象としたワークショップ等により衣食住や年中行事に関する悉皆調査を行います。
- ・ **水中遺跡**：文献、出土遺物、ヒアリング、踏査等に基づいた総合調査により、市内近海の水中遺跡に関する情報の集約を行います。

方針 市内の収蔵資料を把握し、台帳を整備します

過去の調査や地元郷土史会等により集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、今後の保存・活用施策を検討する上での基礎資料とします。特に考古資料については、出土遺物の情報が集積されていないため、詳細調査の対象として情報を整理します。

→ 事業2 市内収蔵資料の台帳整備

② 文化財を調査研究する

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに応じて調査研究成果を集約します。また、市民団体や調査研究機関により実施される関連文化財群に即した調査研究に対して支援を行います。

→ 事業3 関連文化財群調査研究支援事業

方針 個別の文化財に関する詳細調査を実施します

市内文化財悉皆調査の成果を踏まえて文化財候補リストを作成し、緊急度・重要度に応じて計画的に指定・登録に向けた詳細調査を実施します。

→ 事業4 詳細文化財調査

「文化財を調べる」の措置一覧

事業番号	重点事業	事業名	事業の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所管管理者	調査機関	呉市	前期	中期	後期	第2期
1	★	市内文化財悉皆調査	近代化遺産や歴史的建造物などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎				
2		市内収蔵資料の台帳整備	過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。		○	○	◎				
3	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対し、支援を行い、成果を集約します。	◎	◎	◎	◎				
4		詳細文化財調査	文化財候補リストに基づき、指定等に向けた個別文化財に関する詳細調査を計画的に実施します。	○	○	◎	◎				

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

〔事業期間〕 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年
後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

文化財に関心を持つ様々な主体とともに、文化財および周辺の環境（歴史文化）を理解し、確実な保存を行います。文化財の点検や修理、および現況の記録を進めます。

また、自然災害に対する備えを強化し、あわせて災害発生時に文化財を守る仕組みづくりを行うとともに、日常の防犯対策の強化を促進します。

（１）課題

① 文化財の維持管理が不十分である

文化財の保存・活用に関する取扱いについて分かりやすく提示できていない

文化財を適切に維持管理する上で、必要となる情報や手続きが分かりやすく提示されていないため、維持管理が所有者・管理者任せになっており、維持管理状況について一元的な把握ができていません。深刻な劣化や毀損に至る前に対処できるよう、文化財の取扱いについて分かりやすく提示する必要があります。

所有者・管理者の意見聴取が行えていない

文化財の維持管理を行う上で、所有者・管理者が抱える疑問や文化財の特性に応じた課題などについて意見を聴取する機会がないため、所有者・管理者との意思疎通が不足している状況です。維持管理に伴う細やかな対応を施策に反映するためにも、所有者・管理者と文化財に関する意見聴取を積極的に行う必要があります。

文化財の現状を正確に把握できていない

多くの指定等文化財について、定期的な現況調査が行われていません。現在整備されている文化財台帳は、指定調書や指定当時の写真などが主たる資料となっており、情報が古く、項目や精度が不十分なものもあります。また、今後、劣化や毀損が生じたときに比較するための基礎資料として、十分な記録を整備しておく必要があります。既に発生している劣化や毀損の程度などを正確に把握し、修理等の施策スケジュールに反映させることも重要です。

文化財を保管するための収蔵施設が確保できていない

呉市の各歴史民俗資料館や呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）において資料を収蔵していますが、すでに飽和状態となっており、呉市にとって貴重な文化財であっても積極的に資料収集を行うことができません。今後、発掘調査などの出土品や所有者・管理者による保管が難しくなった文化財など、新たに呉市として保管すべき文化財を適切に保管するためにも、収蔵施設の確保を検討していく必要があります。

② 文化財の保存に対する支援が不十分である

呉市において特徴的な文化財の指定が不十分である

現在指定等を受けている 157 件の文化財以外にも、呉市の歴史的な特徴を示す様々な文化財が残されていますが、市域全体の様相が明らかになっておらず、個々の文化財について、十分な価値づけが行われておりません。

所有者・管理者の負担軽減措置が不十分である

少子高齢化や過疎化の影響により、文化財に関わる人口が減少する中で所有者・管理者の負担が増加しており、日常の維持管理を行うのも困難な文化財もあります。文化財を保存するためには、大規模な劣化や毀損を未然に防ぐことが重要であるため、所有者・管理者が行う日常の維持管理の負担を軽減できるよう検討を行う必要があります。

また、文化財の所有者・管理者に向けた文化財保護に係る助成制度の案内を随時行っていますが、原則所有者・管理者からの申請に基づき対応しています。積極的に制度を利用し、所有者・管理者による保存・活用を推進するためにも、行政等が文化財保護のための資金調達方法について集約し、情報提供していく必要があります。

文化財の保存のための財源確保が不十分である

現状での文化財の保存のための予算は、指定等文化財のうち特に有形の文化財に係る大規模な劣化や毀損に対応するためのものであり、無形の文化財や未指定のものは対象としていません。今後、無形の文化財を継承するための人材育成や未指定の文化財であっても、多様な手段により維持管理を行うことが必要になってくることが想定されます。呉市の歴史文化の特徴を着実に将来に伝え、重要な文化財を残していくため、市のみの財源では困難であるため、国や民間助成なども含めて、十分な財源を確保していく必要があります。

無形の文化財の継承のための支援が不十分である

無形文化財や無形の民俗文化財のように財政的な支援が困難な文化財について、文化財の特性に応じた情報発信や、継承の場を設けるといった必要な措置を講じることができていません。これらの文化財の場合、地域の過疎化・少子高齢化により、担い手の育成が大きな課題となっていることから、運営体制の強化や継承事業の実施など、積極的な支援を検討していく必要があります。

③ 防災・防犯対策が不十分である →「第7章 文化財の防災・防犯」を参照

個別の文化財の防災・防犯対策ができていない

個別の文化財が持つ災害・犯罪リスクを把握できていないため、具体的な防災・防犯対策を講じることができていません。現在実施している文化財防火デーの取組だけでなく、文化財の特性に応じた対策を所有者・管理者や地域住民と協議しながら、具体的に講じていく必要があります。

(2) 方針と措置

① 文化財の維持管理を充実させる

方針 文化財の保存・活用に関する取扱いを明示します

文化財の維持管理を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者や地域住民に対して周知します。また文化財の保存に関する手続きや様々な支援制度についても紹介し、利用促進を図ります。

→ 事業5 文化財取扱マニュアル作成事業

方針 所有者・管理者への定期的な意見聴取を行います

文化財の所有者・管理者を対象としたヒアリング調査による維持管理状況の調査を行い、所有者・管理者が抱える課題や要望を把握します。

→ 事業6 所有者・管理者へのヒアリング調査事業**方針 文化財の正確な現状把握を行います**

今後、毀損や劣化が生じたときの比較検討の基礎資料として、指定・登録文化財については類型ごとの現況調査に基づき、文化財カルテを整備します。また、文化財カルテの整備の過程で把握した文化財の劣化や毀損の状況を今後の施策に反映させます。

→ 事業7 文化財カルテ整備事業**方針 収蔵施設の確保を検討します**

市内文化財悉皆調査や市内収蔵資料の台帳整理を踏まえて、今後必要となる収蔵施設を確保します。特に、呉市においては海軍関係遺構に係る発掘調査による出土遺物が膨大な量となることから、将来的な資料の増加も踏まえた収蔵施設を確保します。

→ 事業8 収蔵施設の確保**② 文化財の保存に対する支援を充実させる****方針 文化財の新規指定を推進します**

市内文化財悉皆調査を踏まえて、特徴的な文化財を指定等文化財の候補として抽出し、将来的な保存・活用を検討した上で、指定に向けた調整を進めていきます。

→ 事業9 文化財の新規指定推進事業**方針 所有者・管理者の負担軽減措置を充実させます**

指定文化財保存事業費補助事業の見直しを行い、所有者・管理者や地域住民が行う日常の維持管理の負担を軽減できるよう制度を拡充します。また、広島県教育委員会を通じて、文化財に関連する多様な資金調達制度についての情報を集約し、文化財の所有者・管理者に対して積極的に情報発信します。

→ 事業10 指定文化財保存事業費補助事業**→ 事業11 資金調達制度に係る情報提供****方針 文化財の保存のための財源を充実させます**

無形の文化財に関する継承事業、未指定の歴史的建造物に関する保存・活用のための整備費など、これまで市の施策の対象となっていない文化財の継承に向けた事業を実施していくため、国・県からの財源確保や民間助成を受けるための体制づくり、また市独自に財源を調達するための仕組みを構築します。

→ 事業12 財源の確保**方針 無形の文化財の継承のための支援を充実させます**

無形文化財及び無形の民俗文化財を対象としたヒアリング調査の実施や運営体制の支援や次世代への継承のための小中学校への普及啓発活動、無形の文化財が一堂に会して披露する場の設定等の継承者育成事業を推進します。

→ 事業13 無形の文化財に係る継承者育成事業

③ 防災・防犯対策を強化する → 「第7章 文化財の防災・防犯」を参照

方針 文化財の防災・防犯対策を強化します

個別の文化財に係る災害・犯罪リスクの把握、普及啓発事業や防災・防犯設備の設置を推進します。また、災害・犯罪発生後に迅速に対応できる体制を整えます。

→ 事業 14 文化財防災・防犯事業

「文化財を守る」の措置一覧

事業 番号	重点 事業	事業名	事業の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
5		文化財取扱マニュアル作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	○	◎	○	◎				
6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	維持管理状況を把握するため、文化財の所有者・管理者への聞き取り及び巡視による定期診断を実施します。	○	◎		◎				
7	★	文化財カルテ整備事業	指定等文化財の保存を目的とした基礎資料として、現状把握調査に基づいた文化財カルテを整備します。	○	◎	○	◎				
8		収蔵施設の確保	市内の各施設で保管している収蔵資料を集約して、保管できる施設を確保します。			○	◎	→			
9		文化財の新規指定推進事業	市内文化財悉皆調査を踏まえて指定等候補物件を抽出し、指定等に向けた調整を進めます。	○	○	○	◎	→			
10	★	指定文化財保存事業費補助事業	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。		◎		◎	→			
11		資金調達制度に係る情報提供	文化財に関連する多様な資金調達制度について情報収集するとともに、所有者・管理者に対して積極的に周知します。	○	○		◎				
12		財源の確保	国・県からの財源確保や民間助成を受けるための体制づくりのほか、市独自の財源を調達するための仕組みを検討します。		○		◎	→			
13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○	→			
14	★	文化財防災・防犯事業	文化財の災害・犯罪リスクの把握や設備整備の推進、連携体制の構築等により、文化財の防災・防犯を強化します。	○	◎		◎				

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

基本方針（３） 文化財を活かす

文化財の公開を進めるとともに、文化財を活かした多様な活動を育むことで、文化財の持つ価値を市民等が享受できる機会をつくります。

（１）課題

① 文化財の活用に対する支援が不十分である

文化財の保存・活用に関する取扱いについて分かりやすく提示できていない

指定等文化財であることが活用を阻害している場合があるため、文化財の所有者・管理者や、活用を検討している市民団体等に対して文化財の活用に関する指針を提示し、利活用を促進していく必要があります。

文化財を活用できる環境が整っていない

文化財の見学や建造物の活用を促進するための環境整備が十分にできていません。周辺環境を含め、文化財の魅力の向上を図ることで、活用を促進する必要があります。

歴史的建造物を有効活用したい所有者を支援できていない

近世の港町や産業の発展に伴い形成された町並み、呉鎮守府の設置に伴う歴史的建造物など、呉市の歴史文化の特徴を表す歴史的建造物が多く残されていますが、有効活用したい所有者に対する取組を行っていません。今後は、そうした歴史的建造物の所有者の意見聴取を密に行い、積極的な支援を行っていく必要があります。

計画的な活用事業が展開されていない

文化財を持続的に維持管理していくためには保存だけではなく、文化財の活用も同時に検討していかなければなりません。計画的に事業を展開していくためにも所有者・管理者が主体となり、行政や調査研究機関や地域住民、連携可能な市民団体等の意見を踏まえつつ、保存活用計画を策定していく必要があります。また、保存活用計画に基づいた活用施策への支援制度の運用など、積極的に保存活用計画の策定を推進していくことも重要です。

文化財の活用に対する支援制度がない

現状では、指定等文化財も含めて、所有者・管理者やその他の団体が実施する文化財の活用事業を対象とする支援制度がありません。一定のルールに基づいた活用事業について独自の支援制度を設けることで、所有者・管理者やその他の団体による文化財の活用事業を促進し、文化財への関心を高めると共に、継続的な維持管理を行っていく必要があります。

市民団体が実施している文化財の活用事業との連携が取れていない

市内の様々な市民団体が、地域や個々のテーマに基づき文化財と関連する取り組みを実施していますが、呉市との連携体制が十分に構築されておらず、効果的な事業展開が行えていません。

② 展示施設の活用が不十分である

展示施設を通じた普及啓発が不十分である

市内の各展示施設では、それぞれの館のテーマに基づいた常設展示を中心として展示を行ってきましたが、文化財に関する積極的な情報発信を行ってきませんでした。今後は市内の各展示施設と連携しながら、企画展示や関連イベントの中で文化財に関する普及啓発を行っていく必要があります。

(2) 方針と措置

① 文化財の活用に対する支援を充実させる

方針 文化財の保存・活用に関する取扱いを明示します

文化財を活用する上での留意点や必要な手続き、相談窓口に関する情報を文化財取扱いマニュアルに掲載し、文化財の活用を検討している市民団体等に対して提示することで、活用の促進を図ります。また文化財の活用に向けた様々な支援制度についても紹介し、利用促進を図ります。

→ 事業 5 (再) 文化財取扱いマニュアル作成事業

方針 文化財を活用しやすい環境を整えます

御手洗伝統的建造物群保存地区における無電柱化や文化財の活用を促進するための美装化・多言語化事業を実施します。

→ 事業 15 文化財環境整備事業

方針 歴史的建造物の活用を支援します

歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請を行う上で所有者の負担となっていた建物調査や登録申請手続きについて、広島県ヘリテージマネージャーと連携して支援を行うこととします。

→ 事業 16 国登録有形文化財推進事業

方針 文化財の活用事業の計画化を支援します

未指定を含めた文化財を持続的に保存・活用していくため、呉市が指導助言を行うほか、呉市文化財保護委員会や調査研究機関に対して協力を要請することで、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。

→ 事業 17 文化財保存活用計画策定支援事業

方針 文化財の活用を支援します

未指定文化財の活用を促進することを目的として、呉市独自の登録制度を検討します。

→ 事業 18 市独自の登録文化財制度

方針 市民団体等と連携した活用事業を推進します

文化財について研究しながら、その活用に向けて活動している様々な市民団体と連携し、まち歩きや建物の公開事業など、関連文化財群の構成文化財を活用した活用事業を積極的に展開します。

→ 事業 19 市民団体等と連携した文化財活用事業

② 展示施設の有効活用を図る

方針 展示施設における普及啓発を充実させます

市内の各展示施設を所管する部署と連携し、関連文化財群や日本遺産等のテーマに応じた企画展や関連イベントを実施します。

→ 事業 20 展示施設における企画展示や関連イベント

「文化財を活かす」の措置一覧

事業 番号	重点 事業	事業名	事業の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
5 (再)		文化財取扱マニュアル作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	◎	◎	○	◎				
15		文化財環境整備事業	御手洗伝統的建造物群保存地区における無電柱化事業や文化財の活用を促進するための美装化・多言語化事業等を実施します。				◎				
16		国登録有形文化財推進事業	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手を支援します。		◎	○	◎				
17		文化財保存活用計画策定支援事業	文化財の計画的な保存・活用事業を推進するため、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。		◎	○	◎				
18		市独自の登録文化財制度	活用事業の一層の推進を目的として、市独自の登録文化財制度の運用を検討します。	○	◎		◎	→			
19	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	文化財に関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎				
20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。	○	○	◎	◎	→			

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

基本方針（４） 文化財を伝える

文化財の価値や魅力、関連する取組を広く発信します。また、文化財に関する理解や関心を高めるような学びや体験の機会をつくります。

（１）課題

① 普及啓発に向けたコンテンツが不十分である

文化財に関する情報が集約化されていない

呉市のホームページをはじめ文化財ガイドマップや日本遺産ガイドマップ、呉の魅力・お宝 90 選など、呉市の歴史文化の魅力を伝える様々なコンテンツがありますが、無料配布しているパンフレット等についても十分に周知されていません。そうしたコンテンツについて、一元的に広く情報発信できる仕組みを検討していく必要があります。

学校や地域に対する普及啓発が不十分である

呉市教育委員会と連携したふるさと探訪事業、学校や自治会の要請に応じた出前授業や出前トークを実施していますが、文化振興課が直接対応していることから事業の拡充が困難な状況です。各地域の固有の文化財と関わりながら関心を育てていくためにも、市民団体や調査研究機関と連携しながら事業を展開していく必要があります。

文化財の情報が利活用しやすい形で提供されていない

市のホームページにおいて掲載されている文化財の概要は、指定当時の写真や調書を要約したものであり、文化財の価値や魅力を十分に伝えできていません。所有者・管理者と調整しながら、可能な範囲で文化財に関する高精細な写真や解説文等を紹介する必要があります。

多様な世代や関心度に対応した情報発信がなされていない

市のホームページやSNSを中心として文化財に関する情報発信を行っていますが、多様な世代や関心度に応じた情報発信ができていません。呉市の観光振興課や秘書広報課、その他市内外のメディア機関と情報交換しながら、情報発信媒体や発信するテーマなどを検討していく必要があります。また、文化財に関連して活動する市民団体等の情報も集約し、内容の充実を図る必要があります。

② 人材育成が不十分である

文化財を普及啓発するための人材育成が積極的に行われていない

文化財を普及啓発するための人材育成として「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施してきましたが、継続的な実施となってはいません。歴史文化に関心がある人達が普及啓発に関われるよう、人材育成事業を継続的に実施していく必要があります。養成講座を修了後に認定を受けた「くれ文化遺産コンシェルジュ」と積極的に連携し、普及啓発事業を展開していくことも重要です。

③ 文化財行政の推進体制が不十分である

文化財専門職員が不足している

現在、文化振興課に埋蔵文化財に係る専門職員が1名配置されていますが、今後本計画における事業を展開していくためには、計画全体を統括する職員も含めて、専門職員の増員が必要不可欠となります。

市職員の中には文化財に関する専攻の卒業生や学芸員資格を有する職員がいるものの、文化振興課への配置に至っていません。専門知識を有する職員を把握し、文化振興課への配置を促すことで計画的に職員の資質向上も図っていく必要があります。

文化財保護委員会の体制が不十分である

本計画において、指定等文化財の地域や類型における偏りが指摘されるものの、呉市文化財保護委員会においても専門分野の偏りが生じています。今後、多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査を実施する上で、適切な指導・助言を得るためにも呉市文化財保護委員会の体制強化を図る必要があります。

関連部署・関係機関との連携体制の構築が不十分である

これまでの文化財行政は文化振興課が主体となって展開してきましたが、今後は関連部署や関係機関と連携を取りながら、多様な保存・活用事業の展開や財源の確保が求められます。

文化財の保存・活用に関連する市民団体・調査研究機関との連携が不十分である

地域計画の作成にあたり様々な市民団体や調査研究機関を実施しましたが、市内外に呉市の文化財に関連する取組を実施している団体があり、今後、文化財を広く伝えていくためにも、より多くの市民団体・調査研究機関と情報交換し、連携の輪を広げていくことが求められます。

(2) 方針と措置

① 普及啓発コンテンツを充実させる

方針 文化財に関する情報を集約します

現在、指定等文化財について説明を行っている呉市ホームページ及び文化財ガイドマップをリニューアルし、指定等文化財や日本遺産などのほか、本計画において取り上げている未指定の文化財や関連文化財群を体系的に情報発信します。

→ 事業 21 文化財情報の集約化事業

方針 学校や地域に対する普及啓発を充実させます

呉市教育委員会が実施する「ふるさと探訪事業」や秘書広報課が実施する「出前トーク」に加え、広島県立歴史民俗資料館などの調査研究機関や市民団体と連携し、市内の民俗資料・考古資料を活用した普及啓発事業を整備します。

→ 事業 22 学校や地域における普及啓発事業

方針 利活用しやすい文化財情報を提供します

文化財の特性に応じて写真や図面、動画等の様々な形式でデジタルアーカイブ化を行い、市民や調査研究機関が利活用しやすいよう広く文化財に関する情報を提供します。

→事業 23 文化財デジタルアーカイブ構築事業

方針 多様な世代や関心度に対応した情報発信を行います

市政だよりや呉市観光ガイドブック「呉ブーム」など市が発行する情報誌のほか、観光協会や民間事業者が発行するパンフレットやタウン誌等においても、文化財をテーマとする記事を掲載してもらうよう働きかけ、情報発信媒体の拡充を図ります。また、文化財のデジタルアーカイブを広く周知し、市外の博物館等が実施する企画展や雑誌等への掲載を目的とした文化財情報の提供についても積極的に協力します。

→事業 24 情報発信媒体の拡充

② 人材育成を充実化する

方針 文化財を普及啓発するための人材育成を推進します

継続的に文化財の普及啓発を行う人材を育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。関連文化財群に関する講座のほか、文化財悉皆調査や文化財カルテの作成、普及啓発事業をカリキュラムとして組み込み、文化財の保存・活用に関わることができる人材の育成を図ります。

→事業 25 くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座

③ 文化財行政の推進体制を強化する

方針 文化財専門職員を充実させます

本計画の事業全体を統括し、関係機関と連携しながら事業を推進するため、すでに配置されている文化財専門職員に加え、事業に必要な文化財専門職員を増員します。

また、文化財に関する専攻の卒業生や学芸員資格を有する職員の優先的配置、国・県等が実施する文化財担当職員を対象とする研修制度への積極的参加を促し、職員の資質向上に努めます。

→事業 26 文化財専門職員の増員

方針 文化財保護委員会の体制を充実させます

多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、委員の増員や部会の設置を検討し、文化財保護委員会の体制の強化を図ります。

→事業 27 文化財保護委員会の体制強化

方針 関連部署・関係機関との連携体制を構築します

文化財の保存・活用に係る多角的な事業を展開するため、ヒアリング調査を継続実施するなど庁内の関連部署や庁外の関係機関との定期的な意見交換の場を設け、円滑な連携を図ります。

→事業 28 関連部署・関係機関との連携強化

方針 市民団体・調査研究機関との連携体制を構築します

呉市の文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、将来的な連携体制の構築を模索します。

→ 事業 29 市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業

「文化財を伝える」の措置一覧

事業番号	重点事業	事業名	事業の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機関	呉市	前期	中期	後期	第2期
21		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
22	★	学校や地域における普及啓発事業	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎				
23		文化財デジタルアーカイブ構築事業	文化財に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民や調査研究機関が利活用できるよう広く提供します。	○	○	○	◎	→			
24		情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信していく媒体の拡充を図ります。				◎				
25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	文化財の普及啓発を行う人材を継続的に育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。	◎	○	○	◎	→			
26	★	文化財専門職員の増員	専門的業務の円滑な実施及び拡充に対応するため、専門職員の増員と人材育成を図ります。			○	◎				
27		文化財保護委員会の体制強化	多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、文化財保護委員会の体制強化を図ります。				◎				
28		関連部署・関係機関との連携強化	庁内外の関係部署・関連機関と定期的な意見交換を行い、連携強化を図ります。				◎				
29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、連携体制を構築します。	○	○	○	◎				

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

〔事業期間〕 前期：令和 6（2024）～ 8（2026）年、中期：令和 9（2027）～ 10（2028）年、後期：令和 11（2029）～ 12（2030）年、第 2 期：令和 13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定め実施する事業

課題・方針・措置の一覧

方針	課題	事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体					事業期間							
						市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期			中期		後期		第2期	
										R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R13～	
文化財を調べる	①文化財の把握が不十分である	①文化財を把握する																
	市内全域を対象とした悉皆調査が実施できていない	1	★	市内文化財悉皆調査	未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎									
	市内の資料館等で収蔵展示されている資料の把握ができていない	2		市内収蔵資料の台帳整備	過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。		○	○	◎									
	②文化財の調査研究が不十分である	②文化財を調査研究する																
	歴史文化の特徴や関連文化財群のテーマに則した調査研究成果が集約されていない	3	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎									
文化財を守る	個別の文化財に関する詳細調査が不十分である	4		詳細文化財調査	文化財候補リストに基づき、指定等に向けた個別の文化財に関する詳細調査を計画的に実施します。	○	○	◎	◎									
	①文化財の維持管理が不十分である	①文化財の維持管理を充実させる																
	文化財の保存に関する取扱について分かりやすく提示できていない	5		文化財取扱マニュアル作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	○	◎	○	◎									
	文化財の現状を正確に把握できていない	6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	維持管理状況を把握するため、文化財の所有者・管理者への聞き取り及び巡視による定期診断を実施します。	○	◎		◎									
		7	★	文化財カルテ整備事業	指定等文化財の保存を目的とした基礎資料として、現状把握調査に基づいた文化財カルテを整備します。	○	◎	○	◎									
	文化財を保管するための収蔵施設が確保できていない	8		収蔵施設の確保	市内の各施設で保管している収蔵資料を集約して、保管できる施設を確保します。			○	◎	→								
	②文化財の保存に対する支援が不十分である	②文化財の保存に対する支援を充実させる																
	呉市において特徴的な文化財の指定が不十分である	9		文化財の新規指定推進事業	市内文化財悉皆調査を踏まえて指定等候補物件を抽出し、指定等に向けた調整を進めます。	○	○	○	◎	→								
	所有者・管理者の負担軽減措置が不十分である	10		指定文化財保存事業費補助事業	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。		◎		◎	→								
		11		資金調達制度に係る情報提供	文化財に関連する多様な資金調達制度について情報収集するとともに、所有者・管理者に対して積極的に周知します。	○	○		◎									
	文化財の保存のための財源確保が不十分である	12		財源の確保	国・県からの財源確保や民間助成を受けるための体制づくりのほか、市独自の財源を調達するための仕組みを検討します。		○		◎	→								
	無形の文化財の継承のための支援が不十分である	13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○	→								
	③防災・防犯対策が不十分である ※詳細は第7章	③防災・防犯対策を強化する ※詳細は第7章																
	防災・防犯対策が不十分である	14	★	文化財防災・防犯事業	文化財の災害・犯罪リスクの把握や設備整備の推進、連携体制の構築等により、文化財の防災・防犯を強化します。	○	◎		◎									
文化財を活かす	①文化財の活用に対する支援が不十分である	①文化財の活用に対する支援を充実させる																
	文化財の活用に関する取扱について分かりやすく提示できていない	5(再)		文化財取扱マニュアル作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	◎	◎	○	◎									
	文化財を活用できる環境が整っていない	15		文化財環境整備事業	御手洗重伝建地区における無電柱化事業や文化財の活用を促進するための美装化・多言語化事業等を実施します。				◎									
	歴史的建造物を有効活用したい所有者を支援できていない	16		国登録有形文化財推進事業	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手続を支援します。		◎	○	◎									
	計画的な活用事業が展開されていない	17		文化財保存活用計画策定支援事業	文化財の計画的な保存・活用事業を推進するため、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。		◎	○	◎									
	文化財の活用に対する支援制度がない	18		市独自の登録文化財制度	活用事業の一層の推進を目的として、市独自の登録文化財制度の運用を検討します。	○	◎		◎	→								
	市民団体が実施している文化財の活用事業との連携が取れていない	19	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	文化財と関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎									
	②展示施設の活用が不十分である	②展示施設の有効活用を図る																
	展示施設を通じた普及啓発が不十分である	20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	市内の各展示施設を所管する部署と連携し、関連文化財群や日本遺産等のテーマに応じた企画展示や関連イベントの実施を検討します。	○	○	◎	◎	→								
文化財を伝える	①普及啓発に向けたコンテンツが不十分である	①普及啓発コンテンツを充実させる																
	文化財に関する情報が集約化されていない	21		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎									
	学校や地域に対する普及啓発が不十分である	22	★	学校や地域における普及啓発事業	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎									
	文化財の情報が利活用しやすい形で提供されていない	23		文化財デジタルアーカイブ構築事業	文化財に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民や調査研究機関が利活用できるよう広く提供します。	○	○	○	◎	→								
	多様な世代や関心度に対応した情報発信がなされていない	24		情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。				◎									
	②人材育成が不十分である	②人材育成を充実させる																
	文化財を普及啓発するための人材育成が積極的に行われていない	25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	文化財の普及啓発を行う人材を継続的に育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。	◎	○	○	◎	→								
	③文化財行政の推進体制が不十分である	③文化財行政の推進体制を強化する																
	文化財専門職員が不足している	26	★	文化財専門職員の増員	専門的業務の円滑な実施及び拡充に対応するため、専門職員の増員と人材育成を図ります。				○	◎								
	文化財保護委員会の体制が不十分である	27		文化財保護委員会の体制強化	多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、文化財保護委員会の体制強化を図ります。					◎								
関連部署・関係機関との連携体制の構築が不十分である	28		関連部署・関係機関との連携強化	庁内外の関係部署・関連機関と定期的な意見交換を行い、連携強化を図ります。					◎									
文化財の保存活用に関連する市民団体・調査研究機関との連携が不十分である	29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、連携体制を構築します。	○	○	○	◎										

第 6 章

歴史文化の特徴と関連文化財群 ～歴史文化の特徴が紡ぐストーリーを楽しもう～

・呉市の自然環境と人々の関わりに着目し、呉市の歴史文化の特徴として以下に整理します。

- ① 歴史文化を育む陰しく豊かな自然
～瀬戸内海に開かれた海・山とともに形成された呉～
- ② 海とともにある暮らし
～海を恵みと捉え、狭小な浦々を生活の場として形成された呉～
- ③ 瀬戸内海航路の結節点
～海を道と捉え、連なる島々を中心に結節点として形成された呉～
- ④ 海軍の軍事拠点
～内海と島、そして山が織りなす地形を活かし軍事拠点として形成された呉～

・歴史文化の特徴をもとに、保存・活用のためのストーリー（関連文化財群）を下記の通り設定しました。

- ① 海と島と山が織りなす絶景
- ②- 1 海の恵みを求め根付いた原始の営み
- ②- 2 山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み
- ②- 3 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし
- ③- 1 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点
- ③- 2 海の往来とともに栄えた産業と町並み
- ④ 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾

・上記のストーリー（関連文化財群）ごとに、令和 6（2024）～ 12（2030）年度に取り組む措置として、合計 35 の事業を設定しました。

・それぞれの事業は、取組主体、実施期間を記載しており、進捗管理を行っていきます。

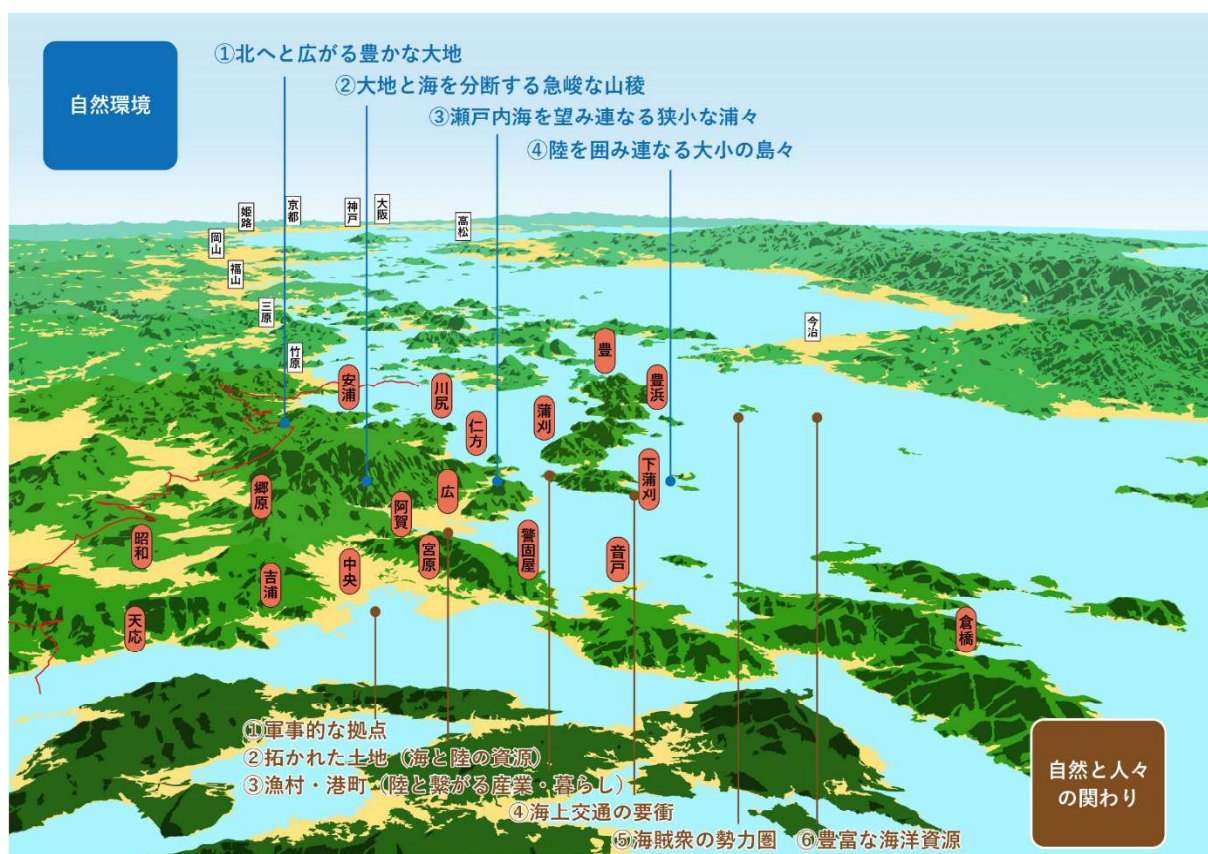
1 呉市の歴史文化の特徴

呉市における人々の営みは、古くから瀬戸内海と密接な関わりを持っており、その特徴を捉えることができます。

呉市は、内陸部と沿岸部、島しょ部からなり、瀬戸内海に臨み、平坦地は少なく、山地が迫り、大小の河川が流れるなど、険しくも豊かな自然環境を有しています。長い歴史の中で、この特徴的な自然環境を土壌として、多様な地域性を活かした暮らしや生業が築かれ、それらに結びつく信仰や祭礼として、多様な民俗文化が育まれてきました。

瀬戸内海は、古代より国内外をつなぐ航路であり、争乱の舞台としての歴史も有しています。海に面して、船の往来とともに港町や集落が形成され、造船等の産業も発展しました。明治時代には鎮守府の開庁とともに、軍港や呉海軍工廠が設置され、その技術は現在の産業へと引き継がれており、海と関わりながら発展してきた歴史を見ることができます。

呉市の自然環境および、自然環境の中でもとりわけ瀬戸内海と人々の関わりに着目し、歴史文化の特徴を以下に整理します。



呉市の歴史文化のイメージ

歴史文化の特徴① 歴史文化を育む険しく豊かな自然

～瀬戸内に開かれた海・山とともに形成された呉～

呉市域では、北に広がる内陸部から流れる河川は、沿岸部の急峻な地形により滝や溪谷を形成しています。沿岸部では海岸線に迫るように山々が連なり、その裾野に形成された海を臨む狭小な平野部は、海や山の資源に恵まれ、人々の生活の場として発展してきました。

また、瀬戸内海には大小の島々が陸を囲むように連なっており、特徴ある植生や生態系が形成され、独自の文化や特色ある産業を育む土壌となりました。

海、山、島などの多彩な自然環境や風光明媚な景観には、険しく豊かな自然が育んだ歴史文化をみることができます。

歴史文化の特徴② 海とともにある暮らし

～海を恵みと捉え、狭小な浦々を生活の場として形成された呉～

呉市域では、先史時代より、瀬戸内海の豊富な海洋資源を土壌として人々の営みの場が形成され、製塩などの生産活動も行われてきました。また、地形的な特徴から海上交通の要衝となり、祭祀などの特徴的な文化が形成されました。

近世以降、沿岸部や島しょ部では営みの場を広げ、より豊かな資源を獲得するため、新開や港湾施設、灌漑施設の整備が進められ、今日まで続く特徴的な景観を形成し、生活の基盤となっています。

また、海の恵みを活かし、生業の場とする人々の暮らしは、海や船に関連する信仰や祭礼、習俗など特徴的な民俗文化を育みました。

海の恵みを活かした生活の痕跡や、そこで育まれた民俗文化からは、海とともにある暮らしの歴史文化をみることができます。

歴史文化の特徴③ 瀬戸内海航路の結節点

～海を道と捉え、連なる島々を中心に結節点として形成された呉～

呉市域の島しょ部は、古代から海上交通の要衝として発展する中で、中世には海域を勢力基盤とする海賊衆の拠点となりました。

海に面する急峻な地形を活かして山城が築城され、大内水軍の中核として活躍した三ヶ島衆をはじめとする地域内外の勢力争いの舞台となりました。

近世になると、瀬戸内海航路に広がる呉市域の島しょ部は、海上交通の要衝としてますます重要視されるようになり、広島藩の海駅として整備された三之瀬や、風待ち・潮待ちの港として発展した御手洗には本陣や茶屋、雁木などが整備されました。

また、島しょ部や沿岸部の様々な地域においても、造船業や製網業などの地場産業も最盛期を迎え、現在にその技術が伝えられています。

中世に築かれた山城跡や近世の隆盛を物語る町並み、現在に残される伝統技術からは、瀬戸内海航路の結節点としての歴史文化をみることができます。

歴史文化の特徴④ 海軍の軍事拠点

～内海と島、そして山が織りなす地形を活かし軍事拠点として形成された呉～

呉の歴史文化の最も大きな特徴は、全国的に誇れる歴史や文化財が近代に集中していることです。それは、明治18（1885）年に約1万5,000人に過ぎなかった人口が、昭和19（1944）年には40万人を超えた点に端的に現れています。その原動力となったのは、海軍の進出と発展でした。

三方を山に囲まれ、海の全面に島が横たわり、海峡は狭く防御に最適なこと、工場や市街地としても申し分ないことから、明治22（1889）年に呉鎮守府が設置され、海軍のまちとして発展していきます。

兵器だけでなく、民生用にも転換された技術も多く、海外からの技術の習得、工場内における教育などとともに伝えられるべき歴史文化です。さらに、軍港都市としての市街地の形成、産業、生活文化など、現在の呉市の市街地の基盤を形成し、現在までつながります。

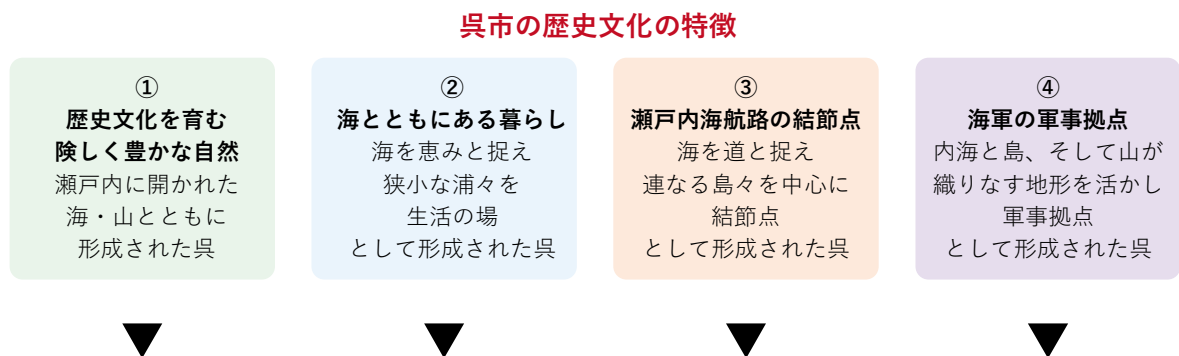
呉鎮守府の設置がもたらした都市の形成と発展からは、海軍の軍事拠点としての歴史文化をみることができます。

2 歴史文化の特徴と関連文化財群の設定

呉市の歴史文化の特徴を活かしたテーマや区域を設定することで、市全域への取組をより具体化するとともに、4つの基本方針を一体的かつ総合的に実施します。

市内に存在する多様で膨大な文化財について、文化財群としてのテーマおよびストーリーを設定することで、市内の文化財の関係性を明確にし、関連文化財群として価値付けを行い、一体的・総合的な文化財の保存・活用を進めます。

また分布状況を地図上に落とし込むことで、地理的特性をわかりやすく表現します。さらに、取組の中心となる活動や拠点施設を整理します。関連するテーマで活動を行っている団体等との協働や、関連する施設の活用により、それぞれ特色ある取組を進めていきます。



関連文化財群（保存・活用のテーマ）

四つの歴史文化の特徴から、文化財群のまとまりとして七つのテーマを抽出しました。これらのテーマごとに、歴史文化を継承するための取組を行っていきます。

①	海と島と山が織りなす絶景	呉市を形作る雄大な自然	人々の営みによって育まれた景観
②-1	海の恵みを求め根付いた原始の営み	瀬戸内海の成り立ちと原始の呉の営み	海の恵みを活かし、海を通じた交流により発展する社会
②-2	山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み	豊かさを求め拓かれた土地	災害と向き合い暮らしを潤す治水・利水事業
②-3	海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし	海に祈る祭礼や習俗	地域の暮らしを伝える多彩な祭礼や習俗 海の恵みがもたらした豊かな食文化
③-1	戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点	戦国の争乱と呉衆の活躍	呉衆の解体と小早川氏領国下の呉
③-2	海の往来とともに栄えた産業と町並み	地場産業とともに栄えた町並み	船の往来とともに栄えた港町
④	鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾	軍港都市への変貌	海軍とともに激動する呉の人々の営み 現代に引き継がれる近代の礎

関連文化財群①

海と島と山が織りなす絶景

呉市は、海と山、川の豊かな自然に恵まれ、貴重な植物や生物が各地で見られます。

標高 300 ～ 800m の山々が連なり、山頂からは呉市街地や瀬戸内海を見渡せ、絶景を堪能することができます。平坦地が少なく、起伏量が大きいため、山から市街地、瀬戸内海へと流れる河川は急流が多く、滝や溪谷が形成されています。優美ながら、豪快で迫力ある景観をつくり出し、流域には貴重な生物や水生植物が生息しています。沿岸部や島しょ部には自然海浜も残り、砂浜や岩礁が見られます。海域には国天然記念物であるカンムリウミスズメなどの貴重な動物も生息しています。

現在まで守り継承されている自然環境は、呉市の歴史文化の基層を伝え、自然と共にある人々の営みを伝える文化財群です。

(1) ストーリー

呉市を形作る多彩な自然

市域は平坦地が少なく、山が地域を区切り、地区を形成しています。灰ヶ峰（中央）など九嶺に囲まれていることが呉の由来となったという説もあります。野呂山（川尻、安浦）や火山（倉橋）など、信仰の対象であり、地区のシンボルともなっています。7つの国が見えることからその名前が付いたという七国見山（蒲刈）などがあります。

内陸部は、起伏量が多く、急流の河川が山から市街地を通り、瀬戸内海に流れ込んでいます。二河峡（中央）、二級峡（広・郷原）などの溪谷や、深山の滝（昭和・天応）、白糸の滝（広）、桂の滝（蒲刈）などの滝が市街地の近くにあり、激しい流れによる浸食が岩を削り、ダイナミックな景観をつくりだしています。

地質鉱物に関わる文化財は、呉市の成り立ちを理解するうえでも重要です。広小坪の褶曲と断層（広）は、1億年以上前の地殻変動を伝えるものです。黒地の浜地層（安浦）は、中生代白亜紀の火山活動によりできた地層が現れたものであり、白糸の滝溶結凝灰岩（広）なども火山灰等によりできたものです。

市域には山、川、海の多様な生態系が凝縮されています。内陸の山の溪流付近の湿地には、ブチサンショウウオ（郷原）が生息しています。また、各地区の社叢は、瀬戸内海特有の樹種の古木や大木からなる森林が形成されており、信仰とともに大切に守られています。

人々の営みによって育まれた景観

瀬戸内海の豊かな自然は、歴史や暮らし、生業とともに、風光明媚な景観として現代に継承されています。桂浜（倉橋）は万葉集に読まれ、音戸瀬戸は平清盛が開削したという伝説を持ちます。アビ渡来群游海面（豊浜）は、江戸時代よりアビ漁が行われ、三津口湾（安浦）には中国地方最大といわれるアマモ場が広がり、魚の産卵場所や生息場所となっています。



二河峡（中央）



広小坪の褶曲と断層（広）



野呂山の岩海（川尻）



大岐神社のムク（豊浜）



アビ渡来群游海面（豊浜）

倉橋地区では、花崗岩の採石が産業を構成していました。
また安浦地区に見られる棚田や、中央地区の急峻な斜面地に作られた両城の階段住宅は、呉ならではの景観を形成しています。



宮ノ浜採石場（倉橋）

（２）構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	二河峡	中央	記念物（名勝地）	渓谷	市
2	二河川	中央・昭和	記念物（名勝地）	河川等	
3	灰ヶ峰	中央・昭和・郷原	記念物（名勝地）	山岳・丘陵	
4	両城の階段住宅	中央	文化的景観	町並み景観	
5	吉浦八幡神社の社叢	吉浦	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
6	烏帽子岩山	吉浦・天応	記念物（名勝地）	山岳・丘陵	
7	田中八幡神社のフジノキ	天応	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
8	田中八幡神社の社叢	天応	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
9	深山の滝	天応・昭和	記念物（動物・植物・地質鉱物）	滝	市
10	多賀雄神社の社叢	昭和	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
11	高尾神社のフジノキ	昭和	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
12	八畳岩	昭和	記念物（名勝地）	岩石	
13	五連山	昭和	記念物（名勝地）	山岳・丘陵	
14	高尾神社の社叢	昭和	記念物（動物・植物・地質鉱物）	植物	
15	二級峡	郷原・広	記念物（名勝地）	渓谷	県
16	郷原のプチサンショウウオ	郷原	記念物（動物・植物・地質鉱物）	動物	市
17	郷原町のエノキ	郷原	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
18	新堂平神社の社叢	郷原	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
19	新堂平神社のシイノキ	郷原	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
20	白糸の滝	広	記念物（動物・植物・地質鉱物）	滝	市
21	白糸の滝の溶結凝灰岩	広	記念物（動物・植物・地質鉱物）	岩	市
22	広青年教育センターの蘇鉄	広	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
23	広小坪の褶曲と断層	広	記念物（動物・植物・地質鉱物）	地層	市
24	大空山	広・阿賀	記念物（名勝地）	山岳・丘陵	
25	船津神社の社叢	広	記念物（動物・植物・地質鉱物）	植物	
26	神田神社の社叢	阿賀	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
27	冠崎のヤマモモ	阿賀	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
28	阿賀のサルスベリ	阿賀	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
29	八岩華神社のクスノキ	仁方	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
30	磯神社のウバメガシの群叢	仁方	記念物（動物・植物・地質鉱物）	社叢	市
31	女猫の瀬戸	仁方・川尻・下蒲刈	記念物（名勝地）	海峡	
32	川尻のソテツ	川尻	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	県
33	楠の大木	川尻	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市
34	野呂山岩海	川尻	記念物（動物・植物・地質鉱物）	岩海	市
35	野呂山（大滑岩、大重岩、子重岩、玉すだれの滝）	川尻・安浦	記念物（名勝地）	山	
36	黒地の浜 地層（紅柱石）	安浦	記念物（動物・植物・地質鉱物）	地層	市
37	市原観音堂 菩提樹	安浦	記念物（動物・植物・地質鉱物）	樹木	市

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
38	朶平神社の山桃	安浦	記念物(動物・植物・地質鉱物)	樹木	市
39	三津口湾の景観	安浦	記念物(名勝地)	港湾	
40	七浦・中小島自然海浜保全地区	安浦	記念物(名勝地)	海浜	
41	亀山八幡神社の社叢	安浦	記念物(動物・植物・地質鉱物)	社叢	
42	大浦崎自然海浜保全地区	音戸	記念物(名勝地)	海浜	
43	万葉集遺跡長門島松原	倉橋	記念物(遺跡)	史跡	県
44	火山	倉橋	記念物(名勝地)	火山	
45	宮ノ浜採石場	倉橋	文化的景観	採石場	
46	須之浦自然海浜保全地区	倉橋	記念物(名勝地)	海浜	
47	倉橋のカムリウミスズメ	倉橋	記念物(動物・植物・地質鉱物)	動物	
48	恋湾と恋ヶ浜	蒲刈	記念物(名勝地)	海浜	
49	桂の滝	蒲刈	記念物(名勝地)	滝	
50	七国見山	蒲刈	記念物(名勝地)	山	
51	アビ渡来群游海面	豊浜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	自然環境	国
52	大岐神社のムク	豊浜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	樹木	県
53	豊浜のホルトノキ群叢	豊浜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	社叢	県
54	宇津神社のホルトノキ	豊	記念物(動物・植物・地質鉱物)	樹木	市



構成文化財の分布

(3) 関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
ひろしま自然の会		自然観察会の実施、灰ヶ峰公園の活用
一般財団法人野呂山観光開発公社	川尻、安浦	野呂山一帯の国立公園、観光地としての活用
ストーブリッジ	倉橋	倉橋火山を活用した体験プログラムの開発
広島県自然保護課		中国自然歩道の活用、自然環境の保護
株式会社マウントベック	昭和	野外活動センターの活用、昭和地区の情報発信
呉市環境政策課	全域	市内の絶滅のおそれのある野生の動植物の広報

(4) 現状と課題

- 「広島県呉市植物誌」や「呉地域の地質」など各専門分野において、悉皆的な調査が実施されていますが、呉市の自然環境の魅力など、歴史文化の特徴や関連文化財群に関する調査研究が積極的に実施されていません。
- 「ひろしま自然の会」などの市民団体により、灰ヶ峰や野呂山などの地域の特徴的な自然を活用したイベントが実施されていますが、それらが動植物や景観などの文化財に関連する取組として位置づけられておらず、十分な連携を取ることができていません。
- 「呉の魅力・お宝 90 選 第3巻（自然・景観・動植物編）」として関連文化財の魅力が集約されていますが、市民が入手しやすい情報となっておらず、関連文化財の魅力が十分に周知されていません。
- 呉市の特徴的な地形や景観など、観光資源としても注目されるものですが、文化財としての情報発信媒体が限られており、多様な世代や市外の人に向けた十分な情報発信ができていません。

(5) 方針と措置

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。

→ 事業 A - 1 (3) 関連文化財群調査研究支援事業

方針 市民団体等と連携した活用事業を推進します

関連文化財群のテーマに関連する取組を実施する市民団体と連携し、文化財の積極的な活用を図ります。

→ 事業 A - 2 (19) 市民団体等と連携した文化財活用事業

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→ 事業 A - 3 (21) 文化財情報の集約化事業

方針 多様な世代や関心度に対応した情報発信を行います

広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。

→事業 A - 4 (24) 情報発信媒体の拡充

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所管 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2 期
A-1 (3)	★	関連文化財群調査研究 支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎				
A-2 (19)	★	市民団体等と連携した 文化財活用事業	関連文化財群のテーマに関連する取組を実施する市民団体と連携し、文化財の積極的な活用を図ります。	◎	○	○	◎				
A-3 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
A-4 (24)		情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。				◎				

[事業番号] () は第 5 章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和 6（2024）～ 8（2026）年、中期：令和 9（2027）～ 10（2028）年、
後期：令和 11（2029）～ 12（2030）年、第 2 期：令和 13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

関連文化財群 ②-1

海の恵みを求め根付いた原始の営み

呉市では、情島旧石器時代遺跡の存在から、2万年以上前から人々が暮らしていたことが分かっています。市域での暮らしは、海を恵みとして活かすことで定着し、海運による地域外との交流を通して豊かな暮らしを築いていきます。

多様な地域との交流により獲得したとみられる石材や精神生活の一端を示す板状土偶に見られる縄文文化や島しょ部を中心に点在する古墳や製塩遺跡、海上交通の要衝地における祭祀遺跡など、陸と海の結びつきを示す特徴的な文化財が所在しています。これらは、かつて大陸だった頃から、瀬戸内海が形成され、人々の暮らしが定着し、海から陸へと広がっていく呉市の成り立ちを現在に伝える文化財群です。

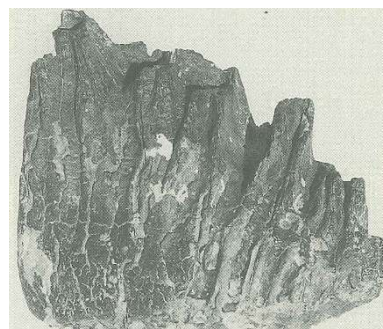


かまがり古代製塩遺跡復元展示館（蒲刈）

(1) ストーリー

瀬戸内海の成り立ちと原始の呉の営み

倉橋島周辺では、多数のナウマンゾウ・ニホンムカシジカなどの化石（倉橋）が海底から引き揚げられている他、阿賀地区の沖合の情島旧石器時代遺跡（阿賀）からは旧石器時代に属する遺物が発見されており、かつての瀬戸内海が陸続きであった様相を彷彿とさせる多くの文化財が残されています。



海底出土ナウマンゾウ化石（倉橋）

海の恵みを活かし、海を通じた交流により発展する社会

縄文時代になると、郷原遺跡（郷原）や芦冠遺跡（広）から出土した多様な石材を使用した石器類や板状土偶の様な特殊な遺物が確認されており、広域での交流や精神性の高い暮らしが形成されていたことが分かります。



芦冠遺跡出土板状土偶（広）

弥生時代以降になると、市域において人々の暮らしは定着し、瀬戸内海の自然を活かした生業が発達しました。

また古墳時代になると岩屋古墳（倉橋）に代表されるように、沿岸部や島しょ部を中心に古墳が形成されており、海洋資源や海上交通により社会性が発達したことが分かります。また沖浦遺跡（蒲刈）や柏島西の浜遺跡（川尻）からは、製塩に関する土器や遺構が発見されており、豊富な海洋資源を求め、根付いた当時の生業の一端を垣間見ることができます。



柏島西の浜遺跡（川尻）

また、呉市では古代より瀬戸内海の航路が発達し、交流・交易を通して地域が発展したことを示す遺跡が発見されています。特に亀ヶ首遺跡（倉橋）からは、枝銭の状態の和同開珎が出土しており、航海安全を祈り、祭祀を行ったと考えられています。



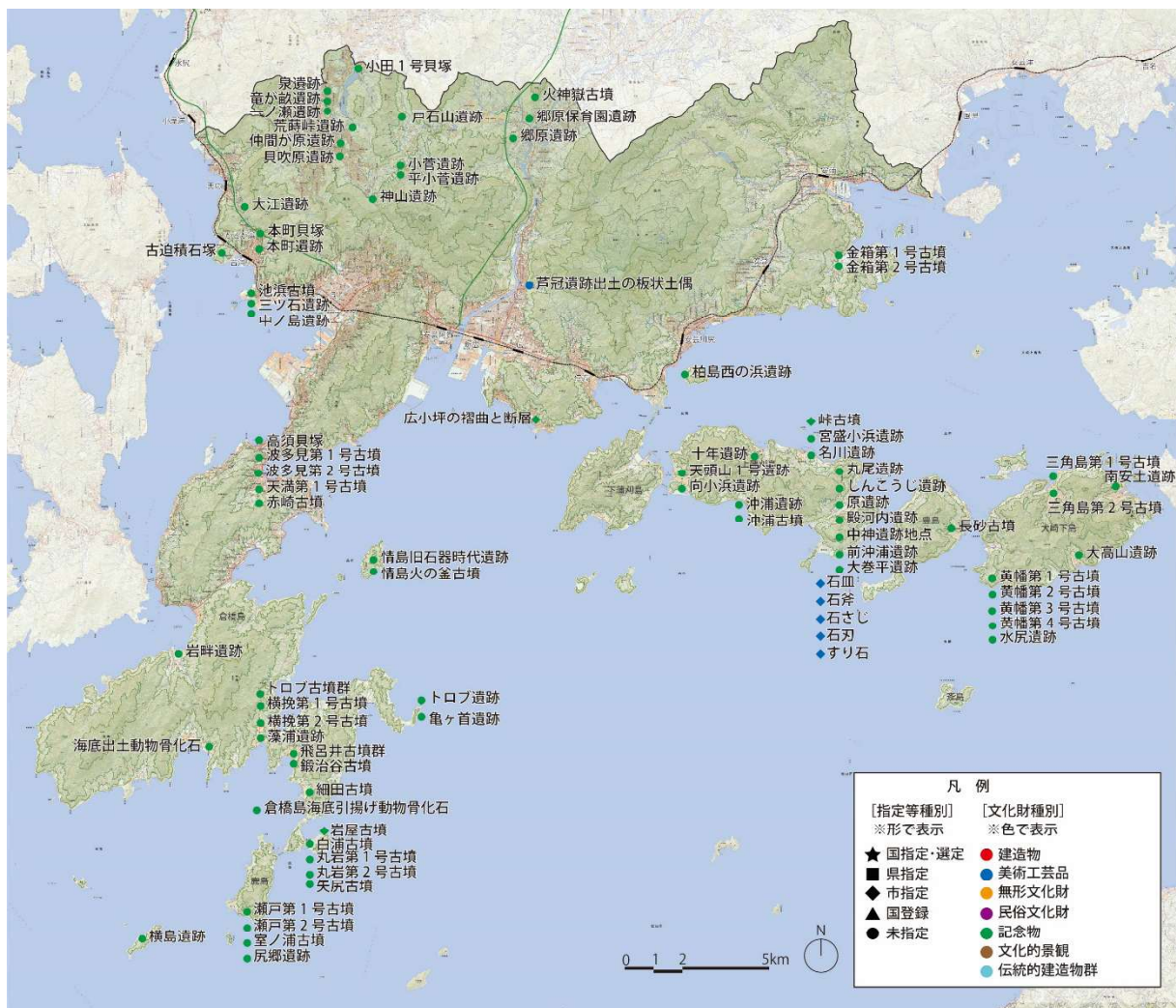
沖浦遺跡出土製塩土器（蒲刈）

(2) 構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	本町貝塚	吉浦	記念物（遺跡）	貝塚	
2	池浜古墳	吉浦	記念物（遺跡）	古墳	
3	古迫積石塚	吉浦	記念物（遺跡）	古墳	
4	本町遺跡	吉浦	記念物（遺跡）	包含地	
5	三ツ石遺跡	吉浦	記念物（遺跡）	包含地	
6	中ノ島遺跡	吉浦	記念物（遺跡）	包含地	
7	大江遺跡	吉浦	記念物（遺跡）	包含地	
8	小田1号貝塚	昭和	記念物（遺跡）	貝塚	
9	泉遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
10	竜が畝遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
11	一ノ瀬遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
12	荒蒔峠遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
13	仲間が原遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
14	貝吹原遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
15	神山遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
16	小菅遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
17	平小菅遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
18	戸石山遺跡	昭和	記念物（遺跡）	包含地	
19	火神嶽古墳	郷原	記念物（遺跡）	古墳	
20	郷原遺跡	郷原	記念物（遺跡）	包含地	
21	郷原保育園遺跡	郷原	記念物（遺跡）	包含地	
22	芦冠遺跡出土の板状土偶	広	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	
23	情島旧石器時代遺跡	阿賀	記念物（遺跡）	包含地	
24	情島火の釜古墳群	阿賀	記念物（遺跡）	古墳	
25	柏島西の浜遺跡	川尻	記念物（遺跡）	包含地	
26	金箱第1号古墳	安浦	記念物（遺跡）	古墳	
27	金箱第2号古墳	安浦	記念物（遺跡）	古墳	
28	高須貝塚	音戸	記念物（遺跡）	貝塚	
29	波多見第1号古墳	音戸	記念物（遺跡）	古墳	
30	波多見第2号古墳	音戸	記念物（遺跡）	古墳	
31	天満第1号古墳	音戸	記念物（遺跡）	古墳	
32	赤崎古墳	音戸	記念物（遺跡）	古墳	
33	桐の木古墳	音戸	記念物（遺跡）	古墳	
34	岩屋古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	市
35	海底出土動物骨化石	倉橋	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	
36	トロブ古墳群	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
37	横挽第1号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
38	横挽第2号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
39	飛呂井古墳群	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
40	鍛冶谷古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
41	細田古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
42	白浦古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
43	丸岩第1号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
44	丸岩第2号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
45	矢尻古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
46	瀬戸第1号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
47	瀬戸第2号古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
48	室ノ浦古墳	倉橋	記念物（遺跡）	古墳	
49	トロブ遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	祭祀遺跡	
50	亀ヶ首遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	祭祀遺跡	
51	岩畔遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	包含地	
52	藻浦遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	包含地	
53	尻郷遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	包含地	
54	横島遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	包含地	
55	石皿	蒲刈	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	市
56	石斧	蒲刈	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	市
57	石さじ	蒲刈	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	市
58	石刃	蒲刈	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	市
59	すり石	蒲刈	有形文化財（美術工芸品）	考古資料	市
60	峠古墳	蒲刈	記念物（遺跡）	史跡	市
61	丸尾遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	集落跡	
62	沖浦遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	製塩遺跡	
63	天頭山1号遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
64	向小浜遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
65	十年遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
66	宮盛小浜遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
67	名川遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
68	しんこうじ遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
69	原遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
70	殿河内遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
71	中神遺跡地点	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
72	前沖浦遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
73	大巻平遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
74	天頭山2号遺跡	蒲刈	記念物（遺跡）	包含地	
75	長砂古墳	豊浜	記念物（遺跡）	古墳	
76	黄幡第1号古墳	豊浜	記念物（遺跡）	古墳	
77	黄幡第2号古墳	豊浜	記念物（遺跡）	古墳	
78	黄幡第3号古墳	豊浜	記念物（遺跡）	古墳	
79	黄幡第4号古墳	豊浜	記念物（遺跡）	古墳	
80	水尻遺跡	豊浜	記念物（遺跡）	包含地	
81	三角島第1号古墳	豊	記念物（遺跡）	古墳	
82	三角島第2号古墳	豊	記念物（遺跡）	古墳	
83	南安土遺跡	豊	記念物（遺跡）	包含地	
84	大高山遺跡	豊	記念物（遺跡）	包含地	



構成文化財の分布

(3) 関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
広島大学考古学研究室		埋蔵文化財の調査研究
広島郷土史研究会	広島	原始～近現代の郷土史研究
呉市海事歴史科学館学芸課	中央	呉市歴史民俗資料館収蔵考古資料の活用
藻塩の会	蒲刈	沖浦遺跡（蒲刈）を中心とする考古資料の展示、藻塩づくり体験の実施
一般財団法人倉橋まちづくり公社	倉橋	倉橋歴史民俗資料館収蔵考古資料の活用
くらはし観光ボランティアガイドの会	倉橋	倉橋町内の遺跡の活用、ワークショップの実施
広島県立歴史民俗資料館		考古資料を中心とするワークショップの実施

(4) 現状と課題

- 市内遺跡から出土した考古資料が、歴史民俗資料館やその他の収蔵施設に分散して収蔵されていますが、台帳整備ができておらず、特徴的な資料の把握や保存・活用を検討するための基礎資料がありません。
- 市域全体を対象とした遺跡の関連性や遺物の価値づけといった調査研究が十分に行われ

ていません。

- 沿岸地域における製塩遺跡や芦冠遺跡出土の板状土偶、亀ヶ首遺跡出土の和同開珎の枝錢などの地域を特徴づける遺跡や遺物の調査研究が十分に行われていません。
- 市内遺跡や出土遺物に関する情報が、市民や市外に向けて積極的に発信されていないため、関連文化財の魅力が十分に周知されていません。
- 地域住民や子どもたちが、地域から見つかった遺跡や出土遺物に触れる機会が限られており、関連文化財群に対する関心を高めることができていません。

（５）方針と措置

方針 市内の収蔵資料を把握し、台帳を整備します

過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。

→ 事業 B－1（２） 市内収蔵資料の台帳整備

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に関する調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。

→ 事業 B－2（３） 関連文化財群調査研究支援事業

方針 個別の文化財に関する詳細調査を実施します

沿岸部の製塩遺跡である沖浦遺跡や芦冠遺跡から出土した板状土偶など、特徴的な文化財を対象とした詳細調査を実施します。

→ 事業 B－3（４） 詳細文化財調査

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→ 事業 B－4（21） 文化財情報の集約化事業

方針 学校や地域に対する普及啓発を充実させます

市内教育機関や地域イベントにおいて、発掘調査事例や考古資料を活用した普及啓発事業を実施します。

→ 事業 B－5（22） 学校や地域における普及啓発事業

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
B-1 (2)		市内収蔵資料の台帳整備	過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。		○	○	◎				
B-2 (3)	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎				
B-3 (4)		詳細文化財調査	沿岸部の製塩遺跡である沖浦遺跡や芦冠遺跡から出土した板状土偶など、特徴的な文化財を対象とした詳細調査を実施します。	○	○	◎	◎				
B-4 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
B-5 (22)	★	学校や地域における普及啓発事業	市内教育機関や地域イベントにおいて、発掘調査事例や考古資料を活用した普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

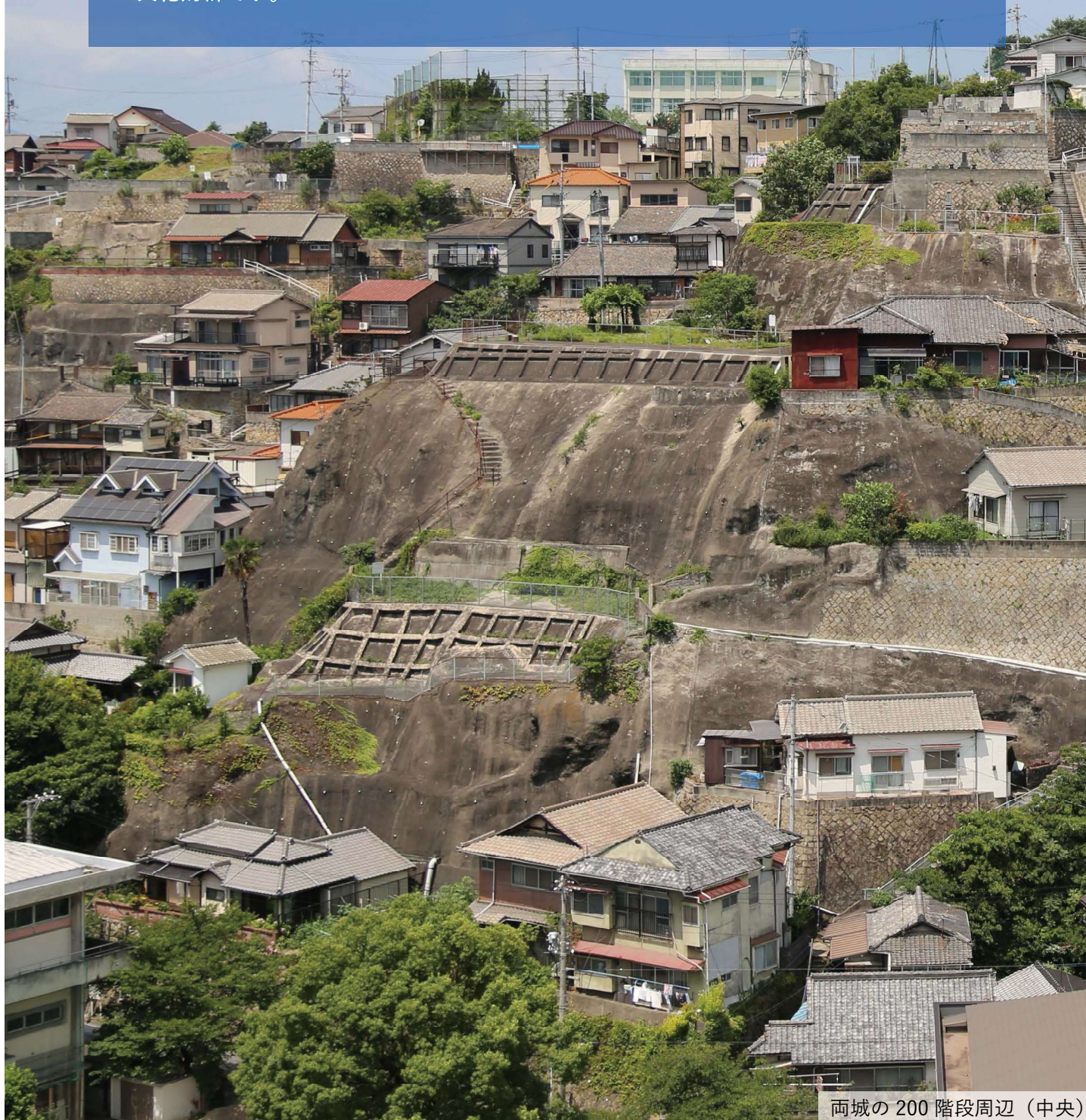
[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み

山と海に囲まれ、平坦な土地の少ない呉市において、現在の呉市域の宅地や耕作地の大半は、江戸時代の新開築調によってほぼ形成されました。二河川から水を引き込むための用水路として二河井手が構築され、宮原村では長渠と呼ばれる水路が整備され、農業の安定化が行われています。

生活の場が限られていた呉市域では、山野河海を拓き、暮らしの場を広げ、生業を創り出してきました。現在に残るそれらの遺構や記念碑は、開拓の歴史を伝える文化財群です。



(1) ストーリー

豊かさを求め拓かれた土地

江戸時代より新開築調が進められ、現在の呉市域の宅地や耕作地が形成されました。広邑新墾碑（広）などの歴史資料が当時の様子を伝えるとともに、雁木からは、海を拓いた歴史を伺うことができます。

江戸時代には、野呂山（川尻・安浦）の開拓が行われました。今も石畳の道などの遺構が残っています。倉橋地区では江戸時代より石積みにより段々畑（倉橋）が築かれました。棚田や急斜面地のみかん畑など、独自の景観を形成しています。また、採石業も盛んで、現在も倉橋などで採石場やその跡地があります。

海路が人々の移動や流通の中心でしたが、江戸時代以降、陸の道が整備されました。長ノ木街道（中央・昭和）は江戸時代に整備された、広島に通じる唯一の陸路です。街道沿いには、旧澤原家住宅（中央）があります。黒瀬街道（広・郷原）は、広、郷原、黒瀬を結ぶ山肌沿いを走る道で、明治時代に馬車なども通れる道を拓こうと開道したものです。石畳や常夜燈が街道の歴史を現在に伝えています。

災害と治水・利水事業

宅地や耕作地の拡大に伴う水不足に対して、江戸時代より灌漑施設の整備が続けられてきました。二河上井手・下井手（中央）は、江戸時代に庄山田村の庄屋である熊崎新左衛門らにより作られた水路であり、取入口は二河水源地取入口（中央）として現在も利用されています。また、宮原村庄屋の青盛為蔵らは、川の増水を防ぎ、水不足に悩む洗足へ余水を流すため、宮原の長渠を掘削しました。これを記念して、長渠の碑（宮原）が建立されました。大正7（1918）年には、海軍施設の拡張に伴う水不足に対処するため本庄水源地（昭和）が整備されました。海軍により整備された水道施設は、現在の呉市水道の基盤となっています。



伝清盛塚（音戸）



鹿島の段々畑（倉橋）



黒瀬街道の常夜燈（郷原）



長渠の碑（中央）

また、多くの土砂災害などの災害を乗り越えてきました。
文字資料のほか、各地に慰霊碑が設置されており、災害の
歴史を伝えています。

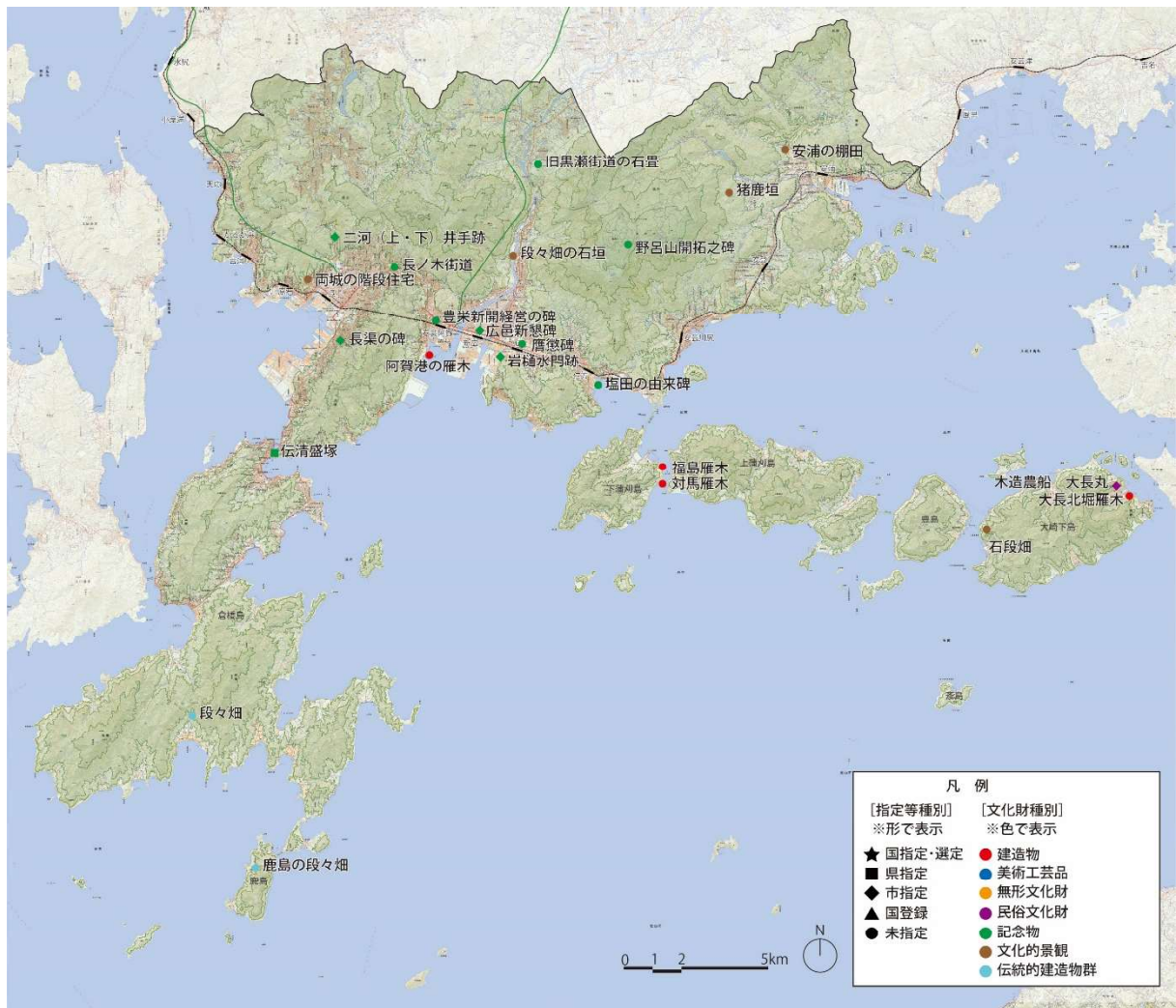


二河井手（中央）

（２）構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	二河（上・下）井手跡	中央	記念物（遺跡）	用水路跡	市
2	両城の階段住宅	中央	文化的景観	町並み景観	
3	長渠の碑	宮原	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	市
4	豊栄新開経営の碑	阿賀	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	
5	阿賀港の雁木	阿賀	有形文化財（建造物）	土木構造物	
6	岩樋水門跡	広	記念物（遺跡）	街道跡・施設跡	市
7	広邑新懇碑	広	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	市
8	膺懲碑	広	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	
9	段々畑の石垣	広	文化的景観	農業景観	
10	旧黒瀬街道の石畳	広・郷原	記念物（遺跡）	街道跡・施設跡	
11	塩田の由来碑	仁方	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	
12	野呂山開拓之碑	郷原・安浦	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	
13	安浦の棚田	安浦	文化的景観	農業景観	
14	猪鹿垣	安浦	文化的景観	農業景観	
15	伝清盛塚	音戸	記念物（遺跡）	記念碑・慰霊碑	県
16	鹿島の段々畑	倉橋	文化的景観	農業景観	
17	木造農船 大長丸	豊	有形の民俗文化財	船舶	市
18	石段畑	豊	文化的景観	農業景観	
19	大長北堀雁木	豊	有形文化財（建造物）	土木構造物	



構成文化財の分布

(3) 関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
呉観光ボランティアの会	中央	観光ガイドの実施
一般社団法人くれ・ひと・まち情報応援団	中央	まち歩きイベントの実施
広郷土史研究会	広	郷土史研究
各地域おこし協力隊		各地域における歴史文化のまちづくりへの活用

(4) 現状と課題

- 構成文化財の多くは雁木や開墾碑などの未指定文化財であり、これまで積極的な悉皆調査が実施されてこなかったことから、正確な分布や残存状況が把握できていません。
- 近世～近代の開拓の歴史に係る調査研究を実施している市民団体や調査研究機関と十分な連携がとれていません。
- まちづくり協議会などの市民団体によってまち歩きイベントの一環として活用されていますが、二河（上・下）井手跡や両城の階段住宅などの一部の文化財に限られており、

各地域の特徴的な文化財が十分に活用されていません。

○呉市の開拓史に関する情報が集約されておらず、また市民や市外に向けて積極的に発信されていないため、関連文化財の魅力が十分に周知されていません。

○地域住民や子どもたちが、地域に残る新開築調碑や雁木などの身近な文化財に触れる機会が限られており、関連文化財群に対する関心を高めることができていません。

（５）方針と措置

方針 市内全域を対象とした悉皆調査を推進します

雁木や開墾碑などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

→ 事業 C－1（１） 市内文化財悉皆調査

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。

→ 事業 C－2（３） 関連文化財群調査研究支援事業

方針 市民団体等と連携した活用事業を推進します

まち歩きイベントを実施する市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。

→ 事業 C－3（19） 市民団体等と連携した文化財活用事業

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→ 事業 C－4（21） 文化財情報の集約化事業

方針 学校や地域に対する普及啓発を充実させます

市内教育機関や地域イベントにおいて、発掘調査事例や考古資料を活用した普及啓発事業を実施します。

→ 事業 C－5（22） 学校や地域における普及啓発事業

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所管 所有者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
C-1 (1)	★	市内文化財悉皆調査	雁木や開墾碑などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎				
C-2 (3)	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎				
C-3 (19)	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	まち歩きイベントを実施する市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎				
C-4 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
C-5 (22)	★	学校や地域における普及啓発事業	市内教育機関や地域イベントにおいて、発掘調査事例や考古資料を活用した普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし

平安時代、弘法大師は野呂山で修行を行ったと伝えられています。亀山神社の創建年代は明らかではありませんが、大宝３（703）年に現在の入船山に鎮座したと伝えられています。

近世以降、市内には、それぞれの地域での暮らしや信仰とともに地域固有の民俗文化が育まれてきました。漁業や農業などの暮らしとともに、山や海の恵みに祈りを捧げる祭りは地域の文化として根付き、各地の神社の祭礼等として現在まで継承されています。音戸瀬戸を渡る船頭によって唄い継がれてきた音戸の舟唄、神社の例大祭で奉納される神楽や踊り、市内各地で行われているとんどや盆踊りなどの年中行事、地域性を反映した民俗に彩られます。

往来が盛んな呉市においては、地域外から持ち込まれ、地域に定着した民俗芸能等もあります。地域に根付き、地域性と共存しながら暮らしとともに現在まで継承されてきた文化財群です。



胡神社祭礼（豊浜）

(1) ストーリー

海に祈る多彩な信仰

瀬戸内海に面する呉市内においては、海に関連する祭礼行事が多くあります。海上安全を祈願する入江神社明神祭お供舟（広）、阿賀のお漕船（阿賀）、柏島神社例大祭（安浦）などがあります。吉浦八幡神社例大祭（吉浦）は、小早川水軍に起源を持つ祭礼です。磯神社の舟形石の手水鉢（仁方）は、船の形をした珍しいもので、船乗りの厚い信仰の表れということができます。また、音戸瀬戸を行き交う船頭たちによって唄われてきた音戸の舟唄（音戸）などがあります。



阿賀のお漕船（阿賀）



柏島神社例大祭（安浦）



桂濱神社大祭（倉橋）

地域の暮らしを伝える個性豊かな習俗

起源は明らかになっていませんが、内陸部の祭礼の多くで、神の使いといわれるヤブ（全域）が出現します。木彫りの鬼面を被ったヤブが練り歩き、奉納される俵等と激しく揉み合います。とんど（全域）や盆踊り（全域）などの年中行事は各地で行われています。

瀬戸内海の航路に位置していた呉市では、人々の往来に伴い地域外から取り入れ、定着した祭礼行事があります。小坪神楽（広）は愛媛県大三島の大山祇神社の神楽より習ったものと言われています。堀越祇園社祇園祭り（川尻）は京都の祇園祭を模したもので、伊勢音頭でダンジリを引く広島県内では珍しい祭礼です。仁方の櫓踊り（仁方）は明治時代に伊勢方面より持ち込んだのが始まりと言われています。また、八十八ヶ所巡礼（倉橋）など、四国八十八ヶ所の写し霊場として江戸時代に作られたものも、地域の習俗として伝えられています。

また伝統食や、民具などの暮らしを伝える歴史資料も多く残されています。民具の一部は資料館や小学校に収蔵・展示され、郷土を理解するための資料として活用されています。



貴船（龍王）神社例大祭



小坪神楽（広）



呉の盆踊り（全域）

海の恵みがもたらした豊かな食文化

呉市内には、瀬戸内海の恵みからもたらされる豊かな食文化があります。瀬戸内海では牡蠣の養殖やちりめん漁などが行われ、温暖な気候を生かした柑橘類の栽培も行われています。

また、細うどんや肉じゃがなど旧呉海軍に由来する食文化が現在も継承されています。旧呉海軍による都市としての発展は、酒や味噌、醤油などの醸造業の発展をもたらしました。

さらに、牡蠣に関連した食文化である「かきの土手鍋」、旧呉海軍に関連した食文化である「海軍ゆかりの食文化～海軍カレー・ビーフシチュー・肉じゃが～」がそれぞれ文化庁「100年フード」に認定されており、食文化の継承・拡大に向けた取組が行われています。

（２）構成する文化財

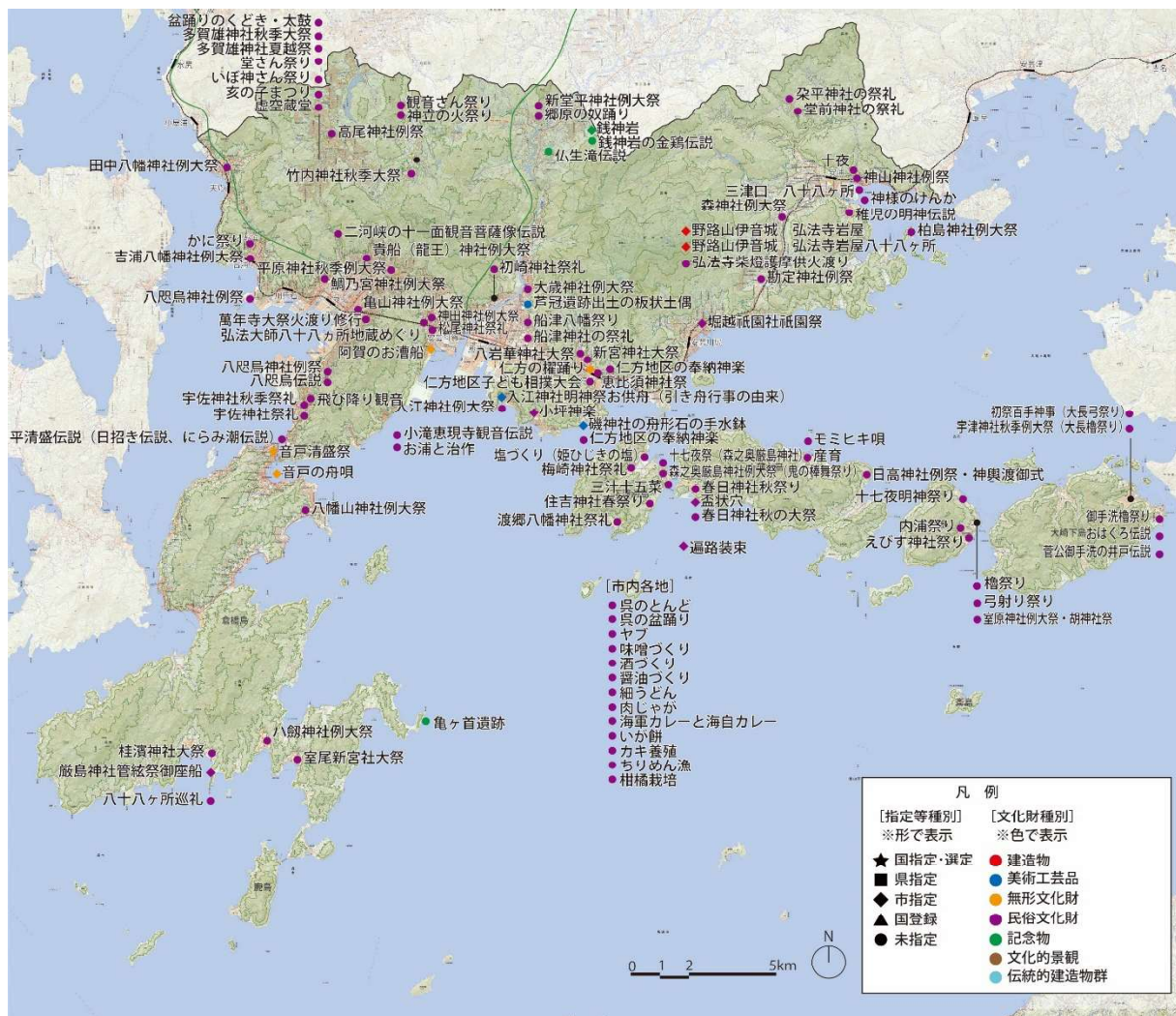
構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	亀山神社例大祭	中央	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
2	萬年寺大祭火渡り修行	中央	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
3	鯛乃宮神社例大祭	中央	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
4	平原神社秋季例大祭	中央	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
5	貴船（龍王）神社例大祭	中央	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
6	二河峡の十一面観音菩薩像伝説	中央	無形の民俗文化財	民話・伝説	
7	乙女椿伝説	中央	無形の民俗文化財	民話・伝説	
8	八咫烏神社例祭	宮原	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
9	八咫烏伝説	宮原	無形の民俗文化財	民話・伝説	
10	吉浦八幡神社例大祭	吉浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
11	田中八幡神社例大祭	天応	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
12	多賀雄神社秋季大祭	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
13	高尾神社例祭	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
14	盆踊りのくどき・太鼓	昭和	無形の民俗文化財	芸能	
15	多賀雄神社夏越祭	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
16	堂さん祭り	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
17	いば神さん祭り	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
18	観音さん祭り	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
19	亥の子まつり	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
20	虚空蔵堂	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
21	竹内神社秋季大祭	昭和	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
22	銭神岩	郷原	記念物(動物・植物・地質鉱物)	岩	市
23	新堂平神社例大祭	郷原	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
24	郷原の奴踊り	郷原	無形の民俗文化財	芸能	
25	銭神岩の金鶏伝説	郷原	記念物(名勝地)	伝承地	
26	仏生滝伝説	郷原・広	記念物(名勝地)	伝承地	
27	入江神社明神祭お供舟(引き舟行事の由来)	広	有形文化財(美術工芸品)	工芸品	市
28	小坪神楽	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	市
29	大歳神社例大祭	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
30	入江神社例大祭	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
31	小滝恵現寺観音伝説	広	無形の民俗文化財	民話・伝説	
32	船津八幡祭り	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
33	初崎神社祭礼	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
34	船津神社の祭礼	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
35	芦冠遺跡出土の板状土偶	広	有形文化財(美術工芸品)	考古資料	
36	阿賀のお漕船	阿賀	無形文化財	伝統技術	市
37	神田神社例大祭	阿賀	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
38	お浦と治作	阿賀・音戸	無形の民俗文化財	民話・伝説	
39	弘法大師八十八ヶ所蔵めぐり	阿賀	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
40	神立の火祭り	阿賀	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
41	松尾神社祭礼	阿賀	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
42	磯神社の舟形石の手水鉢	仁方	有形文化財(美術工芸品)	工芸品	市
43	仁方の櫓踊り	仁方	無形文化財	踊り	市
44	仁方地区子ども相撲大会	仁方	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
45	仁方地区の奉納神楽	仁方	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
46	八岩華神社大祭	仁方	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
47	新宮神社大祭	仁方	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
48	恵比須神社祭	仁方	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
49	堀越祇園社祇園祭	川尻	無形の民俗文化財	祭礼・行事	市
50	野路山伊音城 弘法寺岩屋 八十八ヶ所	安浦	有形文化財(建造物)	建造物	市
51	野路山伊音城 弘法寺岩屋	安浦	有形文化財(建造物)	建造物	市
52	三津口 八十八ヶ所	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
53	柏島神社例大祭	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
54	神山神社例祭	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
55	森神社例大祭	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
56	弘法寺柴燈護摩供火渡り	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
57	稚児の明神伝説	安浦	無形の民俗文化財	民話・伝説	
58	神様のけんか	安浦	無形の民俗文化財	民話・伝説	
59	堂前神社の祭礼	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
60	朶平神社の祭礼	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
61	十夜	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
62	勘定神社例祭	安浦	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
63	宇佐神社秋季祭礼	警固屋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
64	飛び降り観音	警固屋	無形の民俗文化財	民話・伝説	
65	平清盛伝説（日招き伝説、にらみ潮伝説）	警固屋・音戸	無形の民俗文化財	民話・伝説	
66	宇佐神社祭礼	警固屋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
67	音戸の舟唄	音戸	無形文化財	民謡	市
68	音戸清盛祭	音戸	無形文化財	祭礼・行事	市
69	八幡山神社例大祭	音戸	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
70	厳島神社管絃祭御座船	倉橋	有形の民俗文化財		市
71	八十八ヶ所巡礼	倉橋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
72	桂濱神社大祭	倉橋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
73	室尾新宮社大祭	倉橋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
74	ハ劔神社例大祭	倉橋	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
75	亀ヶ首遺跡	倉橋	記念物（遺跡）	祭祀遺跡	
76	十七夜祭	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
77	森之奥厳島神社例大祭（鬼の棒舞祭り）	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
78	三汁十五菜	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
79	塩づくり（姫ひじきの塩）	下蒲刈	無形の民俗文化財	郷土食	
80	梅崎神社祭礼	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
81	渡郷八幡神社祭礼	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
82	住吉神社春祭り	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
83	春日神社秋祭り	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
84	遍路装束	蒲刈	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財	市
85	盃状穴	蒲刈	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財	市
86	日高神社例祭・神輿渡御式	蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
87	春日神社秋の大祭	蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
88	モミヒキ唄	蒲刈	無形の民俗文化財	民謡・唄	
89	産育	蒲刈	無形の民俗文化財	行事・慣習	
90	弓射り祭り	豊浜	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
91	室原神社例大祭・胡神社祭	豊浜	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
92	十七夜明神祭り	豊浜	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
93	えびす神社祭り	豊浜	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
94	内浦祭り	豊浜	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
95	初祭百手神事（大長弓祭り）	豊	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
96	宇津神社秋季例大祭（大長櫓祭り）	豊	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
97	御手洗櫓祭り	豊	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
98	おはぐろ伝説	豊	無形の民俗文化財	民話・伝説	
99	菅公御手洗の井戸伝説	豊	無形の民俗文化財	民話・伝説	
100	呉のとんど	全域	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
101	呉の盆踊り	全域	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
102	ヤブ	全域	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
103	味噌づくり	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
104	酒づくり	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
105	醤油づくり	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
106	細うどん	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
107	肉じゃが	全域	無形の民俗文化財	郷土食	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
108	海軍カレーと海自カレー	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
109	いが餅	全域	無形の民俗文化財	郷土食	
110	牡蠣養殖	全域	無形の民俗文化財	生業	
111	ちりめん漁	全域	無形の民俗文化財	生業	
112	柑橘栽培	全域	無形の民俗文化財	生業	



構成文化財の分布

(3) 関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
各伝統行事等の実施団体・保存会		各伝統行事等の継承・団体の運営
呉秋祭り文化普及実行委員会（ヤブ女）		ヤブを中心とする市内の祭り文化の調査、普及啓発
一般社団法人まめな（久比歴史民俗学科）	豊	郷土の民俗文化の調査、普及啓発
広島県歴史民俗資料館		民俗資料を活用したワークショップの実施
民俗資料を収蔵する市内小学校等		民俗資料を活用した郷土学習の実施

(4) 現状と課題

- 構成文化財群の多くが祭りや習俗などの未指定かつ無形の文化財であり、これまで積極的な悉皆調査が実施されていないため、正確な継承の状況が把握できていません。
- 少子高齢化や過疎化などの影響により、無形の文化財に関する継承活動は特に困難な状況となっていますが、保有団体が実施する継承活動に対して積極的な支援を行うことができていません。
- 「ヤブ女」などの市民団体により、地域の特徴的なヤブなどに注目した呉市の魅力に関する情報発信が行われていますが、それらが文化財に関連する取組として位置づけられておらず、十分な連携を取ることができていません。
- 構成文化財の多くが無形の文化財であり、地域住民によって行われるものであることから、市民や調査研究機関が見学する機会が限られており、関連文化財群に対する関心を高めることができていません。
- 地域によって行われる特徴的な祭りなど、観光資源としても注目されるものですが、文化財としての情報発信媒体が限られており、多様な世代や市外の人に向けて関連文化財群の魅力が十分に周知されていません。

(5) 方針と措置

方針 市内全域を対象とした悉皆調査を推進します

各地で行われている祭りなどの伝統行事や食文化などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

→ 事業 D - 1 (1) 市内文化財悉皆調査

方針 無形の文化財の継承のための支援を充実させます

無形文化財及び無形の民俗文化財について、保有団体等による継承者育成を目的とした事業を支援します。

→ 事業 D - 2 (13) 無形の文化財に係る継承者育成事業

方針 市民団体等と連携した活用事業を推進します

文化財と関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。

→ 事業 D - 3 (19) 市民団体等と連携した文化財活用事業

方針 利活用しやすい文化財情報を提供します

文化財に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民や調査研究機関が利活用できるよう広く提供します。

→ 事業 D - 4 (23) 文化財デジタルアーカイブ構築事業

方針 多様な世代や関心度に対応した情報発信を行います

広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など、文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。

→ 事業 D - 5 (24) 情報発信媒体の拡充

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
D-1 (1)	★	市内文化財悉皆調査	各地で行われている祭りなどの伝統行事や食文化などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎				
D-2 (13)	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、保有団体等による継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○	→			
D-3 (19)	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	文化財と関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎				
D-4 (23)		文化財デジタルアーカイブ構築事業	文化財に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民や調査研究機関が利活用できるよう広く提供します。	○	○	○	◎	→			
D-5 (24)		情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など、文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。				◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

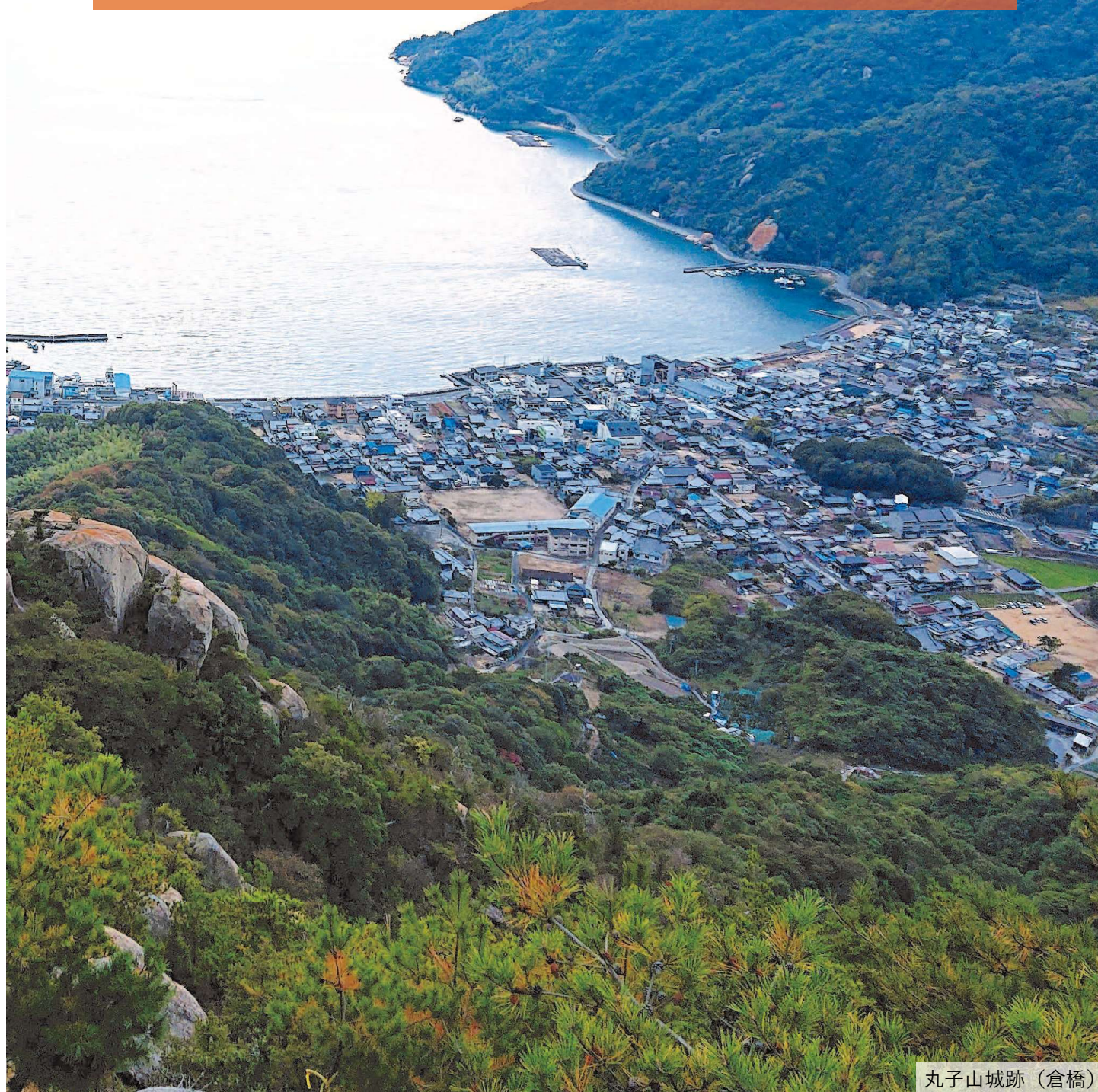
[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点

古代より瀬戸内海海上交通の要衝であった芸予諸島は、中世には、海域を勢力基盤とする海の領主たちが権力を持つようになりました。呉・能美・蒲刈を本拠とする海賊は、「三ヶ島衆」と呼ばれ、大内氏直属の海賊として、各地で転戦しました。

大内氏にとっての瀬戸内西部の制海権の確保は、九州・四国へ渡海攻略する際、さらには瀬戸内海を経由し、上洛するためにも、きわめて重要な役割を果たします。海に面して築かれた山城跡や墓所など、海賊衆の拠点であったことを現在に伝える文化財をみることができます。



丸子山城跡（倉橋）

(1) ストーリー

伊予衆の北上と三ヶ島衆の形成

鎌倉後期、呉をはじめ芸南沿岸島しょ部の諸荘園では、在来の小領主層が、伊予衆と結んで現地支配権を握ろうとする動きが盛んになります。鎌倉幕府倒壊の混乱のなかで、伊予国周敷郡北条郷地頭であった多賀谷氏も、蒲刈・倉橋を支配下におきますが、観応2（1351）年には、忽那衆ら南朝方海賊勢力によって蒲刈島が没収されるなど混乱が続きます。

一方、貞治2（1363）年、安芸国東^{とうきいじょう}西条の領国化に成功した大内氏は、海路、周防と西条との連絡路を確保する必要がありました。応安元（1368）年、大内氏は、伊予への帰還を目指していた河野氏を援助する代償として、占拠していた地域を割譲させ、河野氏によって伊予から放逐された野間・多賀谷・山本らを被官として受け入れました。

呉保とその近隣地域には、山本氏、檜垣氏、警固屋氏らによる「呉衆」という小領主連合が形成されます。



丸子山城跡（倉橋）



堀城跡（警固屋）

戦国の争乱と呉衆の活躍

1370年代までには、室町・戦国期の芸南沿岸島しょ部の勢力配置図はほぼ確定し、呉衆・多賀谷氏・能美氏は「三ヶ島衆」と呼ばれ、大内水軍の中核として活躍しました。

丸子山城は倉橋多賀谷氏が、丸屋城は蒲刈多賀谷氏の築いた水軍城です。その他にも、和庄杉迫城〔山本氏〕（中央）、竜王山城〔檜垣氏〕（阿賀）、堀城〔警固屋氏〕（警固屋）、吉浦堀城〔野間氏〕（吉浦）、掃部城〔野間氏〕（昭和）、洗足要害（中央）などの城跡が残っています。

呉衆の解体と小早川氏領国下の呉

呉衆及び野間氏が毛利氏から離反することによって、呉地方の大半は小早川隆景の領地となり、小早川氏の家臣に給与されました。野間氏の勢力下にあった天応地区には、毛利氏に滅ぼされた野間隆則氏の墓や切腹して果てたとされる腹切岩の伝説が残されています。



洗足要害（中央）

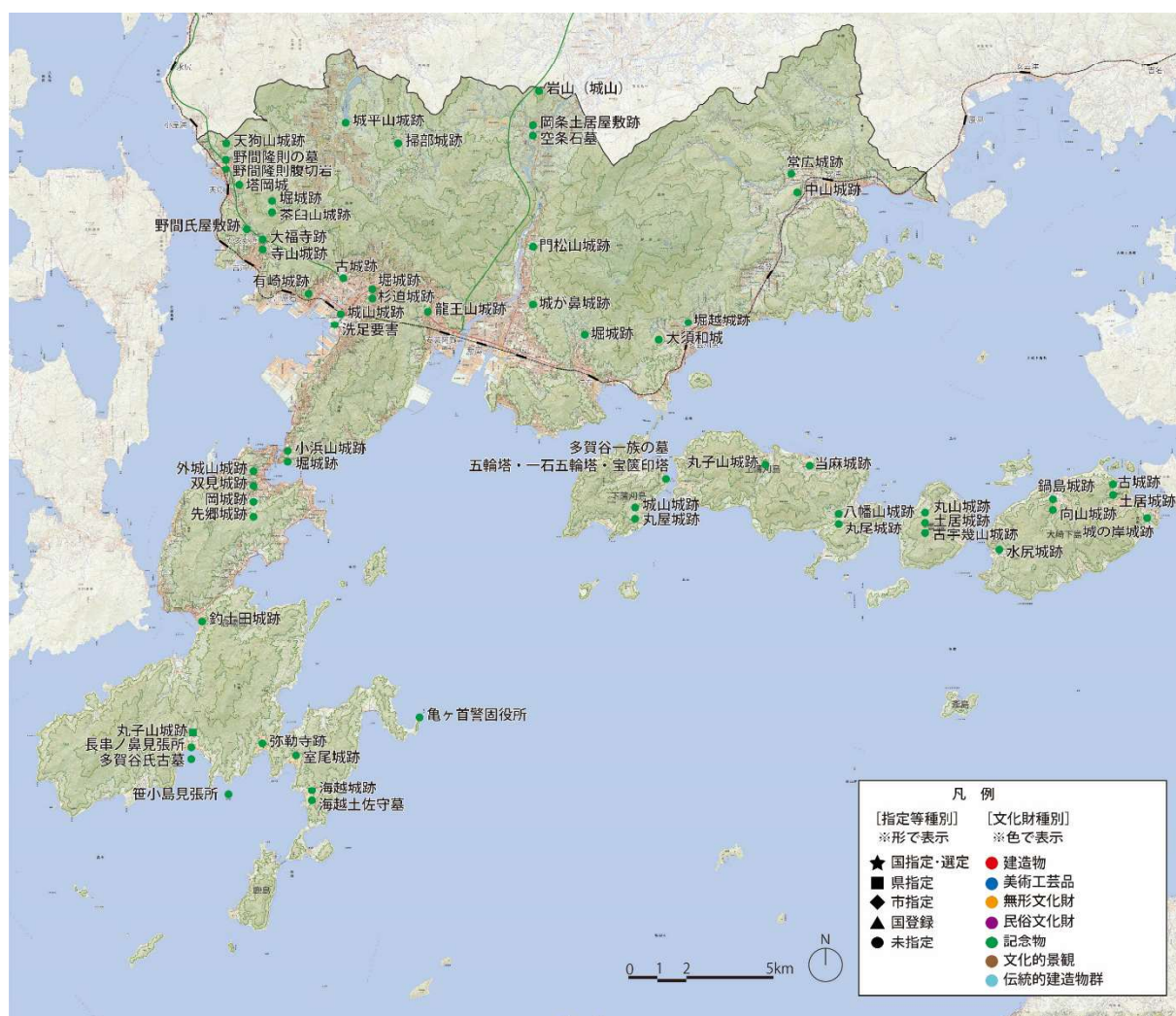
旧呉衆の生き残りなどは小早川水軍の一部に編制された一方で、「三ヶ島衆」は陶方の白井賢胤指揮下で活動し、各地を転戦します。弘治元（1555）年、倉橋多賀谷氏を支援しようと白井水軍は倉橋島で小早川軍と戦いますが、大敗し滅亡しました。倉橋多賀谷氏の菩提寺である西蓮寺には、多賀谷興頼らの墓が残されています。

(2) 構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	有崎城跡	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
2	古城跡	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
3	堀城跡	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
4	杉迫城跡	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
5	城山城跡	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
6	洗足要害	中央	記念物（遺跡）	城館跡	
7	野間氏屋敷跡	吉浦	記念物（遺跡）	城館跡	
8	大福寺跡	吉浦	記念物（遺跡）	寺院跡	
9	堀城跡	吉浦	記念物（遺跡）	城館跡	
10	茶臼山城跡	吉浦	記念物（遺跡）	城館跡	
11	寺山城跡	吉浦	記念物（遺跡）	城館跡	
12	塔岡城跡	天応	記念物（遺跡）	城館跡	
13	天狗山城跡	天応	記念物（遺跡）	城館跡	
14	野間隆則の墓	天応	記念物（遺跡）	墓	
15	野間隆則腹切岩	天応	記念物（名勝地）	伝承地	
16	城平山城跡	昭和	記念物（遺跡）	城館跡	
17	掃部城跡	昭和	記念物（遺跡）	城館跡	
18	岩山（城山）	郷原	記念物（名勝地）	山	市
19	岡条土居屋敷跡	郷原	記念物（遺跡）	城館跡	
20	空条石墓	郷原	記念物（遺跡）	墓	
21	城が鼻城跡	広	記念物（遺跡）	城館跡	
22	門松山城跡	広	記念物（遺跡）	城館跡	
23	龍王山城跡	阿賀	記念物（遺跡）	城館跡	
24	堀城跡	仁方	記念物（遺跡）	城館跡	
25	大須和城	川尻	記念物（遺跡）	城館跡	市
26	堀越城跡	川尻	記念物（遺跡）	城館跡	
27	常広城跡	安浦	記念物（遺跡）	城館跡	
28	中山城跡	安浦	記念物（遺跡）	城館跡	
29	小浜山城跡	警固屋	記念物（遺跡）	城館跡	
30	堀城跡	警固屋	記念物（遺跡）	城館跡	
31	外城山城跡	音戸	記念物（遺跡）	城館跡	
32	双見城跡	音戸	記念物（遺跡）	城館跡	
33	岡城跡	音戸	記念物（遺跡）	城館跡	
34	先郷城跡	音戸	記念物（遺跡）	城館跡	
35	丸子山城跡	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	県
36	弥勒寺跡	倉橋	記念物（遺跡）	寺院跡	
37	釣士田城跡	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	
38	長串ノ鼻見張所	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	
39	笹小島見張所	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	
40	室尾城跡	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	
41	海越城跡	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	
42	多賀谷氏古墓	倉橋	記念物（遺跡）	墓	
43	亀ヶ首警固役所	倉橋	記念物（遺跡）	城館跡	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
44	海越土佐守墓	倉橋	記念物（遺跡）	墓地	
45	多賀谷一族の墓 五輪塔・一石五輪塔・宝篋印塔	下蒲刈	記念物（遺跡）	石造物	
46	城山城跡	下蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
47	丸屋城跡	下蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
48	丸子山城跡	蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
49	当麻城跡	蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
50	八幡山城跡	蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
51	丸尾城跡	蒲刈	記念物（遺跡）	城館跡	
52	丸山城跡	豊浜	記念物（遺跡）	城館跡	
53	土居城跡	豊浜	記念物（遺跡）	城館跡	
54	古宇幾山城跡	豊浜	記念物（遺跡）	城館跡	
55	水尻城跡	豊浜	記念物（遺跡）	城館跡	
56	鍋島城跡	豊	記念物（遺跡）	城館跡	
57	向山城跡	豊	記念物（遺跡）	城館跡	
58	古城跡	豊	記念物（遺跡）	城館跡	
59	土居城跡	豊	記念物（遺跡）	城館跡	
60	城の岸城跡	豊	記念物（遺跡）	城館跡	



構成文化財の分布

(3) 関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
広郷土史研究会	広	広地区における郷土史研究
くらはし観光ボランティアガイドの会	倉橋	倉橋地区における多賀谷氏（丸子山城）を中心とする中世倉橋の普及啓発
広島県自然保護課		山城を含む中国自然歩道の活用

(4) 現状と課題

- 山城等の中世遺跡から出土した考古資料が、歴史民俗資料館やその他の収蔵施設に分散して収蔵されていますが、台帳整備ができておらず、特徴的な資料の把握や保存・活用を検討するための基礎資料がありません。
- 市史・町史誌においては各地域の遺跡や出土遺物の紹介に留まっており、市域を拠点として活動した海賊衆に関連する山城等の中世遺跡や当時の考古資料の価値づけといった調査研究が行われていません。
- 「広島県中世城館遺跡総合調査報告書」において、県域を対象とする悉皆調査が実施されていますが、蒲刈多賀谷氏の居城であったとされる丸屋城跡などの重要遺跡が抽出されておらず、積極的な測量調査や詳細な遺構調査が実施されていません。
- 市内の山城等の遺跡や出土遺物に関する情報が集約されていないため、関連文化財群の魅力が十分に周知されていません。
- 地域住民や子どもたちが、地域から見つかった遺跡や出土遺物に触れる機会が限られており、関連文化財群に対する関心を高めることができていません。

(5) 方針と措置

方針 市内の収蔵資料を把握し、台帳を整備します

過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。

→ 事業 E-1 (2) 市内収蔵資料の台帳整備

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。

→ 事業 E-2 (3) 関連文化財群調査研究支援事業

方針 個別の文化財に関する詳細調査を実施します

現存する中世遺構について指定等の検討や指定後の再評価のため詳細調査を実施します。

→ 事業 E-3 (4) 詳細文化財調査

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→事業 E-4 (21) 文化財情報の集約化事業

方針 学校や地域に対する普及啓発を充実させます

調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。

→事業 E-5 (22) 学校や地域における普及啓発事業

措置の一覧

事業番号	重点措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機関 研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
E-1 (2)		市内収蔵資料の台帳整備	過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。		○	○	◎				
E-2 (3)	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎				
E-3 (4)		詳細文化財調査	現存する中世遺構について指定等の検討や指定後の再評価のための詳細調査を実施します。	○	○	◎	◎				
E-4 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
E-5 (22)	★	学校や地域における普及啓発事業	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、 ：日常的に実施する事業、 ：期間を定めて実施する事業

海の往来とともに栄えた産業と町並み

呉市域に含まれる海域は、古代から瀬戸内海の重要な航路でした。倉橋では遣新羅使が停泊した時の歌が万葉集にも載っています。倉橋島の東端に位置する亀ヶ首では和同開珎の枝銭が出土し、航海安全を祈願してお供えをしたものと考えられます。

音戸瀬戸は、平清盛によって開削されたと地元では伝えられています。警固屋は、平清盛が音戸瀬戸を通過する見張り小屋を設置されたことが地名の由来となったともいわれています。また音戸には広島県史跡である伝清盛塚が残されているほか、音戸清盛祭りが開催されるなど地域の歴史として現在まで継承されています。

近世には、中世までの陸に沿った「地乗り」航路に対して、木綿帆により帆走能力が高まり、瀬戸内海の中央部の最短距離を行く「沖乗り」航路が利用され、瀬戸内海の航路の往来はより活性化します。三之瀬は広島藩に海駅として指定され、朝鮮通信使も訪れました。御手洗は潮待ち・風待ちの港として、北前船の寄港地となった近代にかけて発展しました。

これらの地区には、航路であったことを現在に伝える文化財が多く所在しています。

港町としての発展は、町並みの形成、産業の発展をもたらしました。倉橋の造船などの伝統的技術は現在の造船産業へとつながっています。また、製網などの漁業に関連する産業、柑橘類の栽培、酒造りなどが地場産業として根付きました。

(1) ストーリー

地場産業と共に栄えた町並み

倉橋島周辺は、古代から瀬戸内海の重要な航路であり、港町での交流を通して各地で地場産業が発展しました。

木造船建造が伝統的な産業として発展し、江戸時代に隆盛を極めました。倉橋地区では、江戸時代以降、厳島神社管弦祭の御座船（倉橋）が建造され奉納されてきました。桂浜乾式ドック跡（倉橋）は18世紀中頃に入江を改修して建造されたものであり、日本最古の乾式船渠といわれています。

沿岸部では、牡蠣の養殖や製網業、島しょ部を中心として柑橘類の栽培などが発達しました。



厳島神社管弦祭御座船（倉橋）



宮ノ浜採石場（倉橋）

潮待ち・風待ちの港町

下蒲刈地区の三之瀬は、江戸時代に、広島藩藩主である福島正則により本陣、番所、茶屋を備えた海駅に指定されました。近世に整備された福島雁木・対馬雁木（下蒲刈）が現在も残っています。朝鮮通信使が寄港した様子は、地域で行われている朝鮮通信使再現行列（下蒲刈）で再現されています。また、瀬戸内海を航行する船団の様子は、朝鮮人來朝覚備前御馳走船行烈図（下蒲刈）から伺うことができます。



三之瀬の町並み（下蒲刈）

豊地区の御手洗は、沖乗り航路の発達とともに、潮待ち・風待ちの港として栄えました。北前船の寄港地となるなど、近代にかけて発展し、往時の町並みが現在も残っています。江戸時代の茶屋や豪商などの地域の繁栄を伝える建物が残っています。元文4（1739）年の本殿、明和元（1764）年の拝殿が残る恵美須神社（豊）は、航海の安全とともに地域の繁栄を願い、正面に船の乗降場として雁木が整備されました。



御手洗の町並み（豊）

倉橋島では現在の音戸地区が、地乗り航路により発達しました。芸州隠渡瀬戸細見図には当時の町並みの姿が描かれており、現在も歴史的な町並みが残っています。倉橋地区の鹿老渡は、沖乗り航路の発達とともに、潮待ち・風待ちの港として発展しました。朝鮮通信使も宿泊したと伝えられており、当時の町割りとは本陣としても使用された建物が残っています。



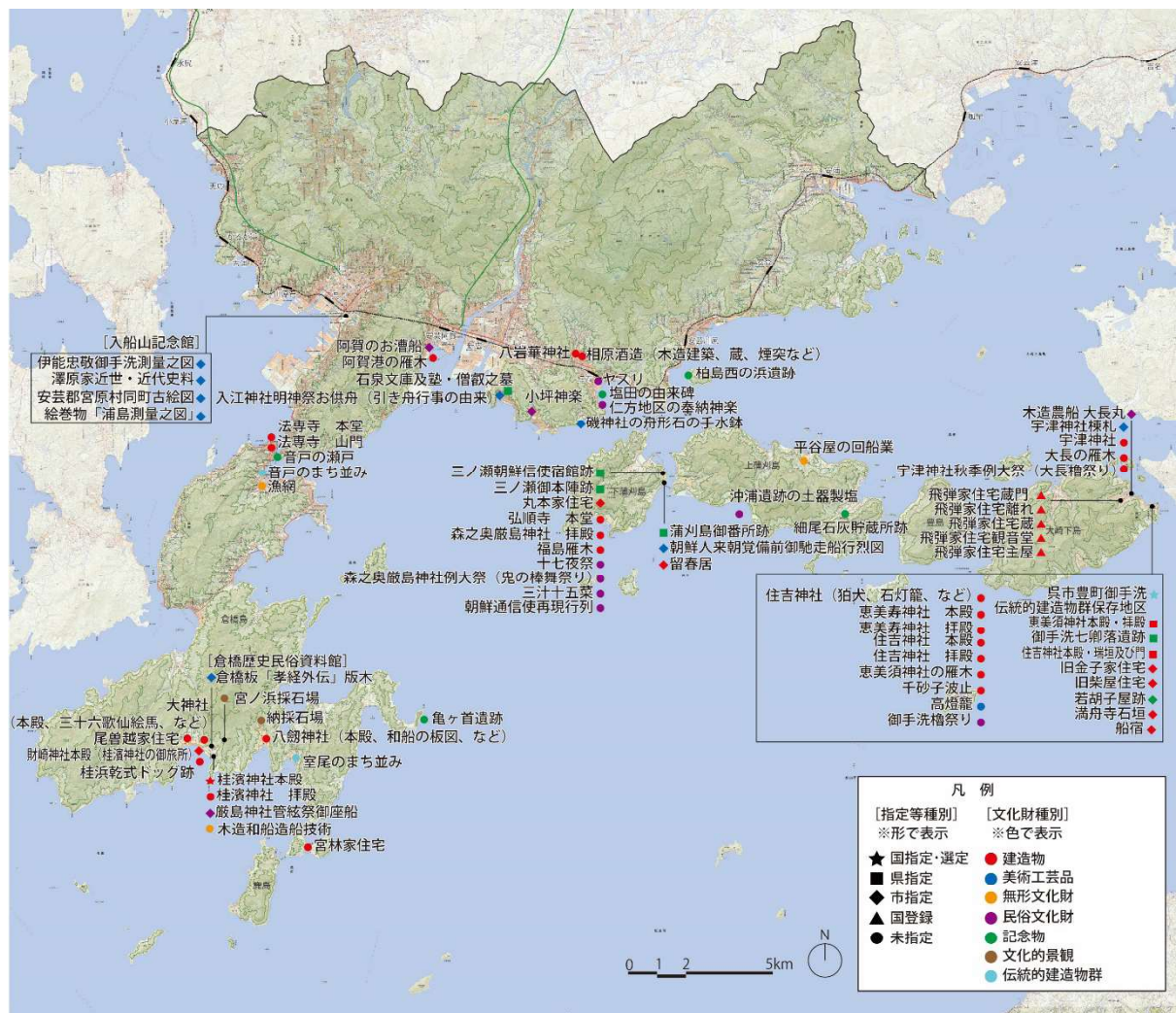
音戸の町並み（音戸）

(2) 構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	伊能忠敬御手洗測量之図	中央	有形文化財(美術工芸品)	歴史資料	市
2	澤原家近世・近代史料	中央	有形文化財(美術工芸品)	歴史資料	市
3	安芸郡宮原村同町古絵図	中央	有形文化財(美術工芸品)	歴史資料	市
4	絵巻物「浦島測量之図」	中央	有形文化財(美術工芸品)	歴史資料	市
5	石泉文庫及塾・僧叡之墓	広	記念物(遺跡)	街道跡・施設跡	県
6	入江神社明神祭お供舟(引き舟行事の由来)	広	有形文化財(美術工芸品)	工芸品	市
7	小坪神楽	広	無形の民俗文化財	祭礼・行事	市
8	阿賀のお漕船	阿賀	無形文化財	伝統技術	市
9	阿賀港の雁木	阿賀	有形文化財(建造物)	土木構造物	
10	磯神社の舟形石の手水鉢	仁方	有形文化財(美術工芸品)	工芸品	市
11	八岩華神社	仁方	有形文化財(建造物)	神社	
12	相原酒造(木造建築、蔵、煙突など)	仁方	有形文化財(建造物)	近代建築物	
13	ヤスリ	仁方	無形文化財	技術(工業など)	
14	仁方地区の奉納神楽	仁方	無形の民俗文化財	祭礼行事	
15	塩田の由来碑	仁方	記念物(遺跡)	記念碑	
16	法専寺 本堂	音戸	有形文化財(建造物)	寺院	
17	法専寺 山門	音戸	有形文化財(建造物)	寺院	
18	漁網	音戸・阿賀・広	無形文化財	技術(工業など)	
19	音戸の町並み	音戸	歴史的建造物群	町並み	
20	桂濱神社本殿	倉橋	有形文化財(建造物)	神社	国
21	財崎神社本殿(桂濱神社の御旅所)	倉橋	有形文化財(建造物)	神社	市
22	大神社(本殿、三十六歌仙絵馬など)	倉橋	有形文化財(建造物)	神社	
23	八劔神社(本殿、和船の板図など)	倉橋	有形文化財(建造物)	神社	
24	桂濱神社 拝殿	倉橋	有形文化財(建造物)	神社	
25	宮林家住宅	倉橋	有形文化財(建造物)	住宅等	
26	尾曾越家住宅	倉橋	有形文化財(建造物)	住宅等	
27	桂浜乾式ドック跡	倉橋	有形文化財(建造物)	土木構造物	
28	倉橋板「孝経外伝」版木	倉橋	有形文化財(美術工芸品)	工芸品	市
29	厳島神社管絃祭御座船	倉橋	有形の民俗文化財		市
30	木造和船造船技術	倉橋	無形文化財	伝統技術	
31	亀ヶ首遺跡	倉橋	記念物(遺跡)	祭祀遺跡	
32	宮ノ浜採石場	倉橋	文化的景観	採石場	
33	納採石場	倉橋	文化的景観	採石場	
34	室尾の町並み	倉橋	歴史的建造物群	町並み	
35	三ノ瀬朝鮮信使宿館跡	下蒲刈	記念物(遺跡)	街道跡・施設跡	県
36	三ノ瀬御本陣跡	下蒲刈	記念物(遺跡)	街道跡・施設跡	県
37	蒲刈島御番所跡	下蒲刈	記念物(遺跡)	街道跡・施設跡	県
38	留春居	下蒲刈	有形文化財(建造物)	住宅等	市
39	丸本家住宅	下蒲刈	有形文化財(建造物)	住宅等	市
40	朝鮮人來朝覚備前御馳走船行烈図	下蒲刈	有形文化財(美術工芸品)	絵画	市
41	弘順寺 本堂	下蒲刈	有形文化財(建造物)	寺院	
42	森之奥厳島神社 拝殿	下蒲刈	有形文化財(建造物)	神社	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
43	福島雁木・対馬雁木	下蒲刈	有形文化財（建造物）	土木構造物	
44	十七夜祭（森之奥厳島神社）	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
45	森之奥厳島神社例大祭（鬼の棒舞祭り）	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
46	三汁十五菜	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
47	朝鮮通信使再現行列	下蒲刈	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
48	細尾石灰貯蔵所跡	蒲刈	有形文化財（建造物）	近代建築物	
49	平谷屋の回船業	蒲刈	無形の民俗文化財	生業	
50	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	豊	伝統的建造物群	町並み	国
51	飛弾家住宅蔵門	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	国登録
52	飛弾家住宅離れ	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	国登録
53	飛弾家住宅蔵	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	国登録
54	飛弾家住宅観音堂	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	国登録
55	飛弾家住宅主屋	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	国登録
56	住吉神社本殿・瑞垣及び門	豊	有形文化財（建造物）	神社	県
57	恵美須神社本殿・拝殿	豊	有形文化財（建造物）	神社	県
58	御手洗七卿落遺跡	豊	記念物（遺跡）	屋敷跡	県
59	若胡子屋跡	豊	記念物（遺跡）	建造物	県
60	宇津神社棟札	豊	有形文化財（美術工芸品）	工芸品	市
61	旧金子家住宅	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	市
62	満舟寺石垣	豊	有形文化財（建造物）	石垣	市
63	船宿	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	市
64	旧柴屋住宅	豊	有形文化財（建造物）	住宅等	市
65	木造農船 大長丸	豊	有形の民俗文化財	船舶	市
66	宇津神社	豊	有形文化財（建造物）	神社	
67	住吉神社（狛犬、石灯籠、など）	豊	有形文化財（建造物）	神社	
68	住吉神社 拝殿	豊	有形文化財（建造物）	神社	
69	大長の雁木	豊	有形文化財（建造物）	土木構造物	
70	恵美須神社の雁木	豊	有形文化財（建造物）	土木構造物	
71	千砂子波止	豊	有形文化財（建造物）	土木構造物	
72	高燈籠	豊	有形文化財（美術工芸品）	石造物	
73	宇津神社秋季例大祭（大長櫓祭り）	豊	無形の民俗文化財	祭礼・行事	
74	御手洗櫓祭り	豊	無形の民俗文化財	祭礼・行事	



構成文化財の分布

（３）関連する主な取組など

団体名	主な地区等	活動内容
下蒲刈観光ガイドの会	下蒲刈	三之瀬地区を中心とする観光ガイドの実施
公益財団法人蘭島文化振興財団	下蒲刈	松濤園を中心とする三之瀬地区の歴史文化の調査研究・普及啓発
御手洗観光ガイドの会	豊	御手洗地区を中心とする観光ガイドの実施
重伝建を考える会	豊	伝建地区における保存・活用事業の実施
くらはし観光ボランティアガイドの会	倉橋	倉橋地区を中心とする観光ガイドの実施
一般財団法人倉橋まちづくり公社	倉橋	倉橋歴史民俗資料館、長門の造船歴史館の運営
音戸清盛祭保存会	音戸	清盛伝説に係る大名行列祭りの継承

（４）現状と課題

- 音戸地区引地や倉橋地区室尾など、近世～近代の発展を示す歴史的建造物が数多く残されていますが、豊地区御手洗を除いて詳細な町並み調査が実施されていません。
- 倉橋地区本浦で発展した造船業や採石業、豊地区大長で発展した柑橘栽培など、各地域の特徴的な産業や町並みの発展に関する調査研究が十分に行われていません。

- 豊地区御手洗や下蒲刈地区三之瀬など、歴史的な町並みがイベントやクルージングツアーなどの観光資源として積極的に活用されていますが、活用を促進するための周辺環境の整備が十分に行われていません。
- 所有者・管理者が保存・活用を検討している未指定の歴史的建造物について、所有者・管理者の意向を十分に把握できておらず、必要な支援が行われていません。
- 近世～近代の発展を示す各地の産業や町並みに関する情報が集約されていないため、関連文化財群の魅力が十分に周知されていません。
- 地域に残る歴史的な町並みなど、観光資源としても注目されるものですが、文化財としての情報発信媒体が限られており、多様な世代や市外の人に向けた十分な情報発信ができていません。

(5) 方針と措置

方針 市内全域を対象とした悉皆調査を推進します

音戸地区や倉橋地区などの未把握の地域の歴史的建造物や町並みについて、悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

→事業 F - 1 (1) 市内文化財悉皆調査

方針 歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究を推進します

関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。

→事業 F - 2 (3) 関連文化財群調査研究支援事業

方針 文化財を活用しやすい環境を整えます

御手洗伝統的建造物群保存地区における無電柱化事業や文化財の美装化・多言語化事業を実施します。

→事業 F - 3 (15) 文化財環境整備事業

方針 歴史的建造物の活用を支援します

歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手続を支援します。

→事業 F - 4 (16) 国登録有形文化財推進事業

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→事業 F - 5 (21) 文化財情報の集約化事業

方針 多様な世代や関心度に対応した情報発信を行います

広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。

→事業 F - 6 (24) 情報発信媒体の拡充

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
F-1 (1)	★	市内文化財悉皆調査	音戸地区や倉橋地区などの未把握の地域の歴史的建造物や町並みについて、悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎				
F-2 (3)	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎				
F-3 (15)		文化財環境整備事業	御手洗伝統的建造物群保存地区における無電柱化事業や文化財の活用を推進するための美装化・多言語化事業を実施します。				◎				
F-4 (16)		国登録有形文化財推進事業	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手続を支援します。		◎	○	◎				
F-5 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				
F-6 (24)		情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財の情報発信をしていく媒体の拡充を図ります。				◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾

呉市域の村々は、近世以降、次第に漁業やその他の産業を中心として経済的发展を遂げました。

特に現在の幸町の一帯は呉町と呼ばれ、製網生産と鰯漁を中心とする漁業によって発展しました。交易の場であったことより、外村からは「呉市」と呼ばれていました。澤原家は大規模な庄屋であり、現在、住宅および史料が文化財として指定されています。また、村々の人々の暮らしに関わる寺院や祭礼は、現在まで続く歴史文化となっています。

明治22年、呉鎮守府が開庁し、呉港は軍港として整備が進められます。日本最大の海軍工廠が設置され、市街地が急速に発展しました。また、本庄水源地の築造等による水道整備も行われ、近代化が進み、現在のまちの基盤が築かれました。海軍施設は、広の航空廠関連施設や倉橋の亀ヶ首発射場など、広く市域に設置されました。

終戦により海軍は解体されますが、海軍の熟練した技術者が活躍し、海軍工廠の施設も引き継がれます。海軍が育んだ技術を継承し、造船、鉄鋼や機械金属を中心とする平和産業港湾都市として復興した呉市は、現在も“ものづくりのまち”として発展しています。



旧呉鎮守府庁舎（海上自衛隊呉地方總監部第一庁舎）（中央）

(1) ストーリー

近世の呉浦から軍港都市への変貌

江戸時代、宮原・庄山田・和庄の3つの村を合わせて「呉浦」と呼ばれ、漁業とともに交流の中心となりました。安芸郡宮原村古絵図（中央）には、村高、戸数、人口、家畜、船舶数、産物などが記入されており、当時の様子を知ることができます。庄山田村は、長ノ木街道（中央・昭和）により広島につながる拠点であり、庄屋であった旧澤原家住宅（中央）や文書があります。なお、呉鎮守府の開庁とこれに伴う市街地の形成は、それまでの農業と漁業に中心をおいた呉浦の様相を一変させました。

呉湾一帯を中心に呉海軍工廠が設置され、東洋一と呼ばれるほどの設備を誇りました。また広地区にも、呉海軍工廠広支廠が開設され、後に航空機部が第11海軍航空廠として独立しました。

また、交通施設、電気・水道等のインフラ、医療機関といった都市構造の基盤が形成され、日本の近代化を象徴する鎮守府のまちへと変貌しました。明治22（1889）年、広島県で最も早く呉鎮守府水道が開通し、呉鎮守府の水道の貯水池として大正7（1918）年に完成した本庄水源地堰堤水道施設（昭和）は、現在も利用されています。



旧呉鎮守府庁舎（海自呉地方
総監部第一庁舎）（中央）



本庄水源地堰堤水道施設（昭和）



昭和町のレンガ倉庫群（中央）

海軍と共に激動する呉の人々の営み

呉鎮守府が開庁したことを契機に、都市構造の基盤の整備のみならず、先端技術をもった技術者が集まりました。イギリス、フランス、アメリカなど先進国から艦艇や兵器を購入するとともに、同国からの技術教育者が派遣され、同国への大学・高等工業学校出身の技術者はもとより、優秀な職員の留学や出張により技術の習得が進むこととなります。そのように海外からもたらされた先進的な技術を一般的な職員へと広げるため、工廠内に職工教育機関（職工教習所、技手養成所）が設立されることとなり、海軍技手養成所跡の碑（中央）が残されています。

こうした流れの中で、職員の待遇改善や勤続年数の増加や職員の定住化により、呉市域の人口は急速に増加しました。呉鎮守府が開庁した明治22（1889）年に約2万人だった呉市域の人口は、昭和18（1943）年には約40万人を記録しました。そのため、平地だけでは住宅の確保が間に合わず、山腹に宅地造成が進められ、今日の両城の階段住宅（中央）に見られるような景観が形成されることとなりました。

また、村落から都市へと急速に変貌を遂げた呉には、商売で成功を夢見る人たちが全国

から集まり、次第にまちの賑わいが増していくこととなります。明治 40（1907）年までに中央勸商場を始めとして 8 箇所の勸商場が開設され、商業の近代化が進みました。また、海外への留学や出張からの帰国者がもたらした万年筆は、その後呉市を代表する産業となり、パンやコーヒーなども広く市民に浸透し、独特の洋風文化を形成しました。

さらに、呉鎮守府の開庁によって呉のまちには、呉海軍病院や呉海軍工廠職工共済会病院、海軍共済組合広病院など数多くの病院の設置をもたらし、現在の充実した医療機関の礎が築られました。

現在に引き継がれている近代の礎

度重なる空襲や昭和 20（1945）年の枕崎台風により大きな被害を受けた呉市は、進駐軍の撤退やGHQによる財政引き締めにより不況が進み、昭和 25（1950）年には失業者が 1 万人を超える状態になりました。こうした苦境を打開する方策として、呉・横須賀・佐世保・舞鶴の旧軍港四市の協力により「旧軍港市転換法」が公布されます。



旧海軍工廠造船船渠大屋根（中央）

旧呉海軍工廠跡に、日亜製鋼、淀川製鋼所、日立製作所などが進出し、第 11 海軍航空廠跡には東洋パルプや広造機、寿工業などが進出しました。

呉に進出した多くの企業は、海軍工廠時代に培った高度な技術や施設を活用し、造船を始めボイラーやタービンなどの製造、製鋼や鋳物など様々な分野で活躍し、呉の復興に大きく貢献しました。

（2）構成する文化財

構成文化財の一覧

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
1	旧澤原家住宅	中央	有形文化財（建造物）	住宅	国
2	旧呉鎮守府司令長官官舎	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	国
3	呉市上下水道局平原浄水場低区配水池	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	国登録
4	呉市上下水道局二河水源地取入口	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	国登録
5	呉市入船山記念館休憩所（旧東郷家住宅離れ）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	国登録
6	呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	国登録
7	旧呉海軍工廠塔時計	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	市
8	入船山及び旧長官官舎	中央	記念物（遺跡）	史跡	市
9	旧桜松館（海上自衛隊呉音楽隊庁舎）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
10	(株)ダイクレ呉第二工場亜鉛メッキ工場（旧呉海軍造兵廠第九工場）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	日本遺産
11	(株)IHI 呉総合事務所本館（旧呉海軍工廠造機部庁舎・製図工場）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
12	(株)IHI 呉総合事務所別館（呉史料館）（旧呉海軍工廠造船部庁舎・製図工場）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
13	ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所溶接工場(旧呉海軍造船廠鑄造工場)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
14	(株)IHI 呉第二工場東工場(旧呉鎮守府造船部鍊鉄場)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
15	(株)IHI 呉第二工場第八工場	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
16	ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所 呉第一工場上屋	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
17	(株)淀川製鋼所 呉第二工場 M 3	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
18	(株)淀川製鋼所 呉第二工場 M 2	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
19	オカモト産業(株)(旧呉海軍工廠電気部発電工場)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
20	三菱重工業(株) 呉第二工場	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
21	三菱重工業(株) 呉第二工場内の主砲塔組立ピット	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
22	呉貿倉庫運輸(株) 2号倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
23	呉貿倉庫運輸(株) 3号倉庫(旧呉海軍造兵廠製品置場・大砲庫・魚形水雷調整室)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
24	呉貿倉庫運輸(株) 4号倉庫(旧呉海軍造兵廠予備隊兵器庫・預兵器庫)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
25	呉貿倉庫運輸(株) 5号倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
26	呉貿倉庫運輸(株) 8号倉庫(旧呉海軍造兵廠水雷庫)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
27	呉貿倉庫運輸(株) 10号倉庫(旧呉海軍造兵廠弾丸庫他)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
28	海上自衛隊 呉教育隊史料館(旧呉海軍呉海兵団第一(乙)兵舎跡 モニュメント)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
29	海上自衛隊 呉地方総監部第一庁舎	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
30	海上自衛隊 呉補給所庁舎	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
31	海上自衛隊 呉地方警務隊本部庁舎	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
32	海上自衛隊 呉教育隊倉庫(旧呉海軍呉海兵団武器庫)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
33	海上自衛隊 呉教育隊用具庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
34	海上自衛隊 呉補給所衛生資材庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
35	海上自衛隊 呉警備隊倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
36	海上自衛隊 呉調査隊庁舎	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
37	海上自衛隊 呉補給所倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
38	海上自衛隊 呉補給所第一被服倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
39	海上自衛隊 呉補給所第二被服倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
40	海上自衛隊 呉補給所第三被服倉庫	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
41	海上自衛隊 呉補給所洗濯場	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
42	海上自衛隊 呉地方総監部大階段	中央	有形文化財(建造物)	石造物	
43	旧呉鎮守府司令部地下壕	中央	有形文化財(建造物)	土木構造物	
44	青山クラブ(旧呉海軍下士官兵集会所)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
45	海上自衛隊 呉地方総監部通信局舎(旧呉海軍無線電信所)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
46	山内万寿治初代呉海軍工廠長邸旧宅(現・三宅清兵衛氏邸)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	
47	(株)糧配第一精米工場(旧かまぼこ兵舎)	中央	有形文化財(建造物)	近代建築物	

番号	名称	地区	文化財種別	内容	指定等
48	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
49	(株)ダイクレ本社呉工場保全器具室（旧呉海軍航空隊（水上機）格納庫）	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
50	旧魚雷用クレーン	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
51	海軍技手養成所跡	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
52	新栄製砥(株)	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
53	呉海軍工廠第4船渠	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
54	呉軍港全図	中央	有形文化財（建造物）	近代建築物	
55	昭和通4丁目護岸	中央	有形文化財（建造物）	土木構造物	
56	旧水雷発射実験場埠頭のレール跡	中央	有形文化財（建造物）	土木構造物	
57	眼鏡橋	中央	有形文化財（建造物）	土木構造物	
58	入船山公園 多目的広場（旧海軍第一練兵場）	中央	記念物（遺跡）	海軍・戦争跡	
59	海上自衛隊繋船堀（旧呉海軍工廠造船部繋船堀）	中央	記念物（遺跡）	海軍・戦争跡	
60	稜威池之記の碑	中央	記念物（遺跡）	記念碑	
61	呉海軍墓地	中央	記念物（遺跡）	墓所	
62	両城の階段住宅	中央	文化的景観	町並み景観	
63	呉海軍工廠記念塔	宮原	有形文化財（建造物）	石造物	
64	噫戦艦大和之塔	宮原	有形文化財（建造物）	石造物	
65	独立行政法人国立病院機構呉医療センターの石段（旧海軍病院の階段）	宮原	記念物（遺跡）	石造物	
66	造船船渠記念碑	宮原	記念物（遺跡）	記念碑	
67	海上保安大学校煉瓦ホール（旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室）	吉浦	有形文化財（建造物）	近代建築物	市
68	本庄水源地堰堤水道施設	昭和	有形文化財（建造物）	近代建築物	国
69	広海軍工廠・第11海軍航空廠遺構（門柱、地下工場など）	広	有形文化財（建造物）	近代建築物	
70	三木谷医院（旧海軍共済組合広病院）	広	有形文化財（建造物）	近代建築物	
71	広島水力電気(株)井堰・用水路	広	有形文化財（建造物）	近代建築物	
72	広海軍工廠航空機部発動機運転場	広	有形文化財（建造物）	近代建築物	
73	第11海軍航空廠地下工場	広	有形文化財（建造物）	近代建築物	
74	広海軍工廠航空機部滑走台	広	記念物（遺跡）	海軍・戦争跡	
75	大空山砲台跡	阿賀・広	記念物（遺跡）	近代建築物	日本遺産
76	呉芸南病院	阿賀	有形文化財（建造物）	近代建築物	
77	回天海岸地下製造場所	阿賀	有形文化財（建造物）	近代建築物	
78	大入魚雷遠距離発射場跡	阿賀	記念物（遺跡）	海軍・戦争跡	
79	呉市水道局宮原浄水場低区配水池	宮原	有形文化財（建造物）	土木構造物	国登録
80	高島台砲台跡	警固屋	記念物（遺跡）	近代建築物	日本遺産
81	早瀬砲台跡	音戸	有形文化財（建造物）	近代建築物	
82	大向海軍高射砲台跡	倉橋	有形文化財（建造物）	近代建築物	
83	室尾海軍高射砲台跡	倉橋	有形文化財（建造物）	近代建築物	
84	竹ノ浦海軍施設	倉橋	有形文化財（建造物）	近代建築物	
85	亀ヶ首発射場跡	倉橋	記念物（遺跡）	海軍遺構	
86	海上自衛隊吉浦貯油所	吉浦	有形文化財（建造物）	近代建築物	
87	英連邦軍関係資料（英連邦軍新聞、写真、地図、手記、メダルなど）	吉浦	有形文化財（美術工芸品）	歴史資料	
88	烏帽子山防空砲台跡	天応	記念物（遺跡）	近代建築物	

(4) 現状と課題

- 広島県近代化遺産総合調査が実施されていますが、旧呉海軍に関連する戦争遺跡や歴史的建造物、当時稼働していた機械工作物など、近代呉市の発展を物語る文化財について広く把握するための調査が行われていません。
- 構成文化財の多くは未指定文化財のまま残されており、老朽化や開発事業の対象地となるなど消滅の危機に直面していますが、重要な文化財の抽出や詳細調査に基づく保存・活用の検討が行われていません。
- 構成文化財の多くは旧呉海軍に関連するものであることから、呉湾一帯に集中しているものの、交通の利便性や民有地内に位置することなどから、十分に活用されていません。また呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）を核とする一帯の文化財の活用が検討できていません。
- 旧呉海軍に関連する近代化遺産や当時の生活文化などに関する情報が集約されていないため、関連文化財群の魅力が十分に周知されていません。

(5) 方針と措置

方針 市内全域を対象とした悉皆調査を推進します

近代化遺産や戦争遺跡、機械工作物などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

→ 事業 G- 1 (1) 市内文化財悉皆調査

方針 個別の文化財に関する詳細調査を実施します

市内の特徴的な文化財について、指定等の検討や指定後の再評価のための詳細調査を実施します。

→ 事業 G- 2 (4) 文化財詳細調査

方針 文化財を活用しやすい環境を整えます

文化財が集中する呉湾一帯の文化財を活用するための環境整備を行います。

→ 事業 G- 3 (15) 文化財環境整備事業

方針 文化財に関する情報を集約します

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。

→ 事業 G- 4 (21) 文化財情報の集約化事業

措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所管 所有者	調査 機関 研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
G-1 (1)	★	市内文化財悉皆調査	近代化遺産や戦争遺跡、機械工作物などの未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎				
G-2 (4)		詳細文化財調査	市内の特徴的な文化財について、指定等の検討や指定後の再評価のための詳細調査を実施します。	○	○	◎	◎				
G-3 (15)		文化財環境整備事業	文化財が集中する呉湾一帯の文化財を活用するための環境整備を行います。				◎				
G-4 (21)		文化財情報の集約化事業	未指定文化財や関連文化財群を含めて情報を集約し、呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルして市民に周知します。	○	○	○	◎				

[事業番号] () は第5章と対応

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年、
後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

3 関連文化財群と地区ごとの文化財の対応

歴史文化の 特徴	① 歴史文化を育む陰しく 豊かな自然	② 海とともにある暮らし		
		② - 1 海の恵みを求め根 付いた原始の営み	② - 2 山野河海を拓き獲 得してきた大地の恵み	② - 3 海に祈る多彩な信仰と 地域に根付いた暮らし
1 中央 地区	二河峡、二河川、灰ヶ峰、 両城の階段住宅		二河（上・下）井手	亀山神社例大祭、萬年寺大祭火 渡り修行、鯛乃宮神社例大祭、 平原神社秋季例大祭、貴船（龍 王）神社例大祭、二河峡の十一 面観音菩薩伝説、乙女椿伝説
2 宮原 地区			長渠の碑	八咫鳥神社例大祭、乙女椿伝説、 八咫鳥伝説
3 吉浦 地区	烏帽子岩、吉浦八幡神社 の社叢	本町貝塚、本町遺跡、中 ノ島遺跡、三ツ石遺跡、 池浜古墳、古迫積石塚、 大江遺跡		吉浦八幡神社例大祭
4 警固屋 地区				宇佐神社秋季祭礼、飛び降り観 音、平清盛伝説、宇佐神社祭礼
5 阿賀 地区	大空山、冠崎のヤマモモ、 神田神社の社叢、阿賀の サルスベリ	情島旧石器時代遺跡、情 島火の釜古墳群	豊栄新開の碑、阿賀港の 雁木	阿賀のお漕船、神田神社例大祭、 お浦と治作、弘法大師八十八カ 所地蔵めぐり、神立の火渡り、 松尾神社祭礼
6 広 地区	二級滝、白糸の滝、白糸 の滝の溶結凝灰岩、広青 年教育センターの蘇鉄、 広小坪の褶曲と断層、大 空山、船津神社の社叢	芦冠遺跡	岩樋水門跡、広邑新墾碑、 旧黒瀬街道の石畳、弥生 新開、膺懲碑、段々畑の 石垣	入り江神社明神祭りお供舟（引 き舟行事の由来）、小坪神楽、 初崎神社祭礼、大歳神社例大祭、 船津神社の祭礼、入江神社例大 祭、小滝恵現寺観音伝説、芦冠 遺跡出土の板状土偶
7 仁方 地区	八岩華神社のクスノキ、 磯神社のウバメガシの群 叢、女猫の瀬戸		仁方塩田の由来碑	磯神社の舟形石の手水鉢、仁方 の櫓踊り、仁方地区子ども相撲 大会、仁方地区の奉納神楽、八 岩華神社大祭、新宮神社大祭、 恵比須神社祭
8 天応 地区	深山の滝、烏帽子岩山、 田中八幡神社のフジノキ、 田中八幡神社の社叢			田中八幡神社例大祭
9 昭和 地区	二河川、深山の滝、多賀 雄神社の社叢、灰ヶ峰、 八畳岩、高尾神社のフジ ノキ、高尾神社の社叢、 五連山	小田1号貝塚、泉遺跡、 竜が畝遺跡、一ノ瀬遺跡、 荒蒔峠遺跡、仲間が原遺 跡、貝吹原遺跡、神山遺 跡、戸石山遺跡、小菅遺跡、 平小菅遺跡		多賀雄神社秋季大祭、高尾神社 例祭、盆踊りのくどき・太鼓、 多賀雄神社夏越祭、堂さん祭り、 いぼ神さん祭り、観音さん祭り、 亥の子まつり、虚空蔵堂、竹内 神社秋季大祭

③ 瀬戸内海航路の結節点		④ 海軍の軍事拠点
③ - 1 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点	③ - 2 海の往来とともに栄えた産業と町並み	④ 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾
有崎城跡、古城跡、堀城跡、杉迫城跡、城山城跡、洗足要害	伊能忠敬御手洗測量之図、澤原家近世・近代史料、安芸郡宮原村同町古絵図、絵巻物「浦島測量之図」	旧澤原家住宅、旧呉鎮守府司令長官官舎、呉市水道局平原浄水場低区配水池、呉市水道局二河水源地取入口、呉市入船山記念館休憩所（旧東郷家住宅離れ）、呉市入船山記念館旧高島砲台火薬庫、旧呉海軍工廠塔時計、入船山及び旧長官官舎、旧呉鎮守府関連施設群、旧呉海軍工廠関連施設群、両城の階段住宅
		呉市水道局宮原浄水場低区配水池、独立行政法人国立病院機構呉医療センターの石段、呉海軍工廠記念塔、鳴戦艦大和之塔、造船船渠記念碑
野間氏屋敷跡、大福寺跡、堀城跡、茶臼山城、寺山城跡		旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室（海上保安大学校煉瓦ホール）、海上自衛隊吉浦貯油所、英連邦軍関係資料
小浜山城跡、堀城跡		高島砲台跡
龍王山城跡	阿賀のお漕船、阿賀港の雁木、漁網	大空山砲台跡、呉芸南病院、回天海岸地下製造場所、大入魚雷発射試験場
城が鼻城跡、門松山城跡	石泉文庫及塾・僧叡之墓、入江神社明神祭お供舟（引き舟行事の由来）、小坪神楽、漁網	広海軍工廠・第11海軍航空廠遺構（門柱・地下工場など）、三木谷医院（旧海軍共済組合広病院）、広水力電気（株）井堰・用水路、広海軍工廠航空機部発動機運転場、広海軍工廠航空機部滑走台、第11回軍航空廠地下工場、大空山砲台跡
堀場跡	磯神社の舟形石の手水鉢、八岩華神社、相原酒造、ヤスリ、塩田の由来碑、仁方地区の奉納神楽	
塔岡城跡、天狗山城跡、野間隆則の墓、野間隆則切腹岩		烏帽子山防空砲台跡
城平山跡、掃部城跡、古塁		本庄水源地堰堤水道施設

歴史文化 の特徴	① 歴史文化を育む陰 しく豊かな自然	② 海とともにある暮らし		
関連 文化財群	① 海と島と山が織り なす絶景	② - 1 海の恵みを求め根付いた原 始の営み	② - 2 山野河海を拓き獲得 してきた大地の恵み	② - 3 海に祈る多彩な信仰と地域 に根付いた暮らし
10 郷原 地区	灰ヶ峰、二級峡、銭 神石、郷原のプチサ ンショウウオ、郷原 町のエノキ、新堂平 神社の社叢、新堂平 神社のシイノキ	郷原遺跡、郷原保育園遺跡、火神 嶽古墳	旧黒瀬街道の石畳、野呂 山開拓之碑	銭神岩、新堂平神社例大祭、仏生 滝伝説、郷原の奴踊り
11 下蒲刈 地区	女猫の瀬戸			十七夜祭、森之奥厳島神社例大祭 (鬼の棒舞祭り)、三汁十五菜、塩 づくり(姫ひじきの塩)、梅崎神 社祭礼、渡郷八幡神社祭礼、住吉 神社春祭り、春日神社秋祭り
12 川尻 地区	野呂山、野呂山岩海、 楠の太木、川尻のソ テツ、女猫の瀬戸	柏島西の浜遺跡		堀越祇園社祇園祭
13 音戸 地区	音戸瀬戸、大浦崎自 然海浜保全地区	高須貝塚、波多見第1号古墳、波 多見第2号古墳、天満第1号古墳、 赤崎古墳、桐の木古墳	伝清盛塚	音戸の舟唄、音戸清盛祭、お浦と 治作、平清盛伝説、八幡山神社例 大祭
14 倉橋 地区	火山、万葉集遺跡長 門島松原、宮ノ浜採 石場、須之浦自然海 浜保全地区、倉橋の カンムリウミスズメ	海底出土動物骨化石、トロブ遺跡、 岩屋古墳、横挽第1号古墳、横挽 第2号古墳、飛呂井古墳群、鍛冶 田谷古墳、細田古墳、白浦古墳、 丸岩第1号古墳、丸岩第2号古墳、 矢尻古墳、瀬戸第1号古墳、室ノ 浦古墳、亀ヶ首遺跡、岩畔遺跡、 藻浦遺跡、尻郷遺跡、横島遺跡	鹿島の段々畑	厳島神社管弦祭御座船、八十八ヶ 所巡礼、桂濱神社大祭、室尾新宮 社大祭、八剣神社例大祭、亀ヶ首 遺跡
15 蒲刈 地区	恋湾と恋ヶ浜、桂の 滝、七国見山	石皿、石斧、石さじ、石刃、すり 石、丸尾遺跡、天頭山1号遺跡、 向小浜遺跡、十年遺跡、宮盛小浜 遺跡、名川遺跡、しんこうじ遺跡、 原遺跡、殿垣内遺跡、中神遺跡地点、 前沖浦遺跡、大巻平遺跡、沖浦遺跡、 峠古墳、天頭山2号遺跡		遍路装束、盃状穴、日高神社例祭・ 神輿渡御式、春日神社秋の大祭、 モミヒキ唄、産育
16 安浦 地区	野呂山、三津口湾の景 観、黒地の浜地層(紅 柱石)、市原観音堂菩 提樹、朶平神社の山 桃、亀山八幡神社の 社叢、七浦・中小島 自然海浜保全地区	金箱第1号古墳、金箱第2号古墳	野呂山開拓碑、安浦の棚 田、猪鹿垣	野呂山伊音城 弘法寺岩屋 八十八ヶ所、野呂山伊音城、弘法 寺岩屋、三津口八十八ヶ所、柏島 神社例大祭、神山神社例大祭、森 神社例大祭、弘法寺柴燈護摩供火 渡り、稚児の明神伝説、神様のけ んか、堂前神社の祭礼、朶平神社 の祭礼、十夜、勘定神社祭礼
17 豊浜 地区	アビ渡来群游海面、 豊浜のホルトノキ群 叢、大岐神社のムク	長砂古墳、黄幡第1号古墳、黄幡 第2号古墳、黄幡第3号古墳、黄 幡第4号古墳、水尻遺跡		弓射り祭り、室原神社例大祭、 十七夜明神祭り、えびす祭り、内 浦祭り
18 豊 地区	宇津神社のホルトノ キ	三角島第1古墳、三角島第2古墳、 南安土遺跡、大高山遺跡	木造農船大長丸、石段畑、 大長北雁木	初祭百手神事(大長弓祭り)、宇 津神社秋季例大祭(大長櫓祭り)、 御手洗櫓祭り、おはぐろ伝説、菅 公御手洗の井戸伝説

③ 瀬戸内海航路の結節点		④ 海軍の軍事拠点
③ - 1 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点	③ - 2 海の往来とともに栄えた産業と町並み	④ 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾
岩山（城山）、岡条土井屋敷跡、空条石墓		
多賀谷一族の墓（五輪塔・一石五輪塔・宝篋印塔）、城山城跡、丸屋城跡	三ノ瀬朝鮮信使宿館跡、三ノ瀬御本陣跡、蒲刈島御番所跡、朝鮮人來朝覚備前御馳走船行烈図、留春居、丸本家住宅、弘法寺本堂、森之奥厳島神社拝殿、福島雁木、十七夜祭、森之奥厳島神社例大祭（鬼の棒舞祭り）、三汁十五菜、朝鮮通信使再現行列	
大須和城、堀越城跡		
外城山城跡、双見城跡、岡城跡、先郷城跡	法専寺本堂、法専寺山門、漁網、音戸の町並み	早瀬砲台跡、コンクリート船の防波堤
丸子山城跡、弥勒寺跡、釣土田城跡、長串ノ鼻見張所、笹小島見張所、室尾城跡、海越城跡、多賀谷氏古墓、亀ヶ首警固役所、海越土佐守墓	桂濱神社本殿、財崎神社本殿（桂濱神社の御旅所）、倉橋板「孝経外伝」版木、厳島管弦祭御座船、大神社本殿、八咫神社本殿、桂浜神社拝殿、桂浜神社拝殿、宮林家住宅、尾曾越家住宅、桂浜乾式ドッグ跡、木造和船技術、亀ヶ首遺跡、宮ノ浜採石場、納採石場、室尾の町並み	大向海軍高射砲台跡、室尾海軍高射砲台跡、竹ノ浦海軍施設、亀ヶ首発射場
丸子山城跡、当麻城跡、八幡山城跡、丸尾城跡	細尾石灰貯蔵所跡、平谷屋の廻船業	
常広城跡、中山城跡		コンクリート船の防波堤（武智丸）
丸山城跡、土居城跡、古宇幾山城跡、水尻城跡		
鍋島城跡、向山城跡、古城跡、土居城跡、城の岸城跡	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区、飛騨家住宅、住吉神社本殿・瑞垣及び門、恵美須神社本殿・拝殿、御手洗七卿落遺跡、若胡子屋跡、宇津神社棟札、旧金子家住宅、満舟寺石垣、船宿、旧柴屋住宅、木造農船大長丸、宇津神社、住吉神社（狛犬、石灯籠など）、住吉神社拝殿、大長の雁木、恵美須神社の雁木、千砂子波止、高灯籠、宇津神社秋季例大祭（大長櫓祭り）、御手洗祭り	

第 7 章

文化財の防災・防犯

～呉市の文化財を災害や犯罪から守ろう～

- ・呉市では、これまでも風水害や地震等により多くの被害を受けており、今後も自然災害の発生が懸念されます。また、火災や盗難・いたずら等の人為的被害も、文化財に大きな影響を与えることが考えられます。
- ・災害や犯罪等の予防対策を万全にするとともに、発生時、復旧時に円滑な対策ができるように備えます。
- ・市民に対する普及啓発事業による文化財の周知を実施し、予防連携体制を構築するとともに、被災時に迅速な対応を行えるような連携体制を構築します。
- ・令和 6（2024）～12（2030）年度に取り組む措置として、合計 6 の措置を設定しました。
- ・それぞれの措置は、取組主体、実施期間を記載しており、進捗管理を行っていきます。

1 想定される災害・犯罪

(1) 地震災害

呉市においては、明治 38 (1905) 年および平成 13 (2001) 年の芸予地震で人的被害や家屋の被害などがありました。広島県では、県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災を踏まえた、最新の科学的知見に基づく地震被害想定を行っています。

(2) 風水害

呉市の自然的条件その他周辺地域の特性を考慮すると、最も発生頻度の高いものとしては、台風や大雨による風水害があげられます。過去の気象災害を見ると、梅雨前線の大雨によるものと、台風による暴風雨、高潮によるものが大部分を占めています。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、名勝・天然記念物への被害、個人所有古文書の水没、神社境内への土石流の流入、安浦歴史民俗資料館の水没等の文化財の被害がありました。

(3) がけ崩れ・土石流

降雨等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ、山崩れ、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨等により発生するケースが多く、人家等に壊滅的な被害を与えます。昭和 20 年 9 月枕崎台風による土砂災害においても被害を受けています。

市域内には、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受ける恐れのある地区が多く存在しています。土砂災害の恐れがある箇所は、県により土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が行われており、文化財の多くが警戒区域に所在しています。

(4) 浸水

近年、呉市内においては、平成 22 (2010) 年のチリ中部沿岸を震源とする地震により 0.1m、平成 23 (2011) 年の東北地方太平洋沖地震により 0.3m の津波の高さを観測しています。

黒瀬川、二河川、野呂川等の河川においては、降雨による氾濫および沿川の市街地における浸水が想定されます。河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として県が指定しています。

(5) 火災

火災による文化財の被害としては、設備等からの出火や放火、近隣からの延焼による焼失、焼損及び消火活動による水損などの被害が想定されます。

昭和 24 (1949) 年 1 月の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけとして、文化庁及び消防庁が 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、全国的な文化財防火運動を展開するとともに、

国宝・重要文化財を中心に防火対策を講じてきましたが、近年でも平成 31（2019）年 4 月にノートルダム大聖堂（フランス）、令和元（2019）年 10 月に首里城において大規模な火災が発生しております。

呉市では、防火対策が十分ではない文化財や近隣の民家と隣接する文化財建造物が多くあることから、こうした火災被害の発生が懸念されます。

（6）盗難等人的被害

全国各地で、無人の寺社を中心として仏像等の美術工芸品の盗難が多発するしているほか、平成 27（2015）年 2 月以降、寺社等に油のような液体が散布され、文化財を汚損する被害が相次いでいます。呉市においても、所在が把握できていない美術工芸品、管理が行き届いていない文化財建造物などが多くあることから、こうした被害に遭う恐れが大きいことが想定されます。

2 防災・防犯に関する課題

（1）災害・犯罪リスクの把握が不十分である

文化財の特性や立地、管理状況等に応じて巻き込まれる災害・犯罪リスクは異なりますが、現状では個別の文化財について、災害・犯罪リスクの把握は行われていません。未指定文化財も含めて、今後発生する可能性がある災害・犯罪リスクについて個別に把握し、所有者・管理者と情報を共有し、事前に対応できる体制を整える必要があります。

（2）災害・防災のための普及啓発が不十分である

文化財が災害や犯罪に巻き込まれた場合、文化財の所有者・管理者のみならず、地域住民の協力も重要となるため、文化財の災害・犯罪リスクについて広く周知し、危機意識と有事の際の対応について共有する必要があります。

（3）防災・防犯のための設備が不十分である

災害・犯罪リスクの把握を踏まえて、保管場所の移動や防災設備・防犯システムの設置など、必要な対策を講じる必要があります。

（4）災害・犯罪発生時の通報を受ける仕組みがない

文化財が災害や犯罪に巻き込まれた場合、早期発見と迅速な対応が重要となりますが、文化財に接する機会が最も多い所有者・管理者や地域住民から直接情報提供を受ける仕組みを構築する必要があります。

（５）災害・犯罪発生時の対応がマニュアル化できていない

文化財が災害・犯罪に巻き込まれた場合に、所有者・管理者や地域住民が迅速な情報提供や復旧に向けて、スムーズに対応できるようマニュアルを作成し、事前に周知する必要があります。

（６）災害・犯罪発生時の連携体制が構築できていない

文化財が災害・犯罪に巻き込まれた場合に、対策に向けた迅速な連携体制が構築できていません。有事の際に迅速に対応できるよう、国・県・近隣市町、その他の機関と事前に調整するとともに、所有者・管理者や地域住民に対して市が窓口となることを提示する必要があります。

３ 防災・防犯に関する方針と措置

（１）災害・犯罪リスクの把握と対策の検討

文化財カルテの整備と併せて、本計画において作成した文化財リストの位置情報とハザードマップの照合、文化財の特性、所有者・管理者から聞き取った管理状況などから、災害・犯罪リスクについて把握します。所有者・管理者や地域住民が、管理体制の強化や設備の整備について検討を進められるよう、地区ごとに災害・犯罪リスクをマップ上に集約することとします。

特に近年、文化財の火災被害が頻発していることから、消防局と連携して「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を踏まえた火災リスクの把握と対策の検討を徹底することとします。

（２）防災・防犯に向けた普及啓発事業の実施

各地区の市民センターや自治会と連携して、災害・犯罪リスクの把握を踏まえた、所有者・管理者、地域住民向けのワークショップを実施し、地域の文化財を取り巻く災害・犯罪リスクに関する理解を深めると同時に、今後の対策について検討します。また文化財防火デーの取組など、被害を想定した訓練も継続実施します。

（３）防災・防犯設備に係る整備の推進

災害・犯罪リスクの把握を踏まえて、指定等文化財の所有者・管理者による防災・防犯設備の整備を、補助事業として支援します。特に無人の建屋や屋外展示されている文化財は、盗難や毀損の被害に遭う危険性が高いため、防犯システムの設置については早急に対応することとします。

(4) 災害・犯罪発生後の被災情報収集システムの構築

文化財が被災・被害を受けた場合に状況を確認した所有者・管理者や地域住民から迅速かつ簡易な方法で通報を受けるための情報収集システムを、行政改革デジタル推進第1課及び行政改革デジタル推進第2課等と連携しながら構築します。

また災害・犯罪リスクの把握を踏まえて、所有者・管理者や地域住民の目も届かない文化財を抽出し、監視システムの設置や市による巡視対象とするなど対策を強化することとします。

(5) 災害・犯罪発生時の対応マニュアルの作成と周知

文化財が災害・犯罪に巻き込まれた場合に、所有者・管理者や地域住民が、迅速な情報提供や復旧に向けた対応がとれるようマニュアルを作成し、ワークショップ等を通じて周知を行います。また防災・防犯対策に係る支援措置についても周知し、利用促進を図ります。

(6) 災害・犯罪発生後の連携体制の構築

文化財が災害・犯罪に巻き込まれた場合に、迅速な対応ができるよう呉市（文化振興課）を中心とする連携体制を構築します。消防局や警察署をはじめ、市内関係機関や協力者への要請は呉市が直接行うこととし、(独)国立文化財機構文化財防災センターが実施する文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業や広島史料ネットワークへの協力要請については、広島県教育委員会文化財課を通じて円滑に行うこととします。

また、行政機能が停止する程の大規模災害に備え、広島県及び近隣市町の文化財部局に對して、事前に文化財カルテを共有し、円滑な広域連携が可能な体制を整えます。

防災・防犯に関する措置の一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
14 - 1	★	災害・犯罪リスクの把握 と対策の検討	ハザードマップや文化財の特性、 管理状況などから各文化財の災 害・犯罪リスクについて把握しま す。	◎	○		◎				
14 - 2		防災・防犯に向けた普及 啓発事業の実施	所有者・管理者、地域住民を対象 とした防災・防犯ためのワーク ショップや文化財防火デーに併せ た取組を実施します。	○	○	○	◎				
14 - 3		防災・防犯設備に係る整 備の推進	指定等文化財を対象とした防災・ 防犯設備の整備を支援します。		○		◎				
14 - 4		災害・犯罪発生後の文化 財の被災情報収集システ ムの構築	文化財が被災・被害を受けた場合 に、所有者・管理者や地域住民等 から情報を集約するための情報収 集システムを構築します。	○	○	○	◎				

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
14 - 5		災害・犯罪発生後の対応 マニュアルの作成と周知	文化財が被災・被害を受けた場合に、所有者・管理者や地域住民が迅速な対応をとれるようマニュアルを作成し、周知を図ります。	◎	○	◎	○				
14 - 6	★	災害・犯罪発生後の連携 体制の構築	文化財が被災・被害を受けた場合に、迅速な対応がとれるよう文化振興課を中心とする連携体制を構築します。	○	○	○	◎				

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働で取り組む

[事業期間] 前期：令和6（2024）～8（2026）年、中期：令和9（2027）～10（2028）年

後期：令和11（2029）～12（2030）年、第2期：令和13（2031）年～

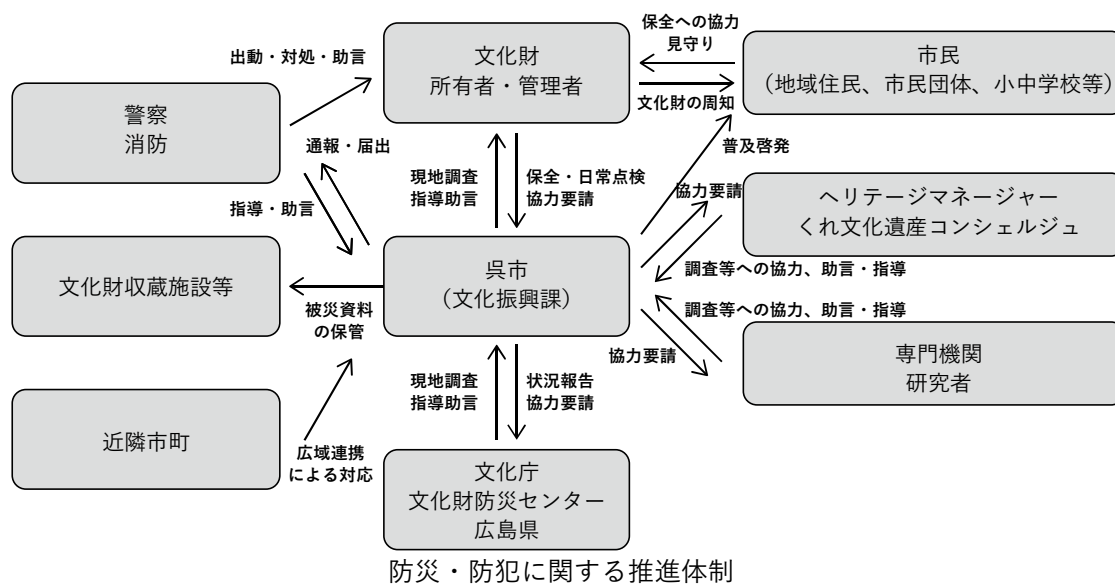
→：検討期間、■：日常的に実施する事業、■：期間を定めて実施する事業

4 防災・防犯に関する連携体制

呉市に所在する文化財について、災害・犯罪等に対する連携体制を次に示します。災害等に遭遇した場合、呉市（文化振興課）が総合的な窓口となり対応することとします。

文化財は、一度滅失すれば再生は非常に困難であり、その損失を未然に防ぐための予防体制を万全にすることが最も重要です。平時より近隣住民等の市民に対して普及啓発事業による文化財の周知を実施し、連携体制の構築を行います。

しかし、万が一文化財が被災した場合は、迅速な対応により文化財の被害を最小限に留め、復旧・復興・復元に向けて事業を円滑に実施しなければなりません。有事の際に迅速に機能する情報伝達体系を整備し、専門機関や市域を越えた連携体制の構築を行います。



※ヘリテージマネージャー（歴史的建造物保存活用資格者）

地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、まちづくりに活かす能力を持った人材であり、広島県建築士会が人材育成を目的として「ヘリテージマネージャー養成講習会」を実施しています。

第 8 章

文化財の保存・活用の推進体制

～文化財をまちづくりの主役の1つとし、市民で守り、活かそう～

- ・文化財を持続的に継承していくために、所有者、行政のみならず、文化財に関わる主体が参画し、連携しながら、取組の輪を広げていく必要があります。
- ・担い手として期待されるのは下記のとおりです。

[市民]

市民は文化財継承の担い手であることを認識し、取組に積極的に参加する。また、市民団体は、活動のけん引役であり、文化財の価値や魅力を発信する。

[所有者・管理者]

文化財を適切に管理し、保存・活用に関する課題を行政や地域住民と共有する。公開・活用を通じて、文化財の価値や魅力を積極的に発信する。

[調査研究機関]

個別の文化財に関する詳細調査や関連文化財群のテーマに基づく調査研究を行い、その成果を積極的に発信する。

呉市の歴史文化に関する調査研究を行う中で、文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。

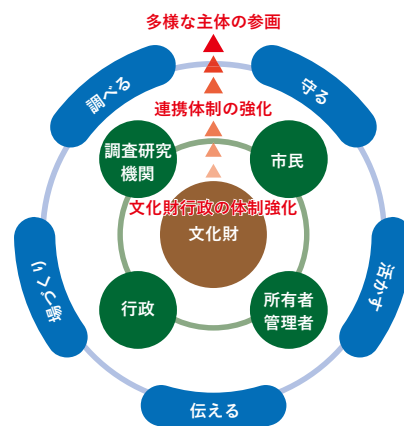
[呉市]

呉市文化振興課が中心となり庁内関係部署と連携し、各種の事業を展開する。また国・県と連携し、文化財の保存・活用に関する支援、指導・助言を受ける。

1 文化財の継承に向けて期待される各主体の役割

今後、呉市の文化財行政においては、これまで文化財の所有者・管理者と呉市が中心となって実施してきた「保存」に重点を置いた取組だけでなく、文化財を持続的に継承するための「活用」に重点を置いた取組も展開していかなければなりません。

そのためには、「市民」、「所有者・管理者」、「調査研究機関」、「呉市」の各主体者がそれぞれに期待される役割を理解した上で、連携を図っていく必要があります。



主体	役割
(1) 市民	(地域住民) - 市民が生活の中で、文化財を知り文化財に触れることで、呉市ならではの豊かな暮らしを実現する。 - 市民一人一人が文化財の継承の担い手となり、地域や身近な文化財の継承に向けた取り組みに積極的に参画する。 (市民団体) - それぞれの活動理念に基づき、創意工夫により文化財に関する自律的な活動を展開する。 - 文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。
(2) 所有者・管理者	- 文化財を適切に管理し、文化財の保存・活用に関する様々な課題を行政や地域住民等と共有する。 - 文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。 - 文化財を継承するため担い手の育成や確保を行う。
(3) 調査研究機関	- 地域の文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。 - 文化財に関する調査研究により得られた学術的知見から、文化財行政に対して指導・助言等を行う。 - 文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。
(4) 呉市	(文化振興課) - 文化財保護法をはじめとした関係法令を適切に執行し、「呉市文化財保存活用地域計画」に基づいて、文化財の保存・活用を推進する。 - 呉市文化財保護委員会や呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会等の専門家の意見を反映しながら、保存・活用事業を実施する。 - 文化財と関係者をつなぎ、多様な主体による歴史文化の継承を促進する。 - 文化財の保存・活用に関わる各主体がそれぞれの役割を果たせるよう積極的に支援を行う。 - 市民が文化財の保存・活用の取組に参画しやすい環境を整える。 - 多様な主体が参画するプラットフォーム・拠点となる場づくりや情報発信を行う。 - 上記の役割を果たし、文化財行政全体をコーディネートできる専門職員の育成・確保を行う。 (庁内の関連部署) - 文化振興課と連携して、文化財の保存・活用に関わる事業を広く展開する。 - 文化財の保存・活用に関して、各部署の立場から情報提供や助言等を行う。

2 推進体制の構築

(1) 市民（地域住民・市民団体）

これまで文化財は、所有者・管理者や行政によって継承されてきましたが、少子高齢化や過疎化により継承が困難な状況となっており、地域住民や市民団体が地域の文化財を地域の魅力としてまちづくりに活かしながら継承していくことが重要となってきました。

市民が、生活のなかで文化財を知り、文化財に触れること、また、文化財を通して様々な活動や交流を体験することは、呉市ならではの豊かな暮らしの実現につながります。市民が文化財を自分たちの宝、誇りと感じることが、結果的に文化財の保存・活用につながります。

地域や身近な文化財に関する普及啓発事業などへの参画を促し、市民一人一人が文化財の継承の担い手であるという意識を醸成していくことが必要となります。

市民が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○	→			
19	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	文化財に関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎				
22	★	学校や地域における普及啓発事業	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎				
25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	文化財の普及啓発を行う人材を継続的に育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。	◎	○	○	◎	→			

(2) 所有者・管理者

今後、文化財を持続的に継承していくためには、行政や民間企業による支援制度を積極的に利用することで負担を軽減しつつ、文化財の魅力を市民（地域住民や市民団体）と一体となってまちづくりに活かし、継承していくことが求められています。

そのため、文化財の継承に係る積極的な支援を行うとともに、所有者・管理者と市民と一緒に文化財の継承を考える場を作ることが必要となります。

所有者・管理者が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者・ 管理者	調査機 関研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
5		文化財取扱マニュアルの作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	○	◎	○	◎				
6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	維持管理状況を把握するため、文化財の所有者・管理者への聞き取り及び巡視による定期診断を実施します。	○	◎		◎				
10		指定文化財保存事業費補助事業	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。		◎		◎	→			
13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○	→			
14	★	文化財防災・防犯事業	文化財の災害・犯罪リスクの把握や設備整備の推進、連携体制の構築等により、文化財の防災・防犯を強化します。	○	◎		◎				
16		国登録有形文化財推進事業	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手続を支援します。		◎	○	◎				
17		文化財保存活用計画の策定支援事業	文化財の計画的な保存・活用事業を推進するため、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。		◎	○	◎				

(3) 調査研究機関

市民が文化財に対して関心を持ち、継承に向けた意識醸成を行うためには、文化財の歴史的・学術的な価値を十分に掘り起こし、市民に対して周知することが重要となります。

そのため、行政や調査研究機関による様々な視点での調査研究と普及啓発の取組を行っていくことが必要となります。

調査研究機関が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所管 管理者	調査 機関 研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
1	★	市内文化財悉皆調査	未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	○	○				
3	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対し、支援を行い、成果を集約していきます。	○	○	○	○				
4		詳細文化財調査	文化財候補リストに基づき、指定等に向けた個別文化財に関する詳細調査を計画的に実施します。	○	○	○	○				
20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	市内の各展示施設を所管する部署と連携し、関連文化財群や日本遺産等のテーマに応じた企画展示や関連イベントの実施を検討します。	○	○	○	○	→			

(4) 呉市

文化財を取り巻く環境の変化を受けて、文化財行政が対象とする「文化財」の拡充、「活用」を前提とする継承の在り方、調査研究事業の必要性といった重要な課題が浮き彫りになっており、文化財部局のみならず庁内関係機関や国・県などと連携した多角的な取組が重要となります。

従来の文化財に関する取組を継続しつつ、本計画に示された様々な事業を着実に実施していくために文化財行政の体制の強化が必要となります。

呉市が主体となる主な事業一覧

事業番号	重点措置	措置	措置の内容	取組主体				事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査機関 研究	呉市	前期	中期	後期	第2期
26	★	文化財専門職員の増員	専門的業務の円滑な実施及び拡充に対応するため、専門職員の増員と人材育成を図ります。			○	◎				
27		文化財保護委員会の体制強化	多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、文化財保護委員会の体制強化を図ります。				◎				
28		関連部署・関係機関との連携強化	庁内外の関係部署・関連機関と定期的な意見交換を行い、連携強化を図ります。				◎				
29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、連携体制を構築します。	○	○	○	◎				

主体ごとの役割と主な事業の一覧

主体	役割	事業 番号	重点 措置	措置	取組主体				事業期間							
					市民	所有者 管理者	調査 機関 研究	呉市	前期			中期		後期		第2期
									R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R13～
市民	地域住民や市民団体が地域の文化財を地域の魅力としてまちづくりに活かしながら継承していくことが重要となっています。市民が文化財を自分たちの宝、誇りと感じることが、結果的に文化財の保存・活用につながります。 地域や身近な文化財に関する普及啓発事業などへの参画を促し、市民一人一人が文化財の継承の担い手であるという意識を醸成していくことが必要となります。	13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	◎	◎		○	→							
		19	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	◎	○	○	◎								
		22	★	学校や地域における普及啓発事業	○	○	○	◎								
		25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	◎	○	○	◎	→							
所有者・管理者	文化財を持続的に継承していくためには、行政や民間企業による支援制度を積極的に利用することで負担を軽減しつつ、文化財の魅力を市民（地域住民や市民団体）と一体となってまちづくりに活かし、継承していくことが求められています。 そのため、文化財の継承に係る積極的な支援を行うとともに、所有者・管理者と市民が一緒に文化財の継承を考える場を作ることが必要となります。	5		文化財取扱マニュアル作成事業	○	◎	○	◎								
		6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	○	◎		◎								
		10		指定文化財保存事業費補助事業		◎		◎	→							
		13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	◎	◎		○	→							
		14	★	文化財防災・防犯事業	○	◎		◎								
		16		国登録有形文化財推進事業		◎	○	◎								
		17		文化財保存活用計画策定支援事業		◎	○	◎								
調査研究機関	市民が文化財に対して関心を持ち、継承に向けた意識醸成を行うためには、文化財の歴史的・学術的な価値を十分に掘り起こし、市民に対して周知することが重要となります。 そのため、行政や調査研究機関による様々な視点での調査研究と普及啓発の取組を行っていくことが必要となります。	1	★	市内文化財悉皆調査	○	○	◎	◎								
		3	★	関連文化財群調査研究支援事業	◎	◎	◎	◎								
		4		詳細文化財調査	○	○	◎	◎								
		20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	○	○	◎	◎	→							
呉市	文化財を取り巻く環境の変化を受けて、文化財行政が対象とする「文化財」の拡充、「活用」を前提とする継承の在り方、調査研究事業の必要性といった重要な課題が浮き彫りになっており、文化財部局のみならず庁内関係機関や国・県などと連携した多角的な取組が重要となります。 従来の文化財に関する取組を継続しつつ、本計画に示された様々な事業を着実に実施していくために文化財行政の体制の強化が必要となります。	26	★	文化財専門職員の増員			○	◎								
		27		文化財保護委員会の体制強化				◎								
		28		関連部署・関係機関との連携強化				◎								
		29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	○	○	○	◎								

3 文化財の継承に向けた新たな推進体制

呉市の文化財の継承は、市民をはじめ、所有者・管理者、調査研究機関、行政などの様々な主体者が連携しながら推進していきます。各関係機関の体制・取組内容は下表のとおりです。

文化財行政の主たる推進体制

部署	主な業務内容	現在の構成
文化スポーツ部 文化振興課	《文化グループ》 ①芸術文化の振興に関すること ②歴史文化の継承に関すること ・文化財の普及啓発、保存・活用に関すること ・指定等文化財の指定・解除、現状変更に関すること ・埋蔵文化財関連手続き、発掘調査に関すること ・歴史資料の調査に関すること ・日本遺産の活用に関すること	6名 (芸術文化3名) (歴史文化3名) ※専門職員1名を含む
	《市史編纂グループ》 呉市史の編纂事業に関すること ・歴史資料の調査に関すること ・歴史資料の収集、保存に関すること	1名
呉市文化財保護委員会	文化財の指定、解除及び保存・活用に関すること	8名
呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会	呉市御手洗伝統的建造物群保存地区の保存と活用に関すること	7名
産業部 海事歴史科学館学芸課	《学芸グループ》 海事歴史科学館に係る資料の受入、保存、調査、研究、展示公開などの学芸業務に関すること ・海軍関連資料の調査・研究について ・海軍関連資料の保存・活用について ・入船山公園内施設の保存・活用について	7名 ※学芸員5名を含む

庁内の関連部署

部署	業務内容 ※所管する計画	文化財に関連する項目
総務部 行政改革デジタル推進第1課・第2課	・行政改革に関する業務 ・情報通信技術の活用に係る企画立案及び施策推進に関する業務 ・情報通信基盤の整備	・文化財の被災情報収集システムの構築に関すること ・文化財専門職員の充実に関すること
企画部 企画課	・大学との連携に関する業務 ・過疎、辺地、離島、半島振興計画に関する業務 ※呉市長期総合計画 ※呉市過疎地域持続的発展計画	・大学等高等教育機関との連携に関すること ・近隣市町（広島中央地域連携中枢都市圏、広島広域都市圏）との連携に関すること
市民部 地域協働課	・地域のまちづくりに関する業務	・自治会、まちづくり協議会・委員会、地域おこし協力隊との連携に関すること ・まちづくりイベントに関すること
産業部 観光振興課	・観光資源の開発・活用に関する業務 ・日本遺産の活用等に関する業務 ※呉市観光振興計画	・文化財、日本遺産の活用、情報発信に関すること ・観光ボランティア団体との連携に関すること ・かまがり古代製塩遺跡復元展示館の活用に関すること

部署	業務内容 ※所管する計画	文化財に関連する項目
都市部 都市計画課	・都市計画に関する業務 ・景観計画に関する業務 ※呉市都市計画マスタープラン ※呉市景観計画	・都市環境の保全・形成の方針に関する事 ・呉市景観づくり区域における景観形成に関する事
都市部 建築指導課	・建築基準法に関する業務	・建築基準法の手続きに関する事 ・建築物等の耐震診断や補強に関する事
都市部 住宅政策課	・空き家対策に関する業務 ※呉市空き家等対策計画	・空き家の情報共有、保存・活用に関する事
土木部 土木整備課	・インフラ等の整備に関する業務 ・災害対策等に関する業務	・開発事業に伴う埋蔵文化財調査に関する事
消防局 予防課	・防火対策と指導に関する業務 ・立入検査に関する業務	・文化財の防火対策や立入検査に関する事 ・文化財防火デーの取組に関する事
上下水道局 経営総務部 経営企画課	・上下水道施設の事業経営に関する業務	・所管する文化財の保存・活用に関する事
上下水道局 技術部 浄水課	・水道施設の維持・管理に関する業務	・所管する文化財の維持・管理に関する事
教育委員会 教育部 学校教育課	・市立小・中・義務教育学校の教育に関する業務 ※呉市教育大綱	・ふるさと文化探訪事業などの文化財を活用した地域学習に関する事

庁外の関係機関

組織	連携が望まれる取組
文化庁	・文化財行政に対する指導助言 ・文化財関連補助事業の実施 ・文化財専門職員研修の実施
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	・文化財の防災・防犯に係る連携（文化財ドクターの派遣）
広島県教育委員会 文化財課	・文化財担当職員の研修の実施 ・県指定文化財の保存・活用に係る補助事業の実施 ・大規模災害時の広域連携の要請
広島県教育事業団埋蔵文化財調査室	・埋蔵文化財発掘調査の実施 ・出土遺物の維持管理
広島県立歴史民俗資料館	・文化財を活用した教育普及事業の実施
広島県立文書館	・古文書資料に係る取扱いに係る連携 ・文化財の防災・防犯に係る連携（被災文書のレスキュー）
江田島市教育委員会 生涯学習課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
熊野町 産業観光課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
坂町教育委員会 生涯学習課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携

組織	連携が望まれる取組
東広島市教育委員会 文化課	・ 関連する文化財の一体的な活用 ・ 文化財関連情報の相互発信 ・ 大規模災害時の相互連携
竹原市教育委員会 文化生涯学習課	・ 関連する文化財の一体的な活用 ・ 文化財関連情報の相互発信 ・ 大規模災害時の相互連携 ・ 伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
福山市 文化振興課	・ 伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
廿日市市 都市計画課	・ 伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
旧軍港市振興協議会 関連自治体（横須賀市・舞鶴市・佐世保市）	・ 日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用事業に係る連携 ・ 日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」関連事業の情報発信
北前船日本遺産推進協議会 関連自治体	・ 日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の活用事業に係る連携 ・ 日本遺産「北前船寄港地・船主集落」関連事業の情報発信
広島県建築士会 (広島県ヘリテージマネージャー)	・ 登録有形文化財推進事業における連携 ・ 御手洗伝統的建造物群保存地区内の建物調査や歴史的建造物の悉皆調査における連携

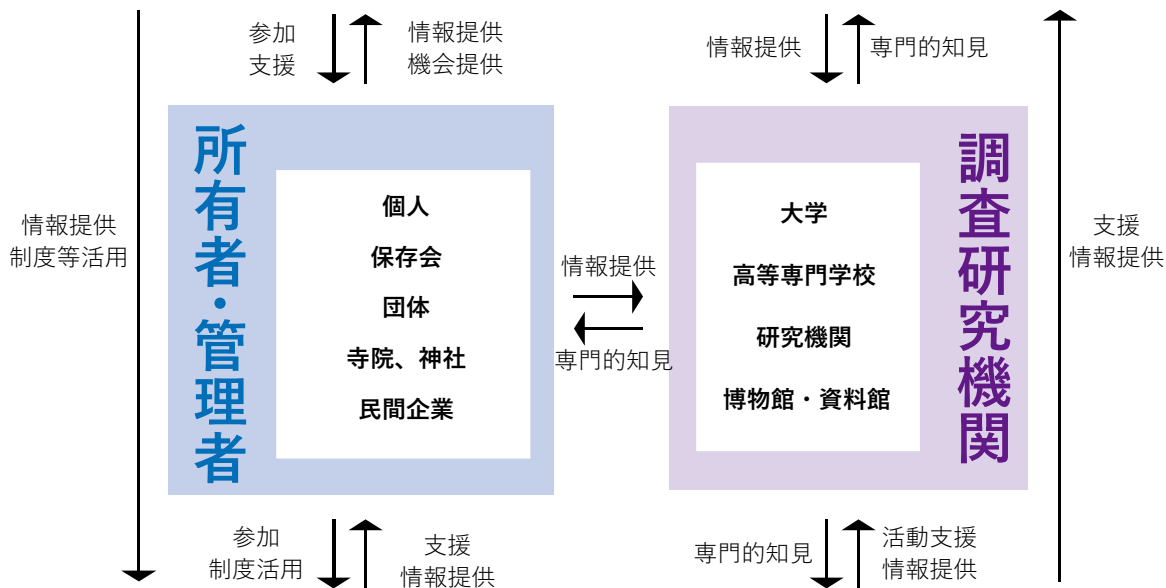
市民団体等（ヒアリング実施団体より）

区分	連携が望まれる取組
各観光協会・観光ガイドの会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
一般社団法人呉観光協会／川尻町観光協会／安浦町観光協会／御手洗休憩所／呉観光ボランティアの会／くらはし観光ボランティアガイドの会／御手洗観光ガイドの会／下蒲刈観光ガイドの会 ほか	
各広報機関	文化財に関連する取組の情報発信に係る連携
株式会社 SA メディアラボ ほか	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
広島郷土史研究会／阿賀歴史文化研究会 ほか	
各まちづくり団体	文化財に関連するまち歩きや文化財関連イベント等の実施に係る連携
入船山秋祭り実行委員会／一般社団法人くれ・ひと・まち情報応援団 ほか	
各高等教育機関	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
広島大学／呉工業高等専門学校／広島国際大学／広島工業大学 ほか	
その他専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
重伝建を考える会／広島県建築士会／ひろしま自然の会 ほか	

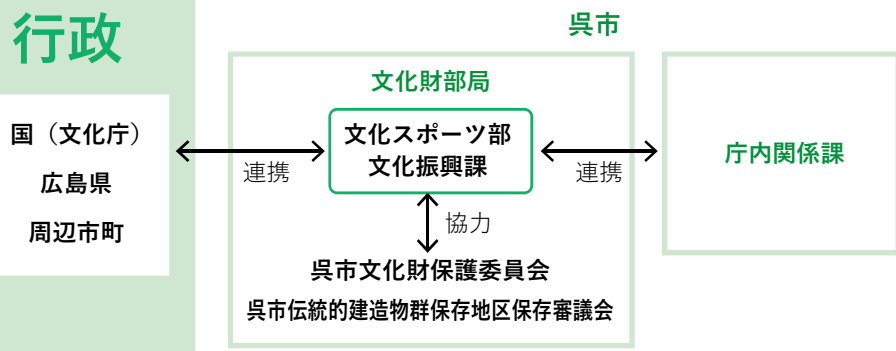
市民

住民 来訪者
小・中・義務教育学校 高等学校
自治会・まちづくり協議会

市民活動団体
郷土史研究会 地域の専門家
くれ文化遺産コンシェルジュ



行政



文化財の継承に向けた推進体制

4 文化財の保存・活用の将来に向けて

文化財は、呉市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた、市民の財産ということができます。本計画では、市民一人一人が呉市の文化財を知り、日常生活の中で文化財に触れることで、呉市ならではの豊かな暮らしを実現することを目指しています。市民一人一人が呉市らしい暮らしを楽しむ中で、当たり前に関わり、保存・活用の担い手となって、将来へ継承されていくことを目指します。

呉市内では、現在、文化財の保存・活用に関連して、様々な団体や市民の方々が活動しています。どの活動も地域性にあふれ、魅力的で、地域の様々な方を巻き込んだ活動がされています。本計画の作成にあたっては、数多くの市民団体や調査研究機関などにヒアリングを行ってきました。

それらの取組を身近な先行事例として参考にしながら、また、情報交換・意見交換を行いながら、市域全体で多様な取組を推進していきます。



「入船山秋祭り」

「地域の歴史と文化に楽しく触れる」をテーマとした海軍遺構が集中するエリアでのイベント



「仁方地区の奉納神楽」

祭りへの参加を通じて地域の子どもたちによって受け継がれる伝統文化



「旧呉鎮守府の地下施設群等の調査」

呉工業高等専門学校等の学生による市内の海軍遺構の調査・研究活動



「石泉文庫蔵書の虫干し」

文化財の管理者や地域住民・小学生によって毎年行われている古文書の虫干し作業

計画作成の経緯

年 月 日	内 容
令和 3 年 2 月 25 日	令和 2 年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画の作成に向けた検討
令和 3 年 12 月 13 日	第 1 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 3 年 12 月 13 日～ 5 年 6 月 21 日	市民団体、調査研究機関、近隣市町を対象とするヒアリング調査の実施 (計 60 団体)
令和 4 年 1 月 19 日	文化庁意見聴取
令和 4 年 2 月 1 日～ 4 年 2 月 18 日	市民アンケート調査の実施
令和 4 年 2 月 24 日	令和 3 年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画（案）について審議
令和 4 年 3 月 4 日	第 2 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 4 年 3 月 5 日～ 4 年 11 月 23 日	市民ワークショップの実施（計 9 回）
令和 4 年 5 月 24 日	文化庁による市内現地視察
令和 4 年 7 月 12 日	第 3 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 4 年 11 月 21 日	第 4 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 5 年 1 月 23 日	文化庁意見聴取
令和 5 年 3 月 4 日	第 5 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 5 年 5 月 23 日	第 6 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 5 年 8 月 1 日	文化庁意見聴取
令和 5 年 8 月 18 日	第 7 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 5 年 9 月 27 日	文化庁意見聴取
令和 5 年 10 月 3 日	第 8 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和 5 年 12 月 18 日～ 6 年 1 月 16 日	呉市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの実施
令和 6 年 2 月 14 日	令和 5 年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画（案）について審議
令和 6 年 2 月 15 日	第 9 回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会

呉市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

番号	役職	区分	氏名	所属等	専門分野
1		呉市	神垣 進 (～ R4.3) 安倍 広志 (R4.4 ～)	呉市文化スポーツ部部長	
2		学識経験者	有松 唯	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	考古学
3		学識経験者	上寺 哲也	呉工業専門学校准教授	機械工学
4	副会長	学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会会長	建築学
5		商工・観光 関係団体	小野 香澄	NPO 法人呉サポートセンターく れシェンド理事	観光振興・地域活 性化
6		商工・観光 関係団体	兼田 勝彦	呉商工会議所事務局長	
7		呉市	濱田 みゆき (～ R5.3) 兼光 賢 (R5.4 ～)	呉市産業部副部長	
8		学識経験者	岸 泰子	京都府立大学准教授	建築史
9		広島県	白井 比佐雄 (～ R5.3) 坂本 秀和 (R5.4 ～)	広島県教育委員会文化財課長	
10		学識経験者	砂本文彦	神戸女子大学教授	都市計画
11		学識経験者	戸高一成	呉市海事歴史科学館・入船山記念 館館長	海軍史
12		商工・観光 関係団体	平田 己恵子	一般社団法人呉観光協会事務局長 補佐	観光振興・地域活 性化
13	会 長	学識経験者	藤田盟児	奈良女子大学大学院教授	建築意匠学
14		市民代表	古本信治		
15		市民代表	森原由佳		

呉市文化財保護委員会委員名簿

番号	役職	区分	氏名	役職名	専門分野
1	会 長	学識経験者	岡本 二郎	元呉工業高等専門学校教授	建築学
2			小坂 敏和	元広島大学大学院准教授	動物学専攻・昆虫
3			澤登 宜久	元近畿大学工学部教授	近世建築物、建築 歴史意匠研究
4			鈴木 盛久	広島大学名誉教授	地質学
5			武内 盟子	元呉市職員（営繕課）	建築、近代建築
6	副会長		千田 武志	元広島国際大学教授 呉市参与	近代史
7			中山 富廣	元広島大学大学院人間社会科学研究科教授	近世史
8			松下 宏	呉市入船山記念館運営審議会委員	建築、近代建築

呉市文化財保存活用地域計画

発行 令和 7（2025）年 3 月

編集 呉市文化スポーツ部文化振興課

〒 737-8501 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号

Tel 0823-25-3462 Fax 0823-24-9807